

令和 6 年 2 月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和 6 年 3 月 6 日～ 7 日・11 日

場 所 第 4 委員会室

令和6年3月6日(水曜日)

出席委員(8人)

午前9時57分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計予算

○議案第6号 令和6年度宮崎県山林基本財産
特別会計予算

○議案第7号 令和6年度宮崎県拡大造林事業
特別会計予算

○議案第8号 令和6年度宮崎県林業改善資金
特別会計予算

○議案第12号 令和6年度宮崎県沿岸漁業改善
資金特別会計予算

○議案第22号 宮崎県漁港管理条例の一部を改
正する条例

○議案第42号 みやざき県民の住みよい環境の
保全等に関する条例の一部を改
正する条例

○議案第48号 林道事業執行に伴う市町村負担
金徴収について

○議案第49号 国営大淀川右岸施設機能保全事
業執行に伴う市町村負担金徴収
について

○議案第50号 農政水産関係建設事業執行に伴
う市町村負担金徴収について

○その他報告事項

・地域共生型の再生可能エネルギー導入のため
の促進区域の設定に関する環境配慮基準の策
定について

・令和6年度環境森林部組織改正案について

・PFAS存在状況緊急調査事業における指針
値超過事案について

○閉会中の継続審査について

委 員 長	安 田 厚 生
副 委 員 長	松 本 哲 也
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	野 崎 幸 士
委 員	日 高 利 夫
委 員	本 田 利 弘
委 員	今 村 光 雄
委 員	黒 岩 保 雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
環 境 森 林 部 次 長 (総 括)	田 代 暢 明
環 境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当)	松 井 健太郎
環 境 森 林 課 長	松 浦 好 子
環 境 管 理 課 長	野 口 辰 美
循環社会推進課長	今 村 俊 久
自 然 環 境 課 長	川 畑 昭 一
森 林 経 営 課 長	松 永 雅 春
森林管理推進室長	永 田 誠 朗
山村・木材振興課長	二 見 茂
み や ざ き ス ギ 活 用 推 進 室 長	笹 山 寿 樹
工 事 検 査 監	清 藤 勝 也
林業技術センター所長	池 田 孝 行
木 材 利 用 技 術 セ ン タ ー 所 長	上 野 清 文

事務局職員出席者

議 事 課 主 任 主 事	飯 田 貴 久
総 務 課 主 任 主 事	森 口 浩 司

○安田委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程であります、日程案につきましてはお手元に配付しているとおりであります、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付している委員会審査の進め方(案)を御覧ください。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしています。

次に、2、当初予算関連議案等の審査についてであります。

当初予算の審査に当たっては、審査時間が長くなることが予想されることから、配付資料のとおり、班を分けて説明・質疑を行い、最後に総括質疑を行いたいと存じます。

審査の進め方については以上であります、このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

本日、委員会に3名の傍聴の申出がありまし

たので、これを認めることといたします。

傍聴をされる方に申し上げます。傍聴される方は、受付の際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、大声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

○殿所環境森林部長 常任委員会資料の3ページを御覧ください。

本日の説明事項は、予算議案が議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計予算」など4件、特別議案が議案第42号「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」など2件、その他報告事項が、記載しております2件と、机上に配付しております「PFAS存在状況緊急調査事業における指針値超過事案について」を合わせて3件です。

4ページを御覧ください。

予算議案であります。歳出予算集計表(課別)を御覧ください。

この表は、議案第1号をはじめとする4つの予算議案に関する環境森林部の歳出予算を、課別に集計したものであります。

このうち、議案第1号の一般会計の予算額は、令和6年度当初予算額Aの列の中ほどに網かけしております小計の欄にありますように209億8,161万3,000円となっております。

また、議案第6～8号の特別会計の予算額は、下から2段目の小計の欄にありますように12億5,544万5,000円となっております。

この結果、環境森林部の令和6年度当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、一

番下の合計の欄にありますように222億3,705万8,000円となり、令和5年度当初予算額と比較しますと102.1%となっております。

5ページを御覧ください。

議案第1号関係の債務負担行為の追加についてであります。

森林経営課関係が2件ございます。

1つ目は、「森林環境保全整備事業」において、事業期間が年度をまたがることから、債務負担行為を設定するものであります。期間は令和6～7年度であり、限度額は7,350万円であります。

2つ目は、令和6年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償であります。これは、林業公社が第4期経営計画に基づいて経営改善を図るため、現在の借入金残高の一部について、日本政策金融公庫からの低利の融資に借り換えることを予定しており、その借入れに対し損失補償をするものであります。借入れの限度額は1億4,669万9,000円であります。

各事項の詳細につきましては、それぞれの担当課・室長が説明いたします。

○安田委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

これより2班に分けて議案の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたします。

歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて決算における指摘要望事項についても説明をお願いいたします。

それでは、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後にお願いいたします。

○松浦環境森林課長 歳出予算の説明に入ります前に、グリーン成長プロジェクトの全体概要について、改めて御説明させていただきます。

資料6ページをお願いします。

当プロジェクトでは、林業・農水産業・脱炭素の3つの分野で取り組んでおります。この3つの分野に関する現状と課題ですけれども、まず左上の①本県林業を取り巻く状況を御覧ください。

本県の再造林率（折れ線グラフ）になりますが、ここ数年70%台で推移しており、全国的には決して低くはない現状ですが、棒グラフで示しております再造林面積は2,000ヘクタール前後で頭打ちとなっております。

杉素材生産量32年連続日本一である本県においては、伐採量に再造林面積が追いついていない状況であり、循環型林業を確立するためには、再造林対策の強化が必要であります。

次に、右上の②本県農水産業を取り巻く状況を御覧ください。

令和4年の農業産出額が3,505億円と全国6位となっておりますが、本県は燃油、化学肥料、配合飼料等の大部分を海外資源に依存しており、海外情勢の変化等に伴う価格変動の影響を受けやすいという課題があります。

このような中、昨年4月に開催されましたG7宮崎農業大臣会合におきましても、国内農業資源の持続的な活用など農業の持続性と生産性の両立等を目指し、G7各国が取り組むべき行動を要約した「宮崎アクション」が採択されたところでございます。

続いて、③温室効果ガスの排出・吸収の仕組みを御覧ください。

左下の図のとおり、人類の活動から排出された二酸化炭素は、陸上や海洋などに一部は吸収されますが、半分近くは大気中に蓄積され、温室効果を増大させており、このことが地球温暖化の大きな要因となっております。

また、その右側の図は、本県の温室効果ガス削減目標のイメージ図ですが、2050年には、県全体で排出される温室効果ガスについて、森林等による吸収量と均衡するまで削減することで、カーボンニュートラルの実現を目指すこととしております。

このためには、資料の下部中央に四角で囲んでおりますが、省エネや再エネによるCO₂排出量の削減とともに、陸上や海洋へのCO₂吸収量の増加を図る必要があります。

資料7ページをお願いいたします。

ただいま御説明しました課題を左側に、さらに、これらの課題解決のために必要な取組の柱と方向性を右側にまとめておりまして、グリーン成長プロジェクトにおきましては、1「循環型林業の推進」、2「循環型農水産業の推進」、3「脱炭素化による成長の実現」に取り組むこととしたものであります。

8ページをお願いします。

グリーン成長プロジェクト関連事業のうち、環境森林部関連の令和6年度の主な新規・改善事業の一覧となっております。

ページ上のほうに「産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」の構築」、ページ下のほうに「脱炭素経営の推進による産業部門の成長の実現」のそれぞれの施策を実現するための主な事業を記載しております。

本日の委員会では、ページ下のほうの脱炭素関係での環境森林部が取り組む事業など、環境分野を中心とした説明を第1班で行いまして、ページ上部の再造林に取り組む「宮崎モデル」と林業分野に関する事項は第2班で説明させていただきます。

それでは、環境森林課の当初予算について御説明いたします。

常任委員会資料14ページを御覧ください。

環境森林課の当初予算額は、表の左から2列目の令和6年度当初予算額の欄にありますように、一般会計で27億9,571万2,000円をお願いしております。

主な内容について御説明します。

15ページを御覧ください。

表の上から3段目、(目)環境保全費(事項)環境保全推進費3,583万9,000円であります。

説明及び事業名の欄のうち5、改善事業「環境保全普及啓発事業」2,449万1,000円につきましては、環境教育の拠点である環境情報センターの運営、県民や事業者の環境実践行動を支援する環境みやざき推進協議会の運営、地球温暖化対策の普及啓発等を行う地球温暖化防止活動推進センターの運営などに要する費用であります。

その下の段の(事項)地球温暖化防止対策費4億2,805万1,000円であります。

説明及び事業名の欄のうち、3の改善事業「脱炭素経営支援事業」、5の改善事業「ひなたゼロカーボン加速化事業」につきましては、後ほど御説明させていただきます。

4の改善事業「県有施設脱炭素関連設備導入事業」1億6,750万円につきましては、建設中の新しい県営プールや総合庁舎などの県有施設に、リース方式などを活用して太陽光発電設備の設置やLED照明への更新を行い、再エネ由来電力の利用拡大や、施設の省エネ化を図ることとしております。

16ページをお願いします。

(目)林業振興指導費の上から4段目、(事項)森林環境教育推進費2,445万円であります。

説明及び事業名欄のうち、2の改善事業「森林環境教育支援事業」につきましては、学校や

地域等が取り組む森林・林業体験活動への支援など、幅広い世代を対象にした森林環境教育を実施することで、森林の働きや重要性を理解し、県民共有の財産である森林をみんなで守っていく機運の醸成を図ることとしております。

次に、18ページをお願いします。

新規・重点事業について御説明いたします。

改善事業「脱炭素経営支援事業」であります。予算額は2,500万円です。

事業の目的ですが、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の可視化や脱炭素化の取組を支援することにより、企業の持続的な成長へとつながる事業活動への転換を図るものであります。

次の19ページを御覧ください。

現状と課題ですが、右側のグラフは石油価格の推移を示しております。令和4年2月のウクライナ侵攻前と比べまして、2割ほど高い水準のまま高止まりしております。そのため、エネルギー価格の影響を受けにくくなるように、再エネや省エネなど、事業活動の脱炭素化に取り組む脱炭素経営への転換が必要となっております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

本事業では、セミナーなどにより脱炭素を知っていただき、ウェブサービスを活用して事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を量り、課題等を抽出いたします。そして、排出量を減らすために、排出削減に向けた計画の策定や実行等を伴走支援することにより、脱炭素経営の実現を図っていくこととしております。

前の18ページにお戻りください。

事業の概要に記載しております事業内容等につきましては、先ほど説明させていただいたとおりであります。

事業の期間は、令和6～7年度の2か年とし

ております。

次に、20ページをお願いします。

改善事業「ひなたゼロカーボン加速化事業」であります。予算額は2億2,400万円であります。

事業の目的ですが、住宅や事業所等への太陽光発電設備や省エネ設備の導入等を支援することにより、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた温室効果ガスの排出削減を図るものであります。

次の21ページの現状と課題を御覧ください。

県内の温室効果ガスの排出量は基準年度である2013年度と比較して減少傾向でございますが、ゼロカーボン社会の実現に向けて再エネ・省エネの取組をさらに拡大させるには、継続的な支援が必要となっております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

住宅向けに、①太陽光発電設備、②蓄電池、③高効率給湯器の導入や④高断熱性窓ガラスの改修を、事業所向けに、①太陽光発電設備、②蓄電池や③コージェネレーションシステムの導入を支援することにより、温室効果ガスの排出削減を図るものであります。

前の20ページにお戻りください。

事業の概要に記載しております事業内容等につきましては、先ほど説明させていただいたとおりであります。それぞれの補助率や補助額については、表の右側に記載のとおりであります。

事業の期間は、令和6～8年度の3か年としております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

資料22ページをお願いいたします。

指摘要望事項につきましては、「ゼロカーボン社会づくりについて、実現に向けた気運醸成に

取り組むとともに、温室効果ガス排出削減のための県民や事業者に向けた支援事業を継続的に行うこと」という御指摘・御要望をいただいております。

このことにつきまして、環境森林部としましては、ゼロカーボン社会づくりの実現に向けて、令和5年3月に第四次宮崎県環境基本計画を一部改定し、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で50%削減へと見直すとともに、その達成に向けたロードマップを新たに追加し、本県が目指す姿及び今後の取組を示したところです。

これらの取組を進めるためには、御指摘にもございました、機運の醸成や行動変容を促進する必要があります。

このため、令和6年度予算におきましても、啓発イベント等による県民等へのプロモーション展開や、県内事業者を対象としたセミナーの開催、県民及び事業者の脱炭素の取組を取りまとめた「行動ブック」の作成・配布による普及啓発などを通じて、機運醸成に取り組むこととしております。

また、太陽光発電設備や省エネ設備の導入に対する支援や、EV車両への転換に向けた環境整備の取組の支援などにも、引き続き取り組んでまいります。

○野口環境管理課長 資料24ページを御覧ください。

環境管理課の当初予算の総額は、左から2列目の欄にありますように、一般会計で4億3,036万円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の(目)環境保全費(事項名)大気保全費7,971万3,000円がありますが、

説明及び事業名欄の1、「大気汚染常時監視事業」5,275万4,000円は、大気汚染防止法に基づき、二酸化硫黄や光化学オキシダントなどの大気汚染物質を常時監視するものであります。

(事項)水質保全費9,320万5,000円ではありますが、1、「水質環境基準等監視事業」5,900万1,000円は、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域や地下水について、汚濁物質やヒ素などの有害物質を常時監視するものであります。

(事項)放射能測定調査費1,129万4,000円は、国からの委託を受けまして、モニタリングポストを用いた空間放射線量や、ゲルマニウム半導体検出器を用いた、水道水や土壌などの放射能を調査するものであります。

25ページへお進みください。

(事項)公害保健対策費1億570万6,000円がありますが、これは旧土呂久鉾山のヒ素による公害健康被害に係る経費で、1、公害健康被害補償対策費8,025万3,000円は、慢性ヒ素中毒症の認定患者の方々へ医療費や障害補償費などを給付するものであります。2、健康観察検診費2,018万4,000円は、慢性ヒ素中毒症の認定患者や土呂久地区に住んでおられる方々の健康状態の観察、いわゆる土呂久検診を実施するものであります。

(事項)河川浄化対策費952万3,000円ではありますが、2、改善事業「水環境ふれあい活動事業」945万円は、水環境保全への意識の醸成を図るため、本県独自の指標を用いた「水辺の学習」や、硫黄山水質改善施設を活用した環境学習等を実施するものであります。

(事項)合併処理浄化槽等普及促進費1億1,870万4,000円ではありますが、4、「浄化槽整備支援事業」8,941万9,000円は、生活排水処理率の向上を図るため、市町村が設置する合併処理浄化

槽と、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する個人設置の浄化槽に補助するものであります。

7、新規事業「浄化槽適正管理システム整備事業」については、次のページからの資料にて御説明いたします。

26ページを御覧ください。

新規事業「浄化槽適正管理システム整備事業」1,213万2,000円であります。

事業の目的は、浄化槽の設置や維持管理に関する状況を正確に把握できるシステムを構築することにより、浄化槽法定検査受検や適正な維持管理の指導・啓発を充実・強化し、浄化槽適正管理の一層の推進を図るものであります。

次の27ページの現状と課題を御覧ください。

現有の県浄化槽台帳は浄化槽設置者等からの届出情報に基づいており、廃止や転居に伴う届出が徹底されていないこと等から、徐々に、登載情報の精度が低くなってきております。この結果、法定検査未受検など不適正な管理状態にある浄化槽の把握が不十分となり、指導等が適切に実施できていないという課題があります。

このため、事業内容及び効果にありますように、新規報告システムを用いて、維持管理業者に維持管理情報と浄化槽GIS情報を、県に対して報告してもらいます。県では、業者報告情報を浄化槽台帳と突合し、業者側と共通番号で連結することにより、以降の報告情報は台帳に自動更新できる仕組みとすることで、継続的に浄化槽台帳情報が更新される新たな台帳システムを構築いたします。

これにより、浄化槽適正管理の指導・啓発が推進され、水環境保全が図られることが期待できます。

前のページにお戻りください。

事業の概要に記載しております事業内容等については、先ほど御説明させていただいたとおりであります。

事業の期間は、令和6年度の単年度となっております。

○今村循環社会推進課長 資料28ページをお開きください。

当課の当初予算の総額は、一般会計で5億7,907万4,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明します。

歳出予算説明資料の(目)環境保全費(事項)一般廃棄物処理対策推進費3,122万5,000円であります。

説明及び事業名欄の2、「海岸漂着物等地域対策推進事業」2,143万8,000円ですが、これは、国の補助金を活用し、海岸漂着物発生抑制のための啓発や、市町村が実施する海岸漂着物の回収や処理への支援に加えまして、県内の海岸に漂着したごみの組成調査を行うものであります。

次に、(事項)産業廃棄物処理対策推進費4億5,191万8,000円であります。

2、「産業廃棄物処理監視指導事業」の(2)「廃棄物不適正処理防止対策強化事業」の8,150万9,000円につきましては、当課と各保健所に廃棄物監視員を配置しまして、監視体制を強化することにより、不法投棄等の早期発見、指導、原状回復の徹底等を図るものであります。

5、産業廃棄物税基金積立金3億488万9,000円につきましては、産業廃棄物税の税込等から徴税経費を除いた額を、基金として積み立てるものであります。

8、「産業廃棄物トラックスケール設置支援事業」1,000万円につきましては、産業廃棄物税を

適正に課税・徴収することなどを目的としまして、産業廃棄物処理事業者が設置するトラックスケールの整備に要する経費の一部を支援するものであります。

続きまして、(事項) 廃棄物減量化・リサイクル推進費の9,593万1,000円であります。

1、「循環型社会推進総合対策事業」の(2)、改善事業「産業廃棄物リサイクル転換支援事業」6,050万円ではありますが、これは、産業廃棄物のリサイクルに積極的な排出事業者や処理業者の取組を支援することにより、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル率の向上を図るとともに、「みやざきリサイクル製品」の消費者への認知度を高め、持続可能な循環型社会を確立するものであります。

続きまして、2、改善事業「宮崎県食品ロス削減推進計画」ステップアップ事業」につきましては、次のページからの資料にて御説明いたします。

30ページを御覧ください。

改善事業「宮崎県食品ロス削減推進計画」ステップアップ事業」であります。予算額は1,800万円をお願いしております。

事業の目的ですが、県内の食品ロスの実態を調査するとともに、市町村や民間企業の活動支援、それから「みやざき食べきり宣言プロジェクト」を実施することにより、県民の食品ロスへの認識を高め、一層の削減を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

食品ロスの削減に関しましては、令和元年に食品ロス削減推進法が施行されましたが、その後、新型コロナの感染が拡大したことにより、家庭ごみの開封作業が行えないなど、食品ロスの実態を把握するための調査がなかなか行えない

状況となりました。

このような状況もありまして、県内市町村の食品ロス削減推進計画の策定は進んでおらず、策定済みは現在2市町村にとどまっております。

また、これまでの取組によりまして、「食品ロス」という言葉自体はかなり県民にも普及したものと考えておりますが、削減に向けた具体的な取組が十分に広がったとまでは言い難い状況にあると考えております。

そのため、下の事業内容及び効果のほうに記載しております、①食品ロスの実態調査、②市町村や民間企業等が行うフードドライブ等の活動支援のほか、③食べきり協力店の利用促進キャンペーンなど「みやざき食べきり宣言プロジェクト」に取り組むことで、県民の食品ロスに対する認識をさらに高めるとともに、削減の実践的な活動が県民全体に広がっていくことを期待しております。

前のページにお戻りください。

事業の概要につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりであります。

事業の期間は、令和6～8年度の3か年としております。

○川畑自然環境課長 常任委員会資料32ページを御覧ください。

自然環境課の当初予算は、表の左から2列目、令和6年度当初予算の欄にありますように、一般会計で37億3,470万4,000円をお願いしております。

それでは、主なものについて説明いたします。

33ページを御覧ください。

左側の列の(目)環境保全費、2段目の(事項)自然保護対策費1,272万円であります。

右側の説明及び事業名欄の6、「生物多様性地域活動等推進事業」は、生物多様性の保全や希

少野生動植物の保護をするため、市町村が実施する森林生態系の保全活動等を支援するものがあります。

次の(目)林業総務費、3段目の(事項)公共工事品質確保強化対策費1,422万5,000円であります。これは、公共工事における適正な下請けの契約の履行と公共工事の品質確保を目的に、宮崎県建設技術推進機構に委託して、施工体制監視チームによる現場点検を実施するものであります。

次の(目)林業振興指導費(事項)荒廃溪流等流木流出防止対策事業費3,000万円であります。これは、台風など異常な降雨等に伴い溪流に堆積した流木や、溪流沿いにある不安定な立ち木の伐採・撤去などを行い、流木の下流への流出を防止するものであります。

一番下の(目)森林病虫害防除費(事項)森林病虫害等防除事業費9,207万2,000円であります。

右側の説明欄の1、「松くい虫伐倒駆除事業」、2、「松くい虫薬剤防除事業」などの事業により、松くい虫被害の拡大を防止するため、被害木の伐倒駆除やヘリコプターによる薬剤散布等を行うものであります。

次に、34ページを御覧ください。

(目)治山費(事項)山地治山事業費21億9,277万4,000円であります。これは、台風や集中豪雨により荒廃した山地を復旧するため、右側の欄の1、「復旧治山事業」や、災害を未然に防止するための2、「予防治山事業」などを実施するものであります。

次の(事項)緊急治山事業費1億4,794万6,000円であります。

右側の欄の1、「災害関連緊急治山事業」は、新たに発生・拡大した荒廃山地を当該災害発生

年に緊急的に復旧整備するものであります。

一番下の(事項)保安林整備事業費3億4,019万9,000円であります。

右側の欄の1の「保安林改良事業」など、水源涵養等の公益的機能が低下した保安林において、植栽や下刈り、除間伐等を実施するものであります。

次に、35ページを御覧ください。

(事項)県単治山事業費7,458万2,000円と(事項)県単補助治山事業費1億433万1,000円であります。これらは、県や市町村において、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧や治山施設の維持管理等を行うものであります。

次の(目)狩猟費(事項)鳥獣保護費3,413万2,000円であります。これは、各市町村に配置する鳥獣保護管理員の報酬など、野生鳥獣の保護等に要する経費であります。

次の(事項)鳥獣管理費7,727万8,000円であります。

右側の欄の1の改善事業「有害鳥獣捕獲強化総合対策事業」につきましては、後ほど説明させていただきます。

4の改善事業「シカ捕獲等特別対策事業」は、予算額3,285万1,000円で、指定管理鳥獣である鹿等の生息数管理のため、生息密度の高い鳥獣保護区等において、県が委託して捕獲を実施し、農作物等への被害軽減を目指すものであります。

なお、令和6年度は、鹿の生息密度の高い県西地域において、隣県の鹿児島県と連携した広域捕獲を行うこととしております。

次に、36ページを御覧ください。

(事項)狩猟費1,400万6,000円であります。これは、鳥獣保護に必要な狩猟免許試験の実施や狩猟免許の更新、狩猟者登録等に要する経費等であります。

次の(目)公園費(事項)自然公園事業費1,970万9,000円であります。

右側の欄の4、改善事業「みやぎの自然公園誘客強化事業」は、予算額511万9,000円で、国立公園利用促進のための取組や国定公園内で美化活動を行うボランティア団体を支援する経費であります。

次の(事項)九州自然歩道管理事業費、右側の欄の1、改善事業「九州自然歩道利用環境整備事業」につきましても、後ほど御説明させていただきます。

次に、(事項)自然公園等整備事業費1億8,498万9,000円であります。

右側の欄の1、「国立公園整備事業」、2、「国立公園整備支援事業」など、国立公園や国定公園等の老朽化した施設や歩道の整備等を県や市町村が行うものであります。

一番下の(目)林業災害復旧費(事項)治山施設災害復旧費3億円であります。これは、台風等により治山施設が被害を受けた場合の災害復旧事業に要する経費であります。

38ページを御覧ください。

改善事業「有害鳥獣捕獲強化総合対策事業」は予算額2,263万1,000円であります。

事業の目的は、有害鳥獣の捕獲活動の支援、技術講習会の開催、鹿・イノシシ捕獲に対する助成を行い、適切な捕獲を促進することにより、農林作物の被害軽減や個体数の適正管理を図るものであります。

39ページを御覧ください。

野生鳥獣による農林作物等の被害額は、左側の図にありますように依然として高い状況であり、また、狩猟者につきましては、右側の図のとおり免許所持者の減少や高齢化も進行しておりますことから、被害額を軽減するためには、

有害鳥獣の捕獲促進や捕獲体制の維持が課題となっております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

有害鳥獣の捕獲活動への助成を行うことで、捕獲体制の維持や捕獲技術の向上、狩猟による捕獲を促進し、農林作物の被害額軽減等を図るものであります。

38ページにお戻りください。

事業の概要は、記載しております①と②の有害鳥獣捕獲班及び猿捕獲班への活動助成や、③の捕獲班指導者等に対する安全技術向上講習会の開催、④と⑤の鹿・イノシシの有害捕獲や狩猟による鹿捕獲への助成を行うものであります。

今回の改善点としましては、⑤の狩猟で捕獲した鹿に対する助成を、これまで鹿捕獲数の3頭目から1頭当たり4,000円を助成していましたが、狩猟者に積極的に捕獲をしてもらうために、免許取得後3年未満の浅い狩猟者に対しましては1頭目から1頭当たり7,000円を、3年以上の狩猟者につきましては2頭目から1頭当たり4,000円を助成し、狩猟者の負担軽減を図ることとしております。

事業の期間は、令和6～令和8年度の3か年であります。

40ページを御覧ください。

改善事業「九州自然歩道利用環境整備事業」であります。予算額1,303万4,000円であります。

事業の目的は、本県のロングトレイル「九州自然歩道」の利用促進のため、持続可能な維持管理・運営体制を構築し、一体的に歩道の魅力を発信することで、観光振興・地域活性化を推進するものです。

41ページの現状と課題を御覧ください。

九州自然歩道は、全線開通から45年が経過し、歩道の老朽化が進み、危険箇所が増加している

ため、利用者の安全確保のための改修が必要となっております。

また、県内の九州自然歩道は、約350キロのうち道路部分を除く森林内の約107キロを自然環境課で管理していますが、利用促進のためには一体的な維持管理と利用者目線の情報発信が必要となっております。

そのため、下の事業内容及び効果にありますように、写真左側の地域のボランティア団体等と連携した歩道の維持管理や、歩道の状態を把握できる管理台帳を作成し、優先順位の高い箇所改修等を行うとともに、利用促進のための情報発信を行うことで、利用者の増加を図るものです。

40ページにお戻りください。

事業の概要ですが、①～③にありますように、九州自然歩道の維持管理として、歩道の点検や補修、倒木の撤去等を行うとともに、利用者の安全確保のため、看板や規制ロープの設置等を行います。また、④では、ロングトレイルに知見のある団体に委託し、全線踏査による管理台帳の作成や利用促進のための情報発信などを行います。

事業の期間は、令和6～8年度の3か年としております。

○野口環境管理課長 常任委員会資料84ページを御覧ください。

議案第42号「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

1の改正理由にありますように、今般、水質汚濁防止法施行令等の改正に伴い、条例で定めている排水基準の項目及び許容限度をこれに合わせて改正を行うものであります。

2の改正の内容につきましては、条例による

大淀川水域に係る上乗せ排水基準を、表に示すとおり改正するものでありますが、水質汚濁防止法では旅館業や畜産業、食料品製造業などからの排出水量が1日当たり50立方メートル以上ある場合に課している基準を、条例では、1日当たり25立方メートル以上50立方メートル未満の特定事業場に対して課しております。

今回の改正は、大腸菌群数3,000個パー立方センチメートルを大腸菌数800C F Uパーミリリットルに改正するものであります。

3の施行期日については、令和7年4月1日からの予定としております。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○黒岩委員 資料20ページの「ひなたゼロカーボン加速化事業」について、県内自治体の動きがどうなのかなというところがありまして、ゼロカーボンシティ宣言とかいろいろあるんですけども、そういった県内自治体の取組状況はいかがでしょうか。

○松浦環境森林課長 ゼロカーボンシティ宣言につきましては、県内26市町村のうち13市町村が宣言を行っているというふうに聞いております。

個別事業につきましては、恐らく、昨年度までだったと思いますけれども、日南市は省エネ家電等の補助をされておりまして、延岡市でも省エネ家電の購入に対する支援などの事業を行っているというふうに聞いております。

○黒岩委員 自治体が率先してやるという機運も大事かと思いますので、全市町村が宣言ができるようなアドバイスをお願いしたいと思います。

○丸山委員 資料18ページの「脱炭素経営支援事業」について、可視化するというのは非常に

必要なことだと思っています。

成果目標に「20社」と書いてあるのですが、これまではどれぐらいの事業者が可視化できていて、次は、どのレベルの事業者に可視化して、実際に取り組んでもらおうといったイメージを持てばいいのか、教えていただきたいと思っています。

○松浦環境森林課長 「脱炭素経営支援事業」につきましては昨年度から取り組んでおります。昨年度は50社想定で事業を進めましたところ101社の応募がございまして、非常に好評な事業だったと思っています。また、4月以降も、支援先のうち4分の1程度が、自費でこの取組を続けたいという動きもございまして、なかなか効果があると思っていますところでございます。

当面はその取組を徐々に広げていきまして、可視化のよさや効果を県内に広げていきたいと考えております。

○丸山委員 イメージでは、事業の対象を、従業員が何十人以上の企業とか、そういうようにしているのかなと思ったんですが、そうではなくて、応募のあったところにて取り組んでいるということですね。

これぐらいの方々に可視化してもらって、しっかり取り組んでもらうというような目標があってもいいんじゃないかと思っているのですが、今年度は100社ぐらい取り組んだということで、最終的にどれくらい可視化してもらって企業に取り組んでいただきたいと考えているのでしょうか。

○松浦環境森林課長 具体的に何社まで広げようというところはないんですけども、今年度の取組方法としましては、委託事業者が銀行と連携しまして、銀行の取引先の方に、こういう制度を県がやっているけれども非常に効果があ

るよという形でPRしていただきまして、中小企業から大企業まで、そして製造業や病院関係、ホテル関係等、いろんな業種に広がっているところでございます。

この事業としまして、いろんなパターンの企業に対応できるような取組ですので、まずは制限をかけずに、幅広く取組を進めていきたいと思っていますところでございます。

○丸山委員 ぜひ、多くの企業が取り組むことによって、宮崎県が脱炭素の社会に向けて取り組んでいる姿勢を示せるように、しっかりやっていただきたいと思います。

また、一般家庭の排出のほうが多いはずですので、それも含めてどうやって次に移行していくのかを考えないと、2050年に向けての目標は結局達成できないんじゃないかと思っています。ロードマップも見ながらやっていただいていると思うのですが、日本一プロジェクトの中の一環でやっているのであれば、もっと大きな形として成果を上げていただくようお願いしたいと思っています。

○松本副委員長 資料16ページの基金積立金について、令和5年度末の積立金と今回予算措置した積立金、令和6年度末の積立金の見込みがどのようになるのか、お教えいただけませんか。

○松浦環境森林課長 すみません。数字を確認しますので、お時間をいただけますでしょうか。

○安田委員長 また後から説明をお願いいたします。

ほかにはないでしょうか。

○野崎委員 資料16ページの森林環境教育推進費について、改善事業となっていますけれども、もう一回、説明をしてもらってもいいですか。

○松浦環境森林課長 改善事業の森林環境教育

支援事業については、学校やみどりの少年団などの児童や生徒、親子などを対象としまして、例えば植樹や下草刈り、間伐などの林業体験を行ったり、森林観察、それから木工製作などの体験をするための講師派遣を行ったり、さまざまな助成を行っているところでございます。

ちなみに、令和5年度の実績としては、学校は35か所、地域は17か所で活動していただいているところでございます。

○野崎委員 山に関してのみになるのでしょうか。環境のことについては、子供たちに伝えているのでしょうか。

○松浦環境森林課長 森林環境教育支援事業につきましては、森林関係を主にやっております。環境関係につきましては、環境保全推進費のほうの事業で環境をメインとした啓発活動や教育活動に取り組んでいるところでございます。

○野崎委員 資料22ページの決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況で、気運醸成というのがあったので、子供の頃からそういった意識を持ってもらうのが大事だと思いますから、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○日高委員 資料25ページの中ほどの(事項)公害保健対策費1億570万6,000円について、前年度の予算額は幾らだったのでしょうか。

○野口環境管理課長 前年度は9,474万2,000円です。

○日高委員 若干増えているということですね。説明の欄の指定地区住民というのは、土呂区地区に限定しているということでしょうか。

○野口環境管理課長 はい。そのとおりです。

○日高委員 1の公害健康被害補償対策費について、概要をもう一回教えていただきたいのと、2番の健康観察検診費について、対象者がどのくらいおられて、イメージ的に許容範囲なのか、

その辺はどうでしょうか。

○野口環境管理課長 まず、公害健康被害補償対策費の予算約8,000万円の内訳でございますけれども、障害補償費や遺族補償費、遺族補償一時金、医療費、そういったものになります。こちらの対象者が、年度当初41名ということになっております。

○日高委員 2の健康観察検診費の対象者も41名ということでよいのでしょうか。

○野口環境管理課長 当然この41名も入るんですが、土呂区地区に居住歴があった方も入ります。

○日高委員 全体的に見て、予算上、順調に行っているということで考えていいんですね。

○野口環境管理課長 そのとおりでございます。寄り添った支援を行っております。

○丸山委員 補正予算のときには、この事業の中で約3,000万円減額しているんですよね。今回41名を想定して当初予算を組んでいるかと思いますが、もし何かあったときに出すような予定があるから、かなり多くの予算を、取りあえず取っているというイメージでいいのか、考え方を教えてください。

○野口環境管理課長 資金が足りなくなったらいけませんので、多めに取っています。

当然、お亡くなりになったときの遺族補償費なども出てきますので多めに取って、大体3月末までにどの程度見込みがあるかということで、2月に補正して毎年執行しているところでございます。

○日高委員 対象者41名の大体の年齢を教えてください。

○野口環境管理課長 現在、最年長の方が94歳、最年少の方が69歳で、平均年齢が84歳となっております。

○松浦環境森林課長 先ほど御質問のありました森林環境譲与税基金積立金について、昨年度の積立額は3億586万5,000円でございます。

○松本副委員長 森林環境譲与税の配分見直しとかが出てきたときに、これから事業に充当していく分と、積立て等も考えていかなきゃいけないのかなと思います。想像するに、配分が多くなっていくと思っているんですけれども、その辺りを含んだ今後の活用とか、基金の見通しを教えてくださいませんか。

○松浦環境森林課長 今、お話しがありましたように、配分の数値の見直しもありまして、今年度から数字が増えていくというふうにしております。

特に、森林面積の配分が増えたということで、市町村が増えてきたと思うんですけれども、十分に活用してもらえるように市町村への働きかけを行っております。

例えば、庁舎の木質化等のために基金を積んでいるという事例もあると聞いておりますけれども、市町村の実情に応じて、事業化なり、基金なり丁寧に寄り添いながら活用を進めていきたいと考えております。

○松本副委員長 譲与が本当に多くなっています。宮崎県も独自の取組を進めておりますので、注目されていく分野かなと思っております。積極的な活用と、また新たな事業等の構築がありましたら、ぜひ、今後とも進めていただきたいと思います。

○本田委員 資料26ページの「浄化槽適正管理システム整備事業」についてですけれども、これは法定でいうと年1回の検査というか、清掃が必要だったのでしょうか。

この前、新聞で出ていた件かなと思っていて、この法定でいうと、どれぐらいの割合で清掃し

なければいけないのかを教えてくださいませんか。

○野口環境管理課長 浄化槽法では、清掃については年1回以上と規定がされております。

○本田委員 県内で年1回清掃が実施されている浄化槽というのは、何%ぐらいあるんでしょうか。

○野口環境管理課長 81%です。

○本田委員 要するに、この成果指標のところを8割から9割にするということではなくて、台帳への登載情報の精度を上げるということなんでしょうか。

○野口環境管理課長 そのとおりでございます。

○丸山委員 宮崎県は10年ぐらい前から法定受検率がかなり低くて、上げていかないといけないという話をしていたんですが、この台帳の精度がよくなることによって、どのような方向に動くという認識をすればよいのでしょうか。

○野口環境管理課長 現在の受検率が、直近の令和4年度末で57.4%になっております。この数字を、令和12年度までに75%に持っていきたいと考えております。実は、この浄化槽の受検率を上げていくために、私どもとしては浄化槽の法定検査を受けていらっしゃる方に、毎年3万通余り、受検をしてくださいということでお願いをしているところです。

ただ、最初に浄化槽を設置したときに届出を出していただきますが、その後、その方が家を売られたりとか、中の管理者が変わるとか、いろんなケースがございます。それも、届出を出していただく必要があるんですが、なかなか届出を出していただけておりません。

そうすると、一回そこで浄化槽の11条検査の受検が切れてしまうんです。そこを改善するために浄化槽を使っていっしゃる方というのは、何らかの点検をしなければいけません。県知事

が登録した業者であったり、市町村が行う保守点検や清掃というのがございますけれども、そこについては、やはり契約という形でお金と結びついているわけです。

その情報をいただくことによって、浄化槽の台帳の精度を高め、今まで11条検査の受検をされていない方に、しっかりと啓発をしていて、その受検率を上げる——そういうふうなロードマップを描いております。

○丸山委員 法定検査であり、法に基づいた義務と思っていますので、それをしっかりと認識してもらうように、できれば成果指標として受検率の向上も挙げていただければよかったのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○野口環境管理課長 実は、そのような議論もしたところではあったんですけども、国のデジタル田園都市国家構想交付金を使うということで、単年度事業としております。

それで、1年間での指標の上がり方というのは、これから台帳をしっかりと整備していくので、今のところ57.4%なんですけど、議論もしたんですけども、この数字が飛躍的に、例えば65%とか70%に持っていけないものですから、当然そういうことも踏まえて、長丁場で最終的には100%を目指して頑張っていきたいという思いでございます。

○黒岩委員 浄化槽の関連なんですけれども、結局、この法定検査が進まない理由の一つに、自分のところは浄化槽の管理会社に委託をしているのに、プラスでやる必要があるのかと、なかなか理解されない方が多いと思うんです。

ですから、方法の例として、その浄化槽の管理会社がこの法定検査をやるといったようなことについては、問題があるのでしょうか。

○野口環境管理課長 まず一般論として、浄化槽を管理されている方には保守点検、清掃、法定検査の3つの義務があります。この法定検査の考え方というのが、清掃と保守点検が適正になされているかということを第三者機関がやるということになっています。

そういうことでいきますと、保守点検業者がその検査までやってしまうと、自分がやった仕事を自分で評価することになってしまうというのが、まず一つあると思います。

それと、大体の保守点検業者、清掃業者は、株式会社、有限会社、ときには個人の方もいらっしゃるかと思います。この法定検査の指定検査機関になるためには、公益法人でないといけないということになっております。また、加えてそういった方々の検査体制に支障がないかと——どういうことかということ、47都道府県うちの40県程度は、1社しか検査機関がございません。2社以上あるところも、実は地域分けをしているんです。福岡県であれば北九州、福岡、筑後という形で3つに分けて、その区域で独占的に実施しているということでございますので、今の体制でやっていきたいと考えております。

○日高委員 資料30ページの「宮崎県食品ロス削減推進計画」ステップアップ事業について、若い人は30・10運動を誤解しているのかなと思いました。宴会が始まってから30分、その間は、いろんなことをやったらいけないと思っていて、「30分たちましたが、もう始めてもいいでしょうか」と言うものですから、いや、そうじゃないよと——宴会からということではなくて、その宴会で乾杯があってから30分なんですよ。動かないでみんなで食べてさえいれば、その間にいろんなスケジュールがあるなら、それを聞きながら食べればいいんだから、どんどんやっ

ていけばいいわけです。

若い人は勘違いしているところがあるかもしれないので、広報の際は、そこら辺の誤解がないように、しっかりとやっていただきたいと思います。また、これから計画書をつくるということですが、推進計画は努力義務ということになっているわけですから、なかなか進まないと思います。令和5年で2市町村、令和8年で20市町村ということですが、あとの6市町村のイメージは何かあるんですか。

○今村循環社会推進課長 市町村の計画について、今のところ策定済みなのは2市町村で、今、計画策定の動きがあるのは、宮崎市、延岡市、都城市です。特に、延岡市については、今年度県の補助金を活用し、いろいろ調査をしていただいたので、再来年度、計画の策定かというふうに聞いています。

確実に策定の機運があるのが今の3市で、小規模の市町村は、まだ、なかなか策定の機運が盛り上がっていないというのが正直あります。

盛り上がらない理由として、コロナ禍もあったんですけども、やはり委員もおっしゃられたとおり、この計画の策定は、県は義務ですが、市町村は努力義務なので、そこがなかなか盛り上がらない理由の一つとして挙げられます。

それから、この食品ロスというのは、実はいろいろな部署にまたがっているんです。我々、環境森林部、それから食料を扱うので農政水産部、それから食育ということで教育委員会、あとフードバンクとなると福祉保険部となり、4つにまたがってしまして、市町村内のどこが主体となって計画を策定するのかというのが、なかなか調整がつかないところもあると聞いております。

とはいっても、我々はこの食品ロスを削減し

ていくために、市町村の取組は重要と思っていますので、この補助金を活用し、ぜひ策定につなげてほしいと働きかけていきたいと考えております。

○日高委員 この20市町村というのは、既にそこまでは終わっているところもあるだろうから、令和8年の時点では、全市町村になるというようなイメージで考えてもいいんでしょうか。

○今村循環社会推進課長 こちらは目標で頑張っています。

○日高委員 平成28年度の食べきり宣言を出されたときに、市町村や各種団体への協力依頼は、公文書で出されたんでしょうか。

○今村循環社会推進課長 当時、公文書で依頼したかどうかは、私の手元にはないんですが、市町村を集める研修会、企業等も集める研修会、あと4R協議会というものがあり、これに、県も市町村も、それから主だった県内の民間団体も入っているんですけども、こういう中で、この運動、食品ロスの取組については、啓発の周知をお願いしているところであります。

○日高委員 啓発の方法で、SNS等最新の方法でいろいろやられるんでしょうけれども、官公庁からしてみれば、協力お願いしますという、県からの文書による依頼が来れば、市町村は絶対やらないといけないとなると思います。宮崎県はしっかりやりますよということで、26市町村に文書で協力依頼を呼びかけていただきたいと思います。

それから、民間団体についても同様に考えてもらいたいなと思うんです。県からそういう通知が来るというのは重みがあると思います。

○今村循環社会推進課長 来年度、この事業に無事予算がつきましたら、この事業のPRも兼ねて、ぜひ公文書で市町村、それから民間企業

等には、もしかしたら、4 R 協議会を通じての周知になるかもしれませんが、やってまいりたいと考えております。

○日高委員 来年度予算がついたらという話ですが、文書 1 枚なので、費用はかからないかと思えます。市町村へはメールで送信されるかもしれないですが、3 月、4 月が勝負ですので、よろしくお願いします。

○丸山委員 日南市と木城町が策定済みなんですけれども、策定済みで何が変わるのか、例えばここに書いてある市町村の最終処分場の延命化が図れるようになるというのがはっきり分かれば、各市町村も理解して作成しないといけないんだろうなというふうに分かると思うんですが、その辺はどうなのでしょう。

○今村循環社会推進課長 策定済みのところがどう変わったのかというのは、把握をしていないところであります。

丸山委員が言われるのももともとだと思いますので、先ほど、延岡市が今年度、県の補助金を活用して調査を実施したという話をしましたけれども、そのことや、あと、他県で先進的に計画をつくって取り組んでいるところの事例等は、ぜひ、市町村のほうにも紹介して、計画策定の機運を盛り上げたいと考えております。

○丸山委員 最終処分場の延命化とかコスト削減につながらないと、結局意味がないんじゃないかなと思います。策定するだけではなくて、何が目的なのか、計画書を策定するだけが目的じゃないということを、しっかり理解して、行動を取っていただくようお願いしたいと思っております。

○今村委員 食品ロス実態調査自体は全市町村にするわけではなくて、手が挙げたところだけにすることですか。

○今村循環社会推進課長 食品ロスの実態調査については、現在、6 つの大きな一般廃棄物の処分場があるんですけど、こちらに依頼して、県全体で、実態調査を行う予定です。

令和 3 年度にも実はやったんですけども、新型コロナの関係でほとんどできず、日南市しかできなかったという実態なので、今度こそ全処分場でやりたいと考えております。

○今村委員 その実態調査を基に、次の課題や問題点が分かると思いますので、その部分を各市町村に教えていただいて、また手が挙がるようにというか、手を打てるようお願いしたいと思います。

○本田委員 資料 33 ページの松くい虫についてのところなんですけれども、事業が 1 ～ 3 ありますが、具体的な作業内容と時期的なものを教えてください。

○川畑自然環境課長 資料 33 ページの 1、「松くい虫伐倒駆除事業」ですけれども、これは松くい虫の被害木の伐倒駆除を実施しておりまして、実施時期に関しましては、秋口から松枯れが発生しますので、秋口から年度末に向けて実施するものでございます。

この中には、薬剤で処理したり、焼却したりするものもございます。

それから、2 の「松くい虫薬剤防除事業」でございますけれども、これは、主に予防でございまして、薬剤の空中散布を 5 ～ 6 月あたりにやっております。

それから、ヘリコプターで空中散布できないところに関しましては、地上からやっておりまして、動噴などを使って実施しているところでございます。

それから、3 の「美しい宮崎の海岸松林保全対策事業」につきましては、これも伐倒駆除、

被害木除去の事業でございます。緊急被害対策としまして1,200万円ほどを設けておりまして、これは今年みたいに被害が多いときに実施しております。

それから被害要因除去事業というのがございまして、例えば宮崎市であれば、一ツ葉の海岸やゴルフ場等は防除をやっているんですけども、その周辺にあります住宅地、そういったところでも伐倒駆除をやっておりまして、これの実施時期は秋口から年度末にかけてになるかと思えます。

そのほかにも事例はございますけれども、内容的には以上となります。

○**本田委員** 伐倒した後に、木を焼却する作業は1に入っているんですか。

○**川畑自然環境課長** 伐倒駆除事業に関しましては、伐倒して焼却するところまでが事業になっておりますので、この事業の中に入っております。

○**本田委員** 防潮林等の県が見ているものや市町村が見ているところもあるというふうに認識しているんですが、間違いはないでしょうか。

○**川畑自然環境課長** 松林は、県内に約1万2,000ヘクタールほどございまして、このうち、松くい虫防除を重点的にやっている森林が、約1,000ヘクタール弱ほどございます。

防除の形態を見ますと、県や市町村に加えて民間もございます。また、県から市町村に委託をして、市町村がやっている事業もございます。

○**本田委員** 佐土原町の石崎の杜鯨館は、かなり松くい虫がいるということを聞いてますが、その管理は市と県という認識でよかったでしょうか。

○**川畑自然環境課長** 鯨館については、周辺の枯れているところは国有林もありますし、隣

接して市有林、県有林もございます。県有林に関しましては、県のほうで実施をしております。

○**本田委員** かなり被害が進行しているような気がしていて、この予算額で松が守れるのかというところを、率直にお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○**川畑自然環境課長** 発生している松くい虫の被害につきましては、今年度の事業で実施をしているところでございます。枯れているものにつきましては、今年度の3月末までに駆除し、わら山については、4～5月で駆除することになるかと思えます。

予算的には、昨年12月末で全て配分しておりますけれども、その後に出てきたものにつきましては、この予算を一部使うこともあるかと思えます。

その駆除が終われば、来年度以降は、また被害の状況を見ながら実施することになるかと思えますので、来年度につきましては、この事業の中でやっていきたいと思えますし、いろいろな事情が出てくれば、またそのときに検討しなければならないと考えております。

○**本田委員** 上からの景観もそうなんですけれども、これは守っていく財産だと思っていますので、しっかりやっていただきたいと思えます。

○**今村委員** 資料39ページの「有害鳥獣捕獲強化総合対策事業」について、狩猟者の免許数が減少していますが、減少の原因は何かあるんですか。

○**川畑自然環境課長** 資料39ページのグラフを見ていただきますと、狩猟者に関しましては5,200人前後で、少しずつ減っているような状況でございます。

狩猟の免許は3年に1回更新がございまして、3年ごとに大量に更新されます。そのときに、

ちょっと減っているのが実際でございます。

高齢化率を見ますと、60歳以上の方が69.9%となっており、高齢者が多くて、70～80代での更新のタイミングでやめる人が多いんじゃないかなと考えております。

○今村委員 資料38ページの(1)の⑤について、3年未満の人と3年以上で差を設けていますが、その理由は、慣れていない方も入りやすいとか、そういう理由で差をつけているのかなと思っていたんですけども、この差をつけている理由は何かあるんでしょうか。

○川畑自然環境課長 昨年度までは、取得年数にかかわらず3頭目から補助をしておりました。狩猟による鹿の捕獲数を見ますと、3年前からするとかなり減っておりまして、狩猟でも鹿を捕ってもらいたいと考えております。

狩猟免許を取ったけれども狩猟登録をされない方もいらっしゃいますし、なかなか、狩猟を始めても、うまくいかない方もいらっしゃいます。

それから、狩猟を始めるために狩猟税と狩猟登録で約7,000円かかりますので、そういった負担軽減をして、始めるきっかけをつくってあげようということで狩猟免許取得者、初心者の方は7,000円にしたところでございます。

○今村委員 入りやすいということだとは思いますが、長く続けている方の助成が減るというのは、長く続けにくくなるのかなというのを逆に思ったりしたところでした。

ただ、入りやすくなるという部分に関しては、いいのかなと思っていますところでは。

○日高委員 資料38ページの(1)事業内容の①と②について、市町村の有害鳥獣捕獲班と市町村の猿捕獲班の班数というのは市町村数と同じなんですか。それとも市町村の中で幾つか分

かれているんですか。

○川畑自然環境課長 各市町村に複数の班がございまして、県トータルになりますけれども、令和5年度で1の有害鳥獣捕獲班は214班、人数にしましては2,500人ほどとなります。それから、2の猿捕獲班に関しましては104班で、これは18市町村でありますけれども、1,000人ぐらいいらっしゃいます。

○日高委員 やはり市町村で少し違うんですね。私もはっきりはしないんですが、国富町も多分分かれていたような感じで、それで捕獲のやり方が少し違うというのがあり、それは、一緒にしないといけないんじゃないかと思っています。

この班数というのは、少しずつ減ってきているんじゃないかなと思っていますんですけども、例えば国富町に2～3つ班があったらそれを1つに統合するということになれば、機動力もさらに出てくるのかなというのもあるし、もし、そういう統合をするのだったら、統合に当たっての助成を出しますというような話になると、もっとコンパクトで機動力が増してくるんじゃないかなという感じはあるんですが、そういう動きというのはないんですか。

○川畑自然環境課長 捕獲班の体制の話になりますけれども、なかなか難しいですが、これは市町村のほうで判断されておりまして、そこに中核となるリーダーの方がいらっしゃって、捕獲班を組んでいるかと思います。

以前は銃での捕獲が多かったということで、捕獲班自体は人数を多くしておりました。人が減っていく中で班を維持することが難しいということで、県のほうで捕獲班の最低の数を決めているんですけども、銃は多分5名とか、わなでは3名とかにしておりました。

日高委員の考え方のように統合するというのも一つの案だと思いますし、たくさんの班を持って高い機動力で動くというのも一つかなと思っております。

そこら辺は、市町村の判断になるかと思っておりますけれども、今のところ、それを統合したいとかいう話は、聞いていないところです。これまで班の最低の数を減らして、班をたくさん設けるような取組をこれまでしているところでございます。

統合については、今後検討していかなければならないと考えております。

○黒岩委員 この有害鳥獣の被害の把握の仕方について、市町村によってばらばらだったような記憶があるんですけれども、今はどのように把握されていらっしゃるのでしょうか。

○川畑自然環境課長 被害については、農作物ということで農業関係と森林関係がございます。農業関係は農政担当のほうでやっておりまして、市町村経由で調査をしているというのは聞いております。

森林関係の被害については、県から市町村に照会し、市町村が森林組合等の事業者にも照会をして、把握しているところでございます。

被害額の把握の方法については、このプロジェクトチームが始まったときに一度研修会等を行いまして、統一したと聞いております。

○黒岩委員 資料39ページの被害額を見ますと、ぐっと下がってきて、最近低めで横ばいなんですけれども、実際は諦めて作付をしない人とかいろいろいらっしゃると思うんですよね。ですから、これは被害額が減少しているような感じも見えますけれども、被害額などの実態を正確に把握していただいて、もう少し抜本的に解決できるような補助金の上乗せもありでしょうか

けれども、例えば、サバイバルゲームをする人が多いので、そういう人にやってもらったらどうかとか、いろいろな話もあるものですから、先進事例も調査していただきながら、さらに効果の上がる体制を取っていただきたいと思います。

○日高委員 狩猟免許の3年更新に関して、スムーズに更新にいけるのかとか、お金の問題とか、狩猟班の皆さんからの要望や現状の課題とか、そういうことは何もないのでしょうか。

○川畑自然環境課長 狩猟免許3年で更新しておりますけれども、市町村や猟友会によるいろいろな負担軽減がございます。

狩猟免許の更新につきましても、1回2,900円ほどかかりますが、それは県でやる試験の経費でございますので、削減ができないところでございますけれども、先ほどお話ししました、狩猟による鹿捕獲等に助成することによって、少しでも負担軽減を図っていくようにしているところでございます。

○丸山委員 資料35ページの(事項)鳥獣管理費の4、「シカ捕獲等特別対策事業」を県西地区で行うというような説明があったんですが、この事業は、1の「有害鳥獣捕獲強化総合対策事業」と何がどう違ってどういうふうになると理解すればいいのか、教えてください。

○川畑自然環境課長 資料35ページの4、「シカ捕獲等特別対策事業」につきましては、県が指定管理鳥獣に指定した鹿、イノシシを捕獲する事業でございまして、国の補助金を利用して実施しております。県が指定管理鳥獣認定事業者にも委託をして捕獲を実施しておりまして、県北と県西地区でやっているところでございます。

○丸山委員 県が誰に頼んで捕獲をすると理解すればよいのでしょうか。県がチームを特別に持っていてやっているということではないでしょうか

か。

○川畑自然環境課長 この事業実施の背景には、狩猟者が減少し、狩猟者による捕獲ができないということで、次の担い手を育成するため、国のほうで認定事業体という認定制度を作りました。県内には2者ほど認定事業体がございます。その認定事業体に対しまして、県が委託して実施しているものでございます。

○丸山委員 その認定事業者がまだ2者しかできていない、広がっていない理由は、人手不足なのか、収益が上がらないからなのか、何が問題なのでしょう。今後、高齢化が進んでいって、どこの地域も、今70%近くは高齢化になっていますので、10～20年先には狩猟できる人たちが激減して、もっとひどくなるんじゃないかと思っています。数年前に特定事業者をつくらないといけないということで、委員会の中でも議論したことはあるんですが、なかなか進んでいないのは何か理由があるんでしょうか。

○川畑自然環境課長 認定事業者は当初1者しかございませんでしたが、近年2者目ができたところでございます。有害鳥獣捕獲を事業体としてやっていく必要がございますので、認定事業者に対しまして市町村から委託等も行われることが理想だと考えております。

実際のところ、市町村と意見交換をやっているんですけども、なかなか指定管理業者に頼むところまではいかず——実際の話をしますと、地域の方の捕獲班がいらっしゃいますので、新たに外部から入ってきますと、利害関係があって調整がなかなか難しいという実態があるようでございます。

この制度は非常に有効な活用だと思っておりますので、今年度も市町村と意見交換をしたところでございます。市町村が少しでもそういっ

たことを取り組んでいただければ、そういう認定事業体の需要も出て、業としてやっていくことが可能になるかと思っておりますので、市町村と意見交換しながら進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○丸山委員 今はまだ市町村の捕獲班はかなりの数があったけれども、恐らく10年後には半分以下に減る可能性もあると思っておりますので、そのためにも、認定事業者といった制度をつくったと思っています。市町村との調整が非常に難しいかもしれませんが、早めに調整を図ることによって、この鳥獣被害対策がようやく減ってきたのを増やさないような仕組みを市町村と連携しながらお願いしたいと思っております。

○丸山委員 資料84ページについて、項目が大腸菌群数から大腸菌数に改正されていますが、具体的に何が変わったのでしょうか。また、対象施設が書いてあるんですが、県内の対象施設への影響はどれくらいあると認識すればいいのかを教えてください。

○野口環境管理課長 群が取れただけなんですけど、この大腸菌群数の中には、ふん便性に関係がないものも含まれていまして、実は昭和45年に環境基準が設定された際には、ふん便汚染の指標として大腸菌数という採用が検討されていたんですけども、当時の技術水準では大腸菌数のみを簡便に検出する技術が未確立でした。いろんな地方のそういう試験場や研究機関でも、ここ数年そういったことができるようになったということで、よりふん便性由来のものを捉えるため、このような改正がなされたところでございます。

大淀川の上流域に、ちょうど高城町と高崎町の境になる樋渡橋があるんですけども、そこ

から上の事業場に適用されます。県の台帳によりますと32施設が該当します。この32施設の内訳は、畜産関係が17、食料品製造が8、旅館が3というふうに、私どもは認識しております。

○丸山委員 基準が変わりますということで、32施設には説明には行かれていますと思うんですが、基準が変わることによって、設備投資をしないといけないような施設があるのかを教えてください。

○野口環境管理課長 まず、周知については、私どもは定期的にこういった施設のほうにも立入り等をしておりますので、そういった形で周知をしていくこと、また、当然ホームページのほうにも載せていこうと思っております。

そして、特別な設備が必要かということなんですけれども、特別な設備は必要ないと考えております。

○丸山委員 基準が少し変わるものですから、施設の改善をしないといけないとか、検査をしてみて大丈夫なのかというのは分かっているのでしょうか。

○野口環境管理課長 大腸菌群数が3,000であれば、大腸菌数は800ぐらいだということで相関があるものですから、その辺の検討は国のほうもされていて、県もこれに従って、この基準でやっていこうと思っております。

○丸山委員 まだ正式には検査しておらず、大腸菌数800をクリアできているかどうかというのはまだ分からないということで、この条例が決まり、その後に検査をしてみて、もしクリアされていない場合には、国のほうでは改善するための施設改修費補助といったメニューはあるのでしょうか。

○野口環境管理課長 そのようなメニューがあるとは聞いてはおりません。一応相関があるん

ですけれども、私どもとしては、まだ決定ではないと思っており、条例の施行期日が令和7年の4月1日でございますので、この間に数か所の事業場を選定して、データの比較をやりたいと検討しているところでございます。

○丸山委員 施行前にしっかりとそういう実態も含めてやっていただいて、この基準をオーバーしているところが、もし仮に老朽化があった場合には指導がちゃんとできるように、また、国が変えるわけでありますので、国にそういう改善をするための補助メニューをつくるように、調整を図っていただければありがたいかなと思っています。

○安田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○松浦環境森林課長 資料87ページをお願いします。

「地域共生型の再生可能エネルギー導入のための促進区域の設定に関する環境配慮基準の策定について」御報告をいたします。

策定の背景ですが、法改正によりまして、脱炭素社会の実現に向け、市町村が再生可能エネルギーを活用した事業の促進区域を設定できる制度が創設されました。

促進区域は、国の基準のほか、都道府県が基準を定めている場合は、当該基準に従い、市町村が設定するもので、促進区域内で事業計画の認定を受けた再エネ事業者は、各種手続のワンストップ化等が可能となります。

このため、市町村が円滑に促進区域の設定ができるよう、あらかじめ県の基準を設定したものです。

2の県基準の位置づけですが、国及び県の基準と市町村が定める促進区域との関係を下のほうの表で示しております。

まず、一番上の段が国の基準になります。環境省令で全国いずれの市町村にも共通して遵守する基準として、促進区域から除外すべき区域、市町村が考慮すべき区域・事項を定めております。

次に、中段が今回策定した県の基準になります。国の基準を踏まえまして、本県の自然的社会的条件等に応じた環境保全に配慮して基準を定めたところでございます。

最後に一番下の段になりますが、市町村は、国・県の基準に基づき、それぞれの除外すべき区域を除いた区域内で、環境保全の観点に加え、社会的配慮の観点も踏まえながら、再エネ適地の分布状況、設置形態等を考慮して促進区域を設定することができます。

なお、設定に際しましては、市町村が住民や再エネ事業者も参加する協議会を活用しまして、地域資源である再エネの使い方や誘導したエリアを議論していただくこととなっております。

88ページを御覧ください。

3、県基準の対象についてですが、これは都道府県で任意に選定できますけれども、本県の環境基本計画における再エネ導入目標において、2030年度に向けて、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電の発電量を増加させる目標を立てておりますので、今後の事業可能性を考慮し、この三つを対象といたしました。

なお、太陽光発電の括弧内の記載は、個人住宅や工場、店舗、学校、公共施設等の屋根などに載せる太陽光発電施設のことで、既に建物が建てられているものに設置するものであるため、改めての基準の対象にはしておりません。

また、風力発電については、制度上、洋上発電は対象としておりません。

4、促進区域に含めることが適切でないと認

められる区域（除外すべき区域）についてですが、除外すべき区域は、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に則しまして、災害発生防止や治水、鳥獣保護、景観を守るべき区域を選定するとともに、本県の地域特性としまして農地を守るための区域等も選定しているところでございます。

89ページを御覧ください。

5、促進区域を定めるに当たって考慮を要する環境配慮事項についてでございます。

環境配慮事項の項目は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則において、この表にまとめておりますとおり、再エネの種別ごとに決められておりまして、それぞれの項目について、国のマニュアル等に沿って収集すべき情報や適正な環境配慮のための考え方等を定めたところでございます。

詳細につきましては、別途お配りしております資料、「地域共生型再生可能エネルギー導入のための促進区域の設定に関する環境配慮基準」のとおりでございます。

○野口環境管理課長 本日、別途机上に配付させていただきましたA4の資料を御覧ください。PFAS存在状況緊急調査事業における指針値超過事案につきまして、御説明させていただきます。

現在、健康被害が懸念されている有機フッ素化合物について、県内全域の河川や地下水における存在状況を網羅的に調査しているところでありますが、このたび、地下水1地点で国が定めている暫定指針値の超過が疑われる事案が発生したため、当該地点及び当該地点の周辺4地点4方向において調査を実施しましたところ、全地点で超過が判明いたしました。

このことを受けまして、直ちに当該地点から

半径500メートルの区域内井戸の利用状況を調査し、井戸水を飲み水として利用されている方々に対しまして、飲用を控え水道水の利用を促す飲用指導を行ったところであります。

飲用指導を行った区域は、西都市大字岡富の一部及び新富町瀬口地区の一部であります。それでは、指針値超過地点、調査結果、今後の対応等につきまして御説明いたします。

1、指針値超過地点は、西都市大字岡富であり、新富町との境付近であります。

2、調査結果であります。最初に指針値超過が疑われた当該地点が、P F O S及びP F O Aの指針値50ナノグラムパーリットルに対して57ナノグラムパーリットル検出されております。周辺の4地点は、表にありますように55～71検出されております。調査した5地点の結果が55～71と有意な差が認められないことから、現時点で指針値超過の範囲や原因の推定等はできない状況であります。

なお、本調査の採水日は、いずれも令和6年2月21日、結果判明日は2月28日であります。

3、今後の対応としましては、当該地点を中心に、周辺の地下水調査を半径500メートル程度にまで広げまして、指針値超過の範囲を確認するとともに、原因調査を行うこととしております。

本調査や地下水・飲用等に関する相談窓口は、4以下のとおりであります。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他、報告事項につきまして質疑はありませんか。

○黒岩委員 P F A Sの基準値超過について、仮にこれを住民の方が誤って飲んでしまった場合、健康被害についてはどんな感じなんですか。

○野口環境管理課長 この基準値といたしますか、正確には指針値と言わせていただきますけれども、これにつきましては体重50キログラムの人が毎日2リットル、一生飲み続けて、この50ナノグラムパーリットル以下であれば何も影響はないというものでございます。

今回の検出されたものにつきましては、最大で70程度でしたが、いろいろな国際的な基準を見ていきますと、日本の基準が今のところ一番厳しいのかなというところでした。WHOでは100ナノグラムパーリットル以下というのがありますので、実際この水を飲んで直ちに何か健康被害があるとは私どもは評価しておりません。

○黒岩委員 農作物とかそういったいろんなところへの影響というのは考えられるんですか。

○野口環境管理課長 農作物についてのそういう指針値であるとか、基準というのはまだ定められておりません。

○黒岩委員 ということは、影響はないということなんですか。

○野口環境管理課長 影響がないとここで申し上げることができず、知見がないということで申し訳ございません。

○丸山委員 今後の対応として、半径500メートル範囲に拡大していくということでしたが、いつまでにその結果が分かるのか、また、それにより一番濃度が高い所というのが分かって、今後、何らかの対策をさらに打っていく必要があるのかを教えてください。

○野口環境管理課長 500メートル範囲の調査でございますが、明日から採水を開始しようと考えております。それから1週間後に結果が判明いたします。

この調査の規模でございますけれども、前回1か所見つかったときには4方向でやっていた

のですけれども、次は8方向、8検体でやろうと思っています。

この8方向でやって、ここが濃いなというのがあれば今度はそこを中心に見ていきます。その8方向全てが基準値内に収まっていけば、当然高い所が71というのが分かっているわけですから、そっちの方向に向かって、内側のほうに調査をしていって絞っていくことになります。その後の原因調査については、その周辺で疑われるような事業所があるのかというのを探っていこうと考えています。

地図等で確認しますと、この辺りというのは住宅が多いんです。ですから、その原因究明を何とか頑張りたいと思うんですけれども、今の段階ではそこまで行き着くかどうかというのは、よく分からないというのが現状でございます。

○丸山委員 できるだけ調査を進めていただきまして、原因を究明し、県民の生命、健康を守っていくために、各市町村と連携しながら頑張ってくださいようお願いします。

○日高委員 この井戸水の利用者というのは何戸ぐらいあるのでしょうか。

○野口環境管理課長 この500メートルの範囲内に西都市が139世帯、新富町が38世帯あり、井戸は西都市と新富町で合わせて31井戸ございます。これを飲用として使われている方が西都市で20世帯、新富町で4世帯ございます。

○日高委員 住民説明会を当然行われたと思うんですが、住民の反応はどうだったんですか。

○野口環境管理課長 住民説明会といいますか、この超過事案が発生して、私どもとしては、まず最初にその調査に協力していただいた方に結果をお知らせするとともに、新富町と西都市では、戸別訪問を行いました、不在の場合には

ポスティングをして、こういう状況ですよというのをお伝えしたところです。

それで、昨日の午後5時過ぎの時点で一回区切りまして、西都市と新富町の担当者に、住民の方々の受け止めはどうですかというところも確認したところ、皆さん冷静に対応されているみたいですよという回答は得ております。

○安田委員長 それでは以上をもって、第1班の審査を終了したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後0時57分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案についての説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松浦環境森林課長 歳出予算の説明の前に、1月の当委員会において御質問をいただきましたグリーン成長プロジェクトと森林・林業長期計画との関係、主な取組の工程表、それから再造林率日本一に向けて、産学官と県民が一丸となって取り組む宮崎モデルの概要について御説明させていただきます。

資料9ページをお願いします。

まず、グリーン成長プロジェクトと森林・林業長期計画との関係ですが、上段の囲みにありますように、森林・林業施策は森林・林業長期計画に基づきまして、様々な取組を10年1期の計画により実行しております。

しかしながら、現在、採算性の高い場所の約3割が再造林されておらず、また、小規模分散的な所有構造等により森林所有者の経営意欲が低下するなど、再造林の推進はより喫緊の課題となっております。

そのため、今回のグリーン成長プロジェクトにおきまして、再造林が適切に行われる仕組み、宮崎モデルの構築など、再造林対策を3か年の集中的な取組として行うものでございます。

また、この取組により見えた課題を、令和8年度に改定予定の第八次宮崎県森林・林業長期計画に反映させ、取組の継続性を確保し、長期計画の基本目標であります「持続可能なみやぎの森林・林業・木材産業の確立」を目指すこととしております。

続いて、10ページをお願いします。

主な取組の工程を、2ページにわたって一覧にまとめております。

再造林を推進するための総合的な施策を、それぞれ一番右側に記載しております。目指す姿に向けまして年次ごと計画的に進めていき、再造林率日本一に向けた宮崎モデルを構築したいと考えております。

続きまして、12ページを御覧ください。

宮崎モデルについて具体的に御説明します。

Iの条例の制定では、今年の1月の常任委員会で御報告しましたように、再造林を推進していくための関係者の役割や基本施策を明記した宮崎県再造林推進条例（仮称）を、今年の6月議会への提出を目指して作業を進めているところでございます。

条例の制定によりまして、再造林の必要性について県民に御理解いただくとともに、宮崎モデルの推進体制を法制面から支えたいと考えております。

IIの再造林に関する具体的な対策の実施として、宮崎モデルの中核となる取組を3つ記載しております。

まず、1、適切な情報を森林所有者・事業者・県民へ周知、そして、左側の四画囲みにある

ように再造林の重要性、適正な立木価格など山林の価値、優良な事業体などの相談窓口について、テレビCMや新聞広告により県民への周知を行います。

また、令和6年度に再造林推進決起大会の開催、令和7年度にはインターネットによる動画配信も計画しているところでございます。

次に、2、地域再造林推進ネットワークの設立として、県内8つの森林組合単位でネットワークを構築いたします。

この取組が宮崎モデルを構築する上での肝となる取組だと考えておりまして、令和6年度の早い時点でネットワークを設立し、その運営への支援・加入促進を行ってまいりたいと考えております。

四画で囲んでおりますとおり、ネットワークは、伐採者・森林組合・造林者・市町村・県の出先機関等の関係者で構成し、森林所有者からの相談対応、伐採事業者や造林事業者及び伐採箇所等の情報共有・再造林の働きかけなどを行うこととしております。

3つ目に、3、省力・低コスト再造林に対する課題の補助の実施で、県と市町村が協調して森林整備に関する補助率を、現在の約7割から9割に引き上げるものです。

主な補助要件としては、先ほど御説明しました地域再造林推進ネットワークの構成員であること、道からの距離が100メートル以内などの再造林強化区域での施業であること、省力・低コスト化施業であること、作業員の賃上げにつながる再造林労務改善計画を作成することなどの要件を満たす場合に補助率かさ上げを行うこととしております。

森林所有者の負担が大きいことで再造林意欲が低下していることから、所有者負担分を森林

組合等が負担する形で再造林が行われているため、造林作業員の賃金が上がり、作業員減少の一因となっております。

先ほどの要件を満たした施業での補助金かさ上げを行うことで、省力・低コスト化の定着、森林所有者・事業者の負担軽減を図るほか、標準単価と同等の実行経費を確保することで、労務賃金の引上げにつなげたいと考えております。

また、Ⅲの林業集約化に向けた組織・仕組みづくりとして、経営意欲のある林業事業体への林地の集約化の支援や、新たな仕組みづくりの検討を進め、国に対しましても、集積に向けた制度創設等を要望してまいります。

また、森林経営管理制度の推進や、市町村の森林林業行政を担う地域林政アドバイザーの育成等に取り組みます。

そのほか、Ⅳその他の重要な取組として、新たに造林事業を開始・拡大する事業体への支援、労働安全対策の強化、コンテナ苗の増産やデジタル化の推進、非住宅分野での木材利用の推進や、県外及び海外への販路拡大なども併せて取り組んでいく予定です。

全体概要説明は以上となりまして、各事業の詳細につきまして、担当課から御説明いたします。

○松永森林経営課長 資料42ページを御覧ください。

森林経営課の当初予算は、表の一番上の段、左から2列目の欄にありますように107億2,542万9,000円をお願いしております。

内訳は、その下の一般会計が103億8,451万7,000円、中ほどの特別会計が3億4,091万2,000円であります。

それでは、主な内容について御説明いたします。43ページを御覧ください。

(目) 林業振興指導費の中ほどの(事項) 林業普及指導費3,576万2,000円であります。説明及び事業名欄の新規事業の6「森林経営集約化モデル事業」及び7「再造林率日本一に向けた県民意識向上事業」につきましては、後ほど説明させていただきます。

一番下の(事項) 林業担い手育成研修費1億2,278万2,000円であります。

これは、みやざき林業大学校における即戦力となって活躍する人材育成を総合的に行う研修等を実施するものであります。

44ページを御覧ください。

一番上の(事項) 森林管理推進費4,260万円であります。

改善事業の2「森林経営管理市町村支援強化事業」につきましては、後ほど説明させていただきます。

上から4段目の(事項) みやざきスマート林業推進費1,783万5,000円であります。

改善事業の1「ドローンによる森林調査等実証事業」につきましては、後ほど説明させていただきます。

次の(目) 造林費の一番上の(事項) 森林整備事業費21億8,283万2,000円であります。

これは、森林所有者などが行う植栽や下刈り、除間伐などの森林整備を支援するものであります。

45ページを御覧ください。

一番上の(事項名) 再造林対策事業費2億6,125万7,000円であります。

改善事業の1「品種の明確な花粉症対策苗木安定供給事業」、新規事業の4「再増林率向上強化対策事業」及び5「再造林推進ネットワーク支援事業」、改善事業の6「次世代の苗木生産者育成研修事業」につきましては、後ほど説明さ

させていただきます。

次の(事項)水を貯え、災害に強い森林づくり事業費1億6,135万4,000円であります。

これは、公益上重要な森林を対象に、伐採後の速やかな再造林や広葉樹の植栽等の森林整備を支援するものであります。

次の(事項)林業公社費7億3,289万6,000円であります。

1の貸付金は、一般社団法人宮崎県林業公社の円滑な運営を図るため、日本政策金融公庫等からの長期借入金の償還に必要な資金を公社に貸し付けるものであります。

次の(目)林道費の(事項)地方創生道整備推進交付金事業費16億7,741万4,000円であります。

これは、山村地域の交通ネットワークづくり及び森林整備に必要な林道の開設などを行うものであります。

46ページを御覧ください。

次の(目)林業試験場費の(事項)林業技術センター管理運営費1億487万8,000円であります。

これは、林業技術センターの施設管理や試験研究等を行うものであります。

次の(目)林業災害復旧費の一番上の(事項)林道災害復旧費37億5,165万2,000円であります。

これは、令和4年と令和5年に被災した林道災害の復旧と、令和6年度における林道災害の発生に備えて予算を計上するものであります。

47ページを御覧ください。特別会計であります。

一番上の(目)基本財産造成費の(事項)県有林造成事業費6,053万9,000円であります。

これは、県有林で実施する間伐などに要する経費であります。

中ほどの(目)拡大造林事業費の(事項)県有林造成事業費1億5,868万9,000円であります。

これは、県有造林の保育管理などに要する経費と、立木売払いによる収益の一部を森林所有者等へ交付するものであります。

それでは、新規改善事業について説明いたします。

48ページを御覧ください。

新規事業「再造林率日本一に向けた県民意識向上事業」、予算額は2,103万1,000円であります。

事業の目的は、県民に対して再造林の重要性等を訴えるキャンペーン等を実施し、機運の情勢を図るとともに、林業事業体等に対して、省力・低コスト再造林の定着に向けた普及促進を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

再造林を進めていくためには、森林消費者等の再造林意識の向上が必須であり、再造林の必要性などについて、広く周知していく必要があります。

また、担い手が不足している中、一貫作業、低密度植栽など、省力化・低コスト化を図る必要がありますが、従来型の森林施業を行ってきた林業事業体等に十分浸透していない状況になります。

このため、事業内容及び効果にありますように、適切な情報を森林消費者等へしっかりと周知し、再造林率の向上を図りたいと考えています。

前のページにお戻りください。

(1)の事業内容ですが、①の事業では、CMや新聞広告などによる普及啓発や、関係団体等による再造林推進決起大会等の開催を、②の事業では、省力・低コスト再造林の普及・定着に向けた研修会等を開催することとしておりま

す。

事業の期間は、令和6～8年度の3か年としております。

50ページを御覧ください。

新規事業「再造林推進ネットワーク支援事業」、予算額は2,400万円であります。

事業の目的は、県内8地域に再造林推進ネットワークを設け、伐採箇所の情報等を共有し再造林に向けた調整を行うなど、ネットワークを中心に再造林対策を推進するものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

伐採と造林は分業で行うケースが大半であり、連携が図られておらず、また森林所有者が伐採する際にどこに相談してよいかわからない、地域外の伐採事業者に安価で売買したなどの声が聞かれるなど、再造林が進まない要因となっています。

このため、事業内容及び効果にありますように、森林組合、伐採者、造林者、市町村及び県出先機関を構成員とする再造林推進ネットワークを設立し、森林所有者からの相談対応、伐採者や造林者及び伐採箇所等の情報共有、再造林の働きかけ、調整を行うことにより、伐採から再造林の流れをスムーズにして、再造林率の向上を図りたいと考えています。

なお、ネットワーク会員は、下の囲みにありますとおり、再造林の働きかけや適切な伐採を行うことを定めたガイドラインを遵守するとともに、作業員の賃上げにつなげる再造林労務改善計画を作成することを要件としています。

前のページにお戻りください。

(1)の事業内容ですが、①の事業では、会員リストの作成や必要な情報を会員間で共有するための専用ホームページの開設を、②の事業では、ネットワークの運営経費を補助すること

としております。

事業の期間は、令和6～8年度の3か年としております。

52ページを御覧ください。

新規事業「再造林率向上強化対策事業」、予算額は1億4,626万2,000円であります。

事業の目的は、徹底した再造林の省力化・低コスト化を図った上で、市町村と連携して植栽から下刈りまでの補助金のかさ上げを行い、所有者負担の軽減と造林作業員の労務賃金引上げにつなげるものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

再造林に当たっては、所有者負担が大きく、意欲が低下していることに加え、その負担分を事業体が負担する形で無理して行われているケースが多いため、造林作業員の賃金が上がらず、作業員が減少する一因となっています。

このため、事業内容及び効果にありますように、①の再造林強化支援事業における速やかな再造林、地ごしらえ・植栽・防護柵・下刈りと②の下刈り支援事業における非造林地の下刈りに対して、県と市町村でそれぞれ11%の補助金のかさ上げを行い、補助率を現状の68%から90%にすることで、所有者負担の軽減や造林業者の賃金引上げにつなげ、再造林率の向上を図りたいと考えています。

主な補助要件は、施工地が道から100メートル以内など林業採算性が高い再造林強化区域であること、省力・低コスト化を図ること、伐採者・造林者が、先ほど説明しましたネットワークに加入し、再造林労務改善計画を作成することなどとしております。

前のページにお戻りください。

(1)の事業内容については、先ほど説明したとおりであります。

事業の期間は、令和6～7年度の2か年としております。

54ページを御覧ください。

新規事業「森林経営集約化モデル事業」、予算額は100万円であります。

事業の目的は、森林を手放したい森林所有者に代わり、経営意欲のある林業事業体が林地を取得し、集約化する取組への支援を行うものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

県内の森林所有者の大半が小規模分散型のため、立木を売り払う際に、土地込みでの売却希望が増加しており、適切な森林経営を行うための集約化の取組が必要となっています。

このような中、林業事業体が林地を取得する際には、右下の囲みのとおり、例えば3万円の林地を購入する場合でも、②の司法書士への報酬等で10万円を超える不動産登記費用がかかることから、購入を断念する場合があると聞いています。

このため、事業内容及び効果にありますように、意欲のある林業事業体による林地購入に必要な経費を支援し、林地集約化による適切な森林経営につなげていきたいと考えております。

前のページにお戻りください。

(1)の事業内容ですが、林業事業体が森林を手放したい所有者から森林を購入し再造林する計画がある場合に、不動産登記に必要な経費を補助する市町村に対して補助するもので、市町村への補助率は2分の1以内、上限額5万円としております。

事業の期間は、令和6～8年度の3か年としております。

56ページを御覧ください。

改善事業「森林経営管理市町村支援強化事業」、

予算額は2,700万円であります。

事業の目的は、みやざき森林経営管理支援センターによる市町村への支援や、地域林政アドバイザーの育成を行い、手入れ不足の森林の経営管理を推進するものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

市町村においては、右の円グラフのとおり、林業分野を担当する職員が2名以下の市町村が約7割となっており、専門的な知識や技術を有する人材が不足している状況にあります。

加えて、その下にありますとおり、市町村の業務は、森林経営管理制度の創設など、年々増加しており、支援センターによる指導や地域林政アドバイザー制度の活用促進など、市町村へのきめ細やかな支援が引き続き必要となっています。

このため、事業内容及び効果にありますように、①のみやざき森林経営管理支援センターの運営と②の地域林政アドバイザーの育成を通じて、手入れ不足の森林の経営管理の推進や市町村職員の負担軽減につなげたいと考えています。

前のページにお戻りください。

(1)の事業内容ですが、①の事業では、支援センターのアドバイザーによる森林経営管理制度推進に向けた市町村等に対する相談対応や研修会等の実施を、②の事業では、地域林政アドバイザー候補者の情報提供やアドバイザーのスキルアップ研修会等を実施することとしております。

事業の期間は、令和6～8年度の3か年としております。

58ページを御覧ください。

改善事業「次世代の苗木生産者育成研修事業」、予算額は410万円であります。

事業の目的は、高度な生産技術を持ち、経営

的に安定した苗木生産者を育成するための新たな研修制度を設け、再造林に必要な苗木の安定供給を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

苗木生産者は増加傾向にありますが、生産技術が未熟なため得苗率が低く、生産拡大や経営面で苦慮しているケースが見受けられており、活着不良の苗も見受けられるとの声も聞かれています。また、特にコンテナ苗生産には高度な技術を要するため、研修会開催の要望が多く聞かれています。

このため、事業内容及び効果にありますように、初心者から中級者まで体系化した連続的な研修を実施し、得苗率アップによる優良苗木の増産、苗木生産者の経営安定を図りたいと考えています。

具体的には、①のスタートアップ研修事業では、新規生産者を対象とした優良生産者の下での実践研修を、②のスキルアップ研修事業では、初級者から中級者を対象とした穂取り、挿付け、出荷等の現地研修を、③のフォローアップ研修事業では、苗木経営生産相談員による個別指導を行うこととしております。

前のページにお戻りください。

(1)の事業内容については、先ほど説明したとおりであります。

事業の期間は、令和6～8年度の3か年としております。

60ページを御覧ください。

改善事業「品種の明確な花粉症対策苗木安定供給事業」、予算額は5,269万5,000円であります。

事業の目的は、品種の明確な花粉症対策苗木を安定供給するため、県採穂園の維持管理や、苗木生産者の自家採穂園のDNA分析、生産施設整備等を支援するものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

再造林率日本一に向けては、杉苗木生産量を、現状の590万本から、令和8年度に700万本に増産する必要があり、特に花粉の少ない苗木の安定的な供給が求められております。

このため、事業内容及び効果にありますように、①の県採穂園等維持管理事業では、花粉症対策苗木の穂木を供給するための県採穂園の維持管理を、②の品種の明確な苗木供給体制整備事業では、自家採穂園の母樹の品種を明確化するためのDNA解析を、③の苗木生産効率化支援事業では、花粉症対策苗木を母樹とする自家採穂園の造成支援や、コンテナ苗の生産拡大のための施設等の整備支援を、④の林業用種苗需給連絡協議会の開催では、需給調整や県外出荷に向けた会議の開催を実施し、再造林に必要な品種の明確な花粉症対策苗木の安定供給を図りたいと考えています。

前のページにお戻りください。

(1)の事業内容については、先ほど説明したとおりであります。

事業の期間は、令和6～8年度の3か年としております。

62ページを御覧ください。

改善事業「ドローンによる森林調査等実証事業」、予算額は783万5,000円であります。

事業の目的は、ドローンを用いた森林調査や、クラウド型ドローン測量サービスを活用した施業管理をモデル的に実践し、森林調査等の省力化や林業のデジタル化・DXを推進するものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

林業においては、労働力不足や採算性の低さが所有者の経営意欲の低下につながっており、森林調査や施業管理について、従来の人力によ

る調査等からドローン等を用いた方法により、省力化や森林資源の可視化を図っていくことが求められています。

しかしながら、その事例が少ないことや、ドローンで撮影した空中写真は、土地の起伏等によるゆがみが生じ、それを補正して地図と重なるよう画像処理をするオルソ化に専門知識と高性能なパソコン等が必要になるなど、普及が進んでいないという課題があります。

このため、事業内容及び効果にありますように、①のドローンによる森林調査の実践において、県営林等をモデルにしてドローンによる森林調査を実施し、立木評価・公配を行うなど普及に向けての実施を行うとともに、②のドローンによる施業管理の実践において、クラウド型サービスを活用してオルソ化・面積計算を行い、事業体における補助金申請の書類作成のデジタル化を進めることとしております。

前のページにお戻りください。

(1)の事業内容については、先ほど説明したとおりであります。

事業の期間は、令和6～7年度の2か年としております。

当初予算の説明につきましては、以上であります。

〇二見山村・木材振興課長 常任委員会資料64ページをお願いいたします。

当課の令和6年度当初予算額は、左から2列目、当初予算額の欄にありますように、39億7,177万9,000円をお願いしております。

その内訳は、一般会計が30億5,724万6,000円、特別会計が9億1,453万3,000円であります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

次の65ページを御覧ください。

(目) 林業振興指導費、(事項) 林業・木材産業構造改革事業費2億3,145万5,000円ですが、説明及び事業名欄4の林業経営構造対策事業費補助金966万6,000円は、林業機械の導入支援、5の木材産業構造改革事業費補助金1億3,454万5,000円は、木材加工流通施設等の整備支援について、国庫補助事業の国への要望額を計上いたしております。

次の(事項) 木材産業振興対策費24億2,904万2,000円ですが、1の木材産業等高度化推進資金の13億7,344万9,000円、2の木材産業振興対策資金の10億1,587万5,000円につきましては、素材生産や製品流通の合理化・効率化等に取り組むための融資を行うものでございます。

8の改善事業「木材産業等経営・作業安全強化事業」、600万円につきましては、木材産業・素材生産業の持続的かつ安定的な経営を目指し、専門家による経営改善の指導や木材産業団体と連携した県安全研修会を開催するものでございます。

次に、下から2段目の(事項) 木材需要拡大推進対策費8,191万3,000円であります。

3の新規事業「みやざき木の建築モデル普及事業」、4・5の改善事業「みやざき材県外プロモーション事業」及び「みやざき材海外フロンティア事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次の66ページを御覧ください。

上から2段目の(事項) 林業担い手総合対策基金事業費1億1,969万7,000円です。

1の新規事業「再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業」、3の改善事業「みやざきの林業魅力発信事業」、6・7の新規事業「林業労働災害レスキュー体制構築事業」及び「造林作業班待遇改善事業」につきましては、後ほど

御説明いたします。

次の(事項)しいたけ等特用林産物振興対策事業費6,872万8,000円ですが、1の改善事業「しいたけ等輸出拡大・PR支援事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

一番下の表、林業改善資金特別会計であります。

(目)林業振興指導費、(事項)林業・木材産業改善資金対策費9億1,453万3,000円ですが、これは経営の改善や新たな生産方式を導入するための施設整備等に対する無利子の貸付金でございます。

68ページを御覧ください。

新規事業「再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業」です。予算額は、右上に記載のとおり2,695万4,000円です。

事業の目的ですが、新たに造林事業を開始または拡大する事業体を支援することにより、経営感覚に優れ造林事業に取り組む経営者として、県が登録するひなたのチカラ林業経営者へのステップアップを促すことで、造林作業従事者を確保するとともに、再造林率の向上を目指すものでございます。

次の69ページ、現状と課題を御覧ください。

森林所有者の経営意欲の低下や労働者不足等から再造林は進んでおらず、令和3年度の再造林率は73%にとどまっております。こうした中、再造林の推進に向けては、経営感覚に優れた林業事業体の育成や、再造林に従事する新規就業者の確保が喫緊の課題となっております。

下の事業内容及び効果を御覧ください。

新規就業者の確保や従事者の多能工化により、造林事業開始または拡大する林業事業体に対して、就業に必要な技術の習得や労働安全研修、資機材等の整備の支援に加え、造林事業に従事

する新規就業者を継続雇用する際に、育成に必要な掛かり増し経費に対して支援するものであります。

その効果としまして、再造林の中心となるひなたのチカラ林業経営者と造林作業従事者の増加が図られるものと考えております。

前の68ページにお戻りください。

事業の概要に記載の事業内容等については、ただいま説明させていただいたとおりですが、補助率については記載のとおりです。

事業の期間は、令和8年度までの3か年です。70ページを御覧ください。

改善事業「みやぎきの林業魅力発信事業」、予算額は、右上に記載のとおり879万5,000円です。

事業の目的ですが、新規就業者に対する林業のPR活動や就職相談会を開催するとともに、優れた技術者や事業体の労働安全対策等の模範的な取組を評価・表彰し、その取組内容を広く周知することなどを通じ、林業担い手の確保・定着を図るものでございます。

次の71ページ、現状と課題を御覧ください。

県内の林業就業者数は減少傾向ではありますが、平成17年度以降は横ばいで推移しております。また、35歳未満の割合は上昇傾向ではありますが、65歳以上の割合が25%になっており、今後、退職者の増加が見込まれております。このため、多様な担い手の確保に向けた継続的な取組が必要となっております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

新規就業者への情報発信では、ホームページやSNSを活用したPR活動を実施するとともに、県内外において就職相談会の開催等を予定しております。

林業担い手対策検討会では、担い手不足がだ

んだんと厳しさを増していく中、アルバイトや半林半Xなど、従来の考え方にとらわれない多様な担い手の確保に向けた検討会を開催することとしております。

また、優良林業技術者・事業体表彰では、優れた個人や事業体を表彰し、その取組内容を共有することで、林業技術習得の促進や労働安全意識の向上を目指すものでございます。

これらの取組により林業の魅力を発信することなどを通じて、新規就業者の確保や定着を図ってまいりたいと考えております。

前の70ページにお戻りください。

事業の概要に記載しております事業内容等については、ただいま説明させていただいたとおりでございます。

事業の期間は、令和8年度までの3か年でございます。

72ページを御覧ください。

新規事業「林業労働災害レスキュー体制構築事業」でございます。予算額は、右上に記載のとおり380万6,000円です。

事業の目的ですが、労働災害の発生率が高い林業において、災害発生後の通報・レスキュー訓練の実施及び対応マニュアルの作成により、林業事業体の安全意識の醸成を図るとともに、死亡及び重篤な健康被害の減少を目指すものでございます。

次の73ページ、現状と課題を御覧ください。

林業は他の産業に比べ、労働災害の発生率が高い状況にございます。また、本県における令和4年の林業労働災害発生件数は92件、うち5件は死亡災害で、非常に残念ながら全国ワースト1位となっております。

このような厳しい状況にありますことから、林業事業体の安全意識の醸成と、労働災害発生

後の対応方法の確認や習得は、喫緊の課題であると考えております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

レスキュー訓練では、災害発生時の通報、応急処置、簡易担架の作成、防災救急ヘリコプターあおぞらによる救出訓練等を実施し、対応マニュアル作成では、救助要請の手順や応急処置等について取りまとめ、各事業体に配付の上、周知徹底を図りたいと考えております。これらの取組により、死亡災害発生件数ゼロにつなげたいと考えております。

前の72ページにお戻りください。

事業の概要に記載の事業内容等については、ただいま説明させていただいたとおりです。

事業の期間は、令和8年度までの3か年でございます。

74ページを御覧ください。

新規事業「造林作業班待遇改善事業」でございます。予算額は、右上に記載のとおり386万5,000円です。

事業の目的ですが、この事業では、再造林の主要な担い手である森林組合などの造林作業班の人員確保が急務であるため作業班の待遇改善を促すなど、継続して働きやすい就業環境づくりを通じて、新たな作業班員の獲得を図るものでございます。

次の75ページ、現状と課題を御覧ください。

再造林は、主に森林組合が担っておりますが、本県における森林組合の造林作業班の平均賃金は日額9,400円と、林業先進県の中でワースト2位、全都道府県でもワースト3位と低い水準にあります。

そのような中、再造林の推進には造林作業班員の確保が急務であり、魅力ある待遇への改善は必須であります。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

この事業では、先ほど森林経営課から説明のありました再造林推進ネットワークに社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家を派遣し、集団指導や個別指導を通じ、賃金上昇や月給制の導入など、造林作業班の待遇改善を推進するものでございます。

この事業による効果として、造林作業班の賃金アップなどの待遇改善と、造林作業班員数の増加が図られるものと考えております。

74ページにお戻りください。

事業の概要に記載の事業内容等については、ただいま説明させていただいたとおりでございます。

事業の期間は、令和8年度までの3か年でございます。

76ページを御覧ください。

改善事業「しいたけ等輸出拡大・PR支援事業」でございます。予算額は、右上に記載のとおり996万3,000円です。

事業の目的ですが、特用林産物の輸出拡大や県内外におけるキャンペーン等に取り組むことにより、乾しいたけなどの需要拡大を図るものでございます。

次の77ページ、現状と課題を御覧ください。

しいたけなどの産地である中山間地帯においては、人口減少や高齢化などに伴い、生産者数・生産量ともに減少傾向にあります。また、資材価格の高騰や自然災害等による先行きの不透明感などが、生産意欲の減退や地域の活力低下にもつながっております。

このため、乾しいたけのおいしさや優れた栄養価を消費者に伝えるプロモーションや、輸出の後押しによる消費・需要の拡大が必要と考えております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①輸出に向けた産地づくり強化事業では、輸出先国の情報共有や研修会を通じて輸出の機運を醸成し、また、輸出に向け重要な武器となります有機JAS認証取得や商談会、商品開発等への支援を実施いたします。

また、②のみやざき乾しいたけキャンペーン事業では、県内外における消費拡大イベントの開催や、料理動画等の販売促進ツールの作成を通じ、乾しいたけの魅力の発信や認知度の向上を図り、消費を拡大いたします。

こうした取組により、商品の付加価値を高め商品単価のアップを図ることで、生産意欲の向上や生産量の回復につなげてまいりたいと考えております。

前の76ページにお戻りください。

事業の概要に記載の事業内容等については、ただいま説明させていただいたとおりですが、①の補助率については記載のとおりでございます。

事業の期間は令和7年度までの2か年でございます。

78ページを御覧ください。

新規事業「みやざき木の建築モデル普及事業」でございます。予算額は、右上に記載のとおり1,540万円でございます。

事業の目的ですが、この事業では、本県の畜舎を一般流通材で容易に建築できるよう標準設計を作成するとともに、モデル畜舎を建築し、これを広く普及させることなどによって、非住宅分野における県産材の需要拡大を図るものでございます。

次の79ページ、現状と課題を御覧ください。

木材の主要な需要先である建築分野において、住宅に比べ非住宅の低層階においても木造の割

合が低く、本県における木造率も16.2%と低位になっております。今後、住宅需要の減少が見込まれる中、木材需要を確保していくためには、非住宅分野における県産材の利用拡大が必要でございます。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①の木造モデル畜舎の標準設計作成では、非住宅分野の中でも比較的木造に取り組みやすい畜舎をターゲットに、一般流通材で建築できるモデル畜舎の標準設計などの作成や、令和7年度にはモデル畜舎の建築などを実施いたします。

また、②の木造設計の提案支援では、民間事業者が鉄筋コンクリート造など非木造で計画する案件に対し、木造設計のスキルを持つ建築士である「みやざき木造マイスター」が、木造・非木造の比較資料を作成し、建築主に木造を提案する経費を支援するものでございます。

このような取組により、その効果として、非住宅分野における建築物の木造化が促進され、県産材の需要拡大につながるものと考えております。

前の78ページにお戻りください。

事業の概要に記載の事業内容等については、ただいま説明させていただいたとおりですが、②の補助率については、記載のとおりでございます。

事業の期間は、令和7年度までの2か年間でございます。

80ページを御覧ください。

改善事業「みやざき材県外プロモーション事業」でございます。

予算額は、右上に記載のとおり、1,686万2,000円です。

事業の目的ですが、県外における県産材の需要拡大を図るため、県外消費地において、循環

型林業への取組を含めたプロモーションなどを行うものでございます。

次の81ページ、現状と課題を御覧ください。

人口減少に伴い、住宅分野における木材需要の減少が予想されますが、本県の製材品は、その7割以上が県外に出荷されておりますことから、北部九州はもとより、製材品出荷量の15%を占める首都圏、中京圏、関西圏などの大消費地において、非住宅分野への木材利用など、販路を拡大する必要がございます。

その下の、事業内容及び効果を御覧ください。

①、県外の都市部における県産材の認知度向上への取組は、県産材利用に関する協定締結者と連携し、県外消費地におけるイベントや展示会への出展、セミナー、商談会の開催、展示場の設置などを実施するものでございます。

②、県外消費地における県産材の利用支援は、県外消費地のPR効果が高い施設などにおいて、県産材の利用を支援するものでございます。

このような取組の効果として、首都圏、中京圏、関西圏における製材品出荷量の割合が増加し、県産材の需要拡大が図られるものと考えております。

前の80ページにお戻りください。

事業の概要に記載の事業内容等については、ただいま説明させていただいたとおりですが、②の補助率は、記載のとおりでございます。

事業の期間は、令和8年度までの3か年でございます。

82ページを御覧ください。

改善事業「みやざき材海外フロンティア事業」でございます。

予算額は、右上に記載のとおり、2,547万6,000円です。

事業の目的ですが、海外での県産材需要を拡

大するため、これまで県産材製品の輸出促進に取り組んできた韓国、台湾に加え、新たに中国への販路を開拓するものでございます。

次の83ページ、現状と課題を御覧ください。

県産材の輸出においては、その約9割を原木が占めていることから、持続可能で高付加価値な木材製品への転換が求められており、既存の輸出先国における輸出の促進に加え、新たな輸出先の開拓が必要になっております。

その下の、事業内容及び効果を御覧ください。

①の、既輸出国である韓国、台湾では、技術者育成のためのセミナーの実施や、展示会への出展、輸出相談委員の設置、木質化への支援などを行います。

②の、新たな海外販路の開拓では、中国本土を見据え、香港をターゲットとして、まずは市場調査、続けて、展示会への出展等を行います。

③の、輸出に取り組む県内企業の育成としては、相手国のニーズに合う製品づくりなどの取組を支援いたします。

事業の効果としましては、高付加価値の製品輸出に取り組む県内事業者数が増加し、県産材製品の需要拡大が図られるものと考えております。

前の82ページにお戻りください。

事業の概要に記載の事業内容等は、ただいま説明させていただいたとおりですが、③の補助率は、記載のとおりでございます。

事業の期間は、令和7年度までの2か年としております。

○松永森林経営課長 続きまして、特別議案について御説明いたします。資料85ページをお開きください。

議案第48号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

これは、令和6年度に県が実施する林道事業について、市町村から負担金を徴収するものがあります。

1の「地方創生道整備推進交付金事業」につきましては、林道開設1路線、林道舗装1路線について、事業費の100分の10を西都市など2市から徴収いたします。

2の「森林環境保全整備事業」につきましては、林道開設1路線について、事業費の100分の10を西米良村から徴収します。

3の「山のみち地域づくり交付金事業」につきましては、林道開設3路線について、事業費の100分の5を西米良村から徴収します。

4の「県単林道災害復旧事業」につきましては、事業費の100分の10を、1～3に該当する路線において、県が災害復旧事業を実施する場合に徴収します。

対象となる市町村からは、既に同意を得ておりますが、地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決に付すものであります。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案に対する質疑はありますか。

○黒岩委員 資料12ページの地域再造林推進ネットワークは非常に肝になってくるのかなと思っていますのですね、この設立の見込みはいかがなものなのでしょうか。

○松永森林経営課長 委員のおっしゃいますとおり、このネットワークが最大の肝になると考えております。

これにつきましては、事前に森林組合や市町村等と、「こういうふうにしていきたい」というような意見交換はしているところでございます。

○黒岩委員 伐採者と造林者といった方がこのネットワークに入ってくるかどうかというところ

ろになるかと思うんですけれども、そのあたりの感触はどうなんでしょうか。

○松永森林経営課長 このネットワークにたくさんの方の事業者が加入してもらうことで、適正な伐採が進みますとともに、その後の再生林も進むようになると考えておりますので、できるだけ多くの方が入ってもらえるように、これから事業を進めていきたいと考えております。

○黒岩委員 設立の時期なんですけど、大体いつ頃を想定していらっしゃるんですか。

○松永森林経営課長 条例の制定は7月を目指しておりますので、各地域で8つのネットワークを6月中には設立したいと考えております。

○丸山委員 日本一プロジェクトの基金を使う事業と、森林環境譲与税とか森林環境税とか、いろいろ使っている事業があるんですが、なぜこういうふうに分けたのか、予算の考え方を教えてください。

○松浦環境森林課長 プロジェクトの位置づけ等を総合政策課や財政課と相談しまして、その事業の中身について協議した上で、日本一プロジェクト基金を充てる事業を整理しております。

再生林に取り組む宮崎モデルの構築に係る事業につきましては、ほとんどの事業が日本一プロジェクト基金を充てるような形となっております。

森林環境税の基金に関しましては、従来からその基金を充てている事業については、継続して充てている事業が多くなっております。

○丸山委員 例えば、森林経営集約化モデル事業は新規事業ですが、森林環境譲与税を使っており、その辺の仕分というのは、日本一プロジェクトの一環かなと思いますけれども、何か統一性がないように見えたんですが。

○松浦環境森林課長 私どもも、日本一プロジェ

クトの大事な事業ということで、基金事業でお願いしたところだったんですけれども、30億円を3つのプロジェクトで使っておりますので、そこは財政課や総合政策課の査定で振り分けがなされてきたところでございます。

○丸山委員 3つのプロジェクトだと50～60億円は必要で、元が少ないのかなって、私は思っているんです。だから、本気でやるのであれば、知事のほうでもっと基金を増やすべきじゃないかっていう議論がなされるべきではないでしょうか。

本来は、当初予算で全体の枠を組むときに、この基金が30億円で本当によかったのかなと思っているものですから、本気度が低いんじゃないかと思っています。本当に、日本一にする気があるのかなと思っているものですから、その議論がちょっと弱いかなと思っています。

今年度は仕方ないにしても、令和6年度にやってみて、日本一になるためには予算が足りないというのであれば、基金をもっと早く全部取り崩して、新たに造成するような議論をしないといけないのではないのでしょうか。

日本一に本当にするんだという意気込みを感じないと思うんですが、いかがなものなのでしょうか。

○松浦環境森林課長 委員御指摘のとおり、事業担当部局としましては、本気で日本一を目指す事業を組んでいくならば、もっとたくさん予算を欲しいというところだったんですけれども、財政課やプロジェクト全体を調整している総合政策部等の調整の結果、このような形となっているところでございます。

○丸山委員 再生林率日本一にするためには、植えてくれるマンパワーが絶対必要なんです。

今、宮崎県の造林作業班の平均賃金は9,000円

ぐらいとかなり低い状況です。ほかのところは1万円を超えており、それをさらに大きく上回らないといけません。同等程度の金額にするだけでは、再造林にマンパワーが集まらなくて、結局、再造林が日本一にならないということになるんじゃないかと思っています。

マンパワーをどうやって集めていくのかを、どのように議論されたのか、机上論だけで進んでいて、本当に人が集まるのかと、若干、心配になるところです。

少しでも賃金を上げることはいいんですが、日本一を目指すのであれば、本当に日本一の賃金だというぐらいにならないと、進まないと思うんですが、その議論はどうだったんでしょうか。

○松井環境森林部次長（技術担当） 委員の御指摘のとおり、このプロジェクトの一番の鍵を握るのは、その担い手の確保であり、再造林を担う中心は森林組合ということで、森林組合と長い間、何度にもわたって議論を重ねてきました。

労賃を上げるためには、その原資が必要であり、どの程度あれば、どれぐらい上げられるのかということについても、いろいろな経営状態や地域によって、多分、違うとは思いますが。

隣県の大分県や熊本県に労働力が流出しているという話もありましたので、少なくとも、まずはそこと同等の水準に上げるため、どれぐらいの補助率が必要であるとか、どれぐらいの予算が必要であるなどといった検討を進めてきたところです。

そういった意味で、初年度を迎えるに当たって、必要な予算が計上できているんじゃないかと考えております。

○丸山委員 私は、これだけでは不十分ではな

いのかなと思っています。令和6年度やってみて、改善すべきものは早急に改善してもらって、本当に日本一を目指すのであれば、そういう覚悟を見せてもらわないと難しいかなと思っています。

耳川広域森林組合系統では、再造林率が90%となっており、森林組合ごとに違ってきています。小さい林家が多いところは、特に再造林率が悪いというのがはっきり分かっていますので、同じようなネットワークを組むのではなくて、地域に合ったネットワークを組み、かつ、市町村の負担金を含めてやっていかないと、成果が出ないんじゃないかと思っています。

ネットワークの在り方については、全てつくればいいというわけじゃなくて、機能の在り方が違うんじゃないかと思いますが、そういう議論は、何か進んでいるんでしょうか。

○松永森林経営課長 委員のおっしゃいますとおり、所有面積の違いであつたり、市町村の支援の状況も各地域で違うというのがありますので、ネットワークについては、県一本ではなくて、それぞれの地域でつくるということにしたところでございます。

それぞれの地域で課題があると思いますので、その課題解決に向けて、より効果的に進むよう、これから仕組みづくりを考えていきたいと思っています。

○丸山委員 地域のそれぞれの森林組合の中で個性がありますので、課題が全然違うと思っています。しっかりと合うような体制で進めていただき、また、悪いところは、よくするためにどういう事業が必要なのかというのも、早め早めに改善していくようお願いしたいと思っています。

○黒岩委員 資料46ページに県単林道事業費と

ありますが、県が管理する林道と市町村が管理する林道の区分というのは、どういう基準になっているのでしょうか。

○松永森林経営課長 林道の管理につきましては、県有林の中で開設されている林道は県が管理しておりますが、それぞれの市町村の林道というのは、市町村が管理しております。

また、県が主体となって開設する林道もありますが、その後の管理というのは市町村に引き継いで、市町村が管理するという仕組みになっております。

○黒岩委員 スーパー林道というのがあると思うんですけども、県有林ではないところの林道ですが、県が管理する場合もあるということですか。

○松永森林経営課長 緑資源機構が開設した大規模林道という2車線の林道がありますが、緑資源機構が開設した後、市町村が管理しているということになっております。

○黒岩委員 再造林や伐採なりをやる上で林道の管理が非常に大事なポイントになってくると思うんですけども、近年、市町村がなかなか管理し切れずに、森林組合にお願いをしています。逆に、森林組合もなかなか大変なので、市町村に戻したいといったようなところがあるように聞いています。市町村が管理する林道について、現状の課題はないのでしょうか。

○松永森林経営課長 維持管理費がかかりますので、林道の中でも幅員が広いとか、地域の生活道になっているようなところについては、林道を開設した後に、市町村道に移管して管理しているという事例は聞いております。

また、県内では唯一、南那珂森林組合だけが林道を管理している部分がございますが、これについては、市町村のほうに移管したいという

ような声は聞いているところでございます。

○黒岩委員 市町村の管理する林道については、県からの支援はないのでしょうか。

○松永森林経営課長 直接的な支援はございませんけれども、例えば、林道が被災したときには林道災害復旧事業が受けられますので、その設計や査定であるとか、そのあたりを出先の職員が支援しております。また、林道の改良とか舗装が必要な場合には、申請を上げてもらいまして、県から国へ補助の申請をし、改良舗装等を行うといった支援を行っているところでございます。

○安田委員長 資料60ページの花粉症対策の苗木について、宮崎県内の普及率を教えてください。

○松永森林経営課長 本県では、平成10年代ぐらいに、花粉の少ない苗木を国の機関と技術センターと共同で開発しまして、その穂木を樹苗組合の方が増殖して、採穂園をつくっております。

現在、その採穂園というのが、花粉の少ない苗木でつくられておりまして、それが出荷されています。一部、山に生えている杉の木から穂を取ってくる部分もございますので、少し下がるんですけども、県内で出荷されている苗木のうちの95%は、花粉の量が通常の木よりも1%以下であるとか、20%以下であるという花粉症対策苗木が植えられているところです。

この率につきましては、全国的には5割と言われている中で、本県は95%で全国1位となっているところでございます。

○安田委員長 平成10年から植えられた杉の苗木は、全体的に、その花粉症対策の苗木だということよろしいでしょうか。

○松永森林経営課長 採穂園をつくって出荷さ

れるまでに、4～5年かかりますので、十何年ぐらい以降については、山取りで取ったもの以外は、ほぼ花粉の少ない苗木が植えられているというふうな認識でございます。

○丸山委員 資料73ページについて、他産業と比べて林業の死亡率が高いものですから、非常にこの辺は懸念していて、今回こういう事業を立ち上げていただいて、ありがたいと思っております。

死亡災害をゼロにするというのは非常によい目標だと思っているんですけども、他産業と比べてなぜこんなに高いのかというのを、もう少し詳しく分析して取り組まなくちゃいけないというのがポイントだと思います。

何が要因であると考えていて、今後、そこをどういうふうに改善していくというのがあれば教えてください。

○二見山村・木材振興課長 これから再造林のプロジェクトで盛り上げていこうというときに、こういう死亡災害が起きているということについては非常に重く受け止めております。

令和4年度もそうなんですけど、令和5年度も2年連続で死亡災害が多かったという状況がありましたので、警報を出しております。また、急遽、百数十名の製材業者の方たちを集めての研修会なども2月にやったところでございます。

最近起きた死亡災害の原因を見えますと、路盤とかで定められているようなやり方での作業をしていない——例えば、退避の場所として、

「切る木の2倍以上離れなさい」とあるんですけども、そういったことをせずに、次の作業を考えてのことなんでしょうが、近い場所に退避をしていて、木が跳ねて胸に当たって、強打して亡くなった例がありました。

また、グラップルという、つかむ機械がある

んですけども、木の倒れる方向を定めるとか、そういったこともあるんでしょうが、つかむ機械で谷向けに押すという、足場が不安定になるような作業をして、一緒に落ちてしまって亡くなったとか、シートベルトをしていなかったとか、そういった、基本的な守るべきことを守らずに亡くなっているケースというのが多いと考えております。

どうしたらこういったことが減るのかということなんですけれども、重量物を近くで伐倒することを人力でやっている、そういったヒューマンエラーが起きてしまうことは、なかなか避けられないと思います。地形が急峻になったりするので簡単ではないんですけども、なるべく機械化を進めて、木の近くに寄らないとか、そういったことができるような方向で進めていくとか、例えば、機械で何かをするときにもガイドワイヤー——後ろのほうにワイヤーで機械を引っ張りながらやるような作業とかもあるんですけども、そういったことを併せてやるのかの対策が必要であると思います。

何より一番大事なのは、退避の場所とか、シートベルトをするとか、つかむ機械で押さないといった基本的なことをきちんと守りながら進めていくということだと思っております。巡回指導だったり、私たちは日頃からいろいろやっておりますので、そういったことをしっかり守っていただけるような体制を整えていく必要があると思っております。

○丸山委員 例えば、建設業であれば、死亡事故を起こしたら、指名停止があつて仕事ができなくなるとか、そういうペナルティーもあります。安全のため、毎朝作業前に、作業内容をしっかりと共有して作業を始めているから、建設業とかは死亡率を含めて、少なくなりつつあると

思っています。

そういう基本的なことをやらないといけないのではないかと思っていますが、林業の現場ではどうなっていると認識すればよろしいでしょうか。

○二見山村・木材振興課長 基本的に建設業と同様に、朝礼をやるとか、そういったことは必要だと思っておりまして、それは巡回指導をしているところでございます。

ただ、どこの伐採現場でも同じように徹底されているのかというと、末端まで届いているとは少し言い難いと思っております。去年も新富町で700人規模ぐらいの労働安全衛生大会をやって、安全の啓発であったりとか、宮崎労働局の専門家の方の講話でもそういった話をさせていただいたりしながら、安全の周知徹底というのは図っているところでございます。

今後とも、そういったことを繰り返し説明し、守っていただける体制をつくっていきたいと思っております。

○丸山委員 日本一の林業県であれば、日本一安全な林業をしている県だよっていうぐらいに、モデルになるような形になっていただきたいと思っていますので、死亡災害ワースト1位というのは、あってはならないと思います。林業事業体を含めて基本をしっかり守っていただき、また、失敗はよくあるんですが、その失敗は何が原因だったのかを明確に伝えることで、これをゼロにしないといけません。

せっかく日本一プロジェクトを進めても、これだけ事故が多くて、かつ死亡事故也多ければ、担い手が増えないPRになってしまっているものですから、ここは、早く改善するようお願いしたいと思っています。

○日高委員 資料68ページの「再造林を担う新

たな「ひなたのチカラ」確保事業」の(3)成果指標の一番下、「本事業による新たな造林作業従事者数」について、新規事業のため本事業によるものは今のところないということで、令和4年度はゼロということになると思っておりますが、令和8年度に36人とか、その上の成果指標の事業体が71から89というような具体的な数字になっていますけれども、積算根拠的にはどういったイメージなのでしょう。89だったらきりよく90にするのかなというのがあるんですが、ぴしゃっと出しているということは、相当、確信的な数字ということになるんですか。

それと、下のほうの従事者数が令和4年度末ゼロから令和6～8年に36人増えるということになると、結構増えるのかなというような期待も大分持てるんですが、イメージ的にはどうなのでしょう。

○二見山村・木材振興課長 再造林率90%以上を達成するためには、約500ヘクタールの追加的な再造林をしなければならないということになります。

その500ヘクタールを3年間ぐらいかけて増やしていこうという考えでいるんですけれども、500ヘクタールするために必要な人員を歩掛かりから計算したときに、約90人ぐらいになるという計算をしております。ひなたのチカラ林業経営体というものがあり、既存の補助事業にて支援をして、新たに取り組む方や追加的に人を増やす方たちへの支援もやっているんですけれども、そちらで請け負っていただく部分は、90人のうち約6割ぐらいで考えております。そして、残りの4割程度を新規で——ひなたのチカラ林業経営体になっておられない方を、ひなたのチカラ林業経営体に押し上げるというところで、当該事業にて資機材とかそういったものの

支援をするということを考えておまして、90人の4割ですので36人と計算をしております。

○日高委員 例えば1人で事業を始める場合の支援内容は、(1)事業内容の①の従事者用になり、何人かでグループを組んで一緒にやろうというような話になったときには、事業体用となるんですか。

○二見山村・木材振興課長 そこは、見方が少し違いまして、同じ事業体の中で、いわゆる従事者用っていうものは、約25万円ぐらいを上限に、防護服、帽子、手袋といった個人で使うようなものや、技術の習得のための研修、刈払い機の清掃とかも含んでですけども、そういったものへの助成を考えております。

同じ事業体で、全員が持っているようなものではなくて、事業体側でそろえて使っていくようなものを、この事業体用というところで、2分の1の助成ということで考えております。

○日高委員 もし自分で事業を始めるなら、当然、チェーンソーとかいろいろなものは必要だし、こういう事業があると非常に助かるのかなと思います。

それと、森林経営課と山村・木材振興課で、2つ同じような事業があるなと思っています。例えば、資料52ページの「再造林率向上強化対策事業」や先ほどの「再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業」をうまく組み合わせていくと、もっといいのができるのかなとも思います。

私が相談を受ける中で、一番心配になるのは、その下刈りを、長期的に何十年も生業としてやっていけるのかということです。「日本一の木材生産県の宮崎県が今、いろいろ事業を出しているじゃないか」と、「自分もそういうのに乗っかりたいんだ」というのもあるけれども、そこに新

規参入者として入っていったときに、再造林率を90%、賃金を1万3,000円にする事業が2年間あるわけですね。

この事業も結局、3年がマックスじゃないですか。そこから先どうやって自分で仕事を探していくのかとか、そのあたりをどう考えたいのかなっていう相談がありました。また考えようという話になっているんですけども、何かいい説得の仕方はないですか。

今までもやっていて当たり前だったような事業というのが、九州初とか県初ということで、初めての事業かなというイメージもあるんですよ。日本一プロジェクトで、頑と押さなくちゃいけないということは分かるけれども、そこから先をどうやって持っていってくれるかというのが、非常に気になっているところです。

長期的な考えで、新規参入者はどういうイメージで、この日本一プロジェクトの状況を捉えたいのでしょうか。

○松井環境森林部次長(技術担当) プロジェクトが終わった後の持続性については、本当に重要な話だと思っています。

宮崎県という土地は、森林自体の生産力も全国の中ではかなり高く、成長量も豊富で人工林もたくさんあります。その豊富な森林資源を基に、現在、全国一の杉生産であり、200万立方メートルも切っているという状態があります。

そういった林業先進県であるにもかかわらず、長く生産を続けていく中で、ある意味、行き詰まりのような状態はあって、なかなか再造林率にしても70%台から上に上がらない、頭打ちになっているというのが現在の状況です。

そういった中で、再造林というのは、循環させる、要は、林業で飯を食べていける状態にするための一番きっかけの部分ですね。植えら

れなければ、その土地での木材の生産は終わってしまいますので、まずはそこを防がないといけません。

そういうところをきっかけに、最終的に目指す姿というのは、切って、植えて、育てて、また切るっていう循環をしっかりとつくっていくことだと思っています。

委員がおっしゃるとおり、かさ上げという事業だけ見ると、単発で、それが終わったらどうするんだという話がありますけれども、そこは、しっかり、令和6～7年にやった実績を見ながら、また次を考えていく必要があると思っています。

もっと重要なのは、この対策というのが、ただのかさ上げ対策だったり、担い手の支援策だったりするのではなくて、新たな低コスト化の技術を導入したり、県産材の需要拡大策にまで踏み込んだ総合的な対策という形になっています。

ですので、しっかりと林業で飯を食べていける世界をつくるために、県としては、業界、関係団体、事業体、森林組合等と連携しながら進めていこうと思っています。迷っておられる方をどう説得するのかというのはなかなか難しい話ではあるんですけれども、少なくとも県は明るい未来や夢がある世界をつくれるような姿を描いて対策を進めていこうとしているところでございます。

○日高委員 しっかり将来の設計をよろしくお願いしておきます。

○丸山委員 資料78ページの「みやぎきの木の建築モデル普及事業」について、特に牛関係が非常に厳しい状況になっていて、クラスター事業等も進まず、増頭ありません。要因としては、材料費が上がっている、子牛がいないということで、なかなか畜舎というのは簡単にでき

そうで、できない気がしています。

仮にこのモデル畜舎というのは、普通に造るよりも安ければ非常にいい事業になると思うんですが、これが木を使うことによってあまり変わらないとか、逆に割増しになってしまうと何の意味もないと思っています。畜産で使うとしたときに、木材を使って安くなるのかというのが分かれば進めてもいいのかなと思っているんですが、その辺はどういうモデルと理解すればよろしいでしょうか。

○笹山みやぎきスギ活用推進室長 今回の事業は、畜産王国みやぎきということで、肉用牛の畜舎のモデルを造りたいと考えております。

造るに当たっては、地域で生産された一般流通材を用いて地域の建築士が設計しまして、地域の工務店が建てるというところを目標とし、標準設計等を作成することとしております。

お話しにあった経費につきましては、平米数が500平米を超えますとS造が主流となってきております。それに対しまして、500平米を超える部分についての他県の事例等も参照しまして、工事費の比較なんですけれども、木造のほうが2～3割安価でできるというような事例もございますので、県財政も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 2～3割安くなるのであれば、可能性はあるのかなと見ていますが、牛が非常に厳しい状況で、増頭ではなくて、維持もしくはマイナスになる方向ですから、豚とか鶏はまだ可能性があるのかもしれませんが、この事業は畜産関係の方々としっかり連携しないと前に進まないのではないかと考えています。

計算上はうまくいくけれども実際はそうならなかったりする面もあるものですから、そこは調整をしっかりやっていただけるとありがたい

と思っております。

○笹山みやぎきスギ活用推進室長 県内の家畜の飼育の戸数調査によりますと、肉用牛は大体82%を占めているということでございます。経営等が厳しいという話もございましたけれども、この事業を構築するに当たっては、畜産部局とも相談しながら、安価で進められるということであれば、ぜひ進めてほしいというような意見もございましたので、今後も調整をしながら進めてまいります。

○日高委員 2～3割という話でしたけれども、話を聞くと、イメージ的にはもっと割安でできるんじゃないかなという農家さんもおられるわけですね。既にクラスター事業の関係で補助を受けている方、補助を受けなければ半分ぐらいでできるのにといい声ももしかしたら聞かれています。

補助事業だからしっかりしなくちゃいけないというのは当然分かるんですけども、ここまではなくても、もっと安くできるのにといい声を実際に聞くんですが、そういうことに関しては、県のほうでは、市町村からそういう要望があったとかは聞いておられませんか。

もともとがよすぎて高過ぎるんじゃないかというような、ハウスでも3反で3,000万円という話になって大変な額になるけれども、畜産になると、ちょっといってしまえば億になってしまいますから、この時期に5,000万円かけて借金して、本当に大丈夫なのかと周りが心配する状況があります。

でも、クラスター事業なら2分の1だから、やっぱりそれを受けざるを得ないと——自費で5,000万円で行けるかといったら、それもできないからというような状況もあるんですね。

○笹山みやぎきスギ活用推進室長 近年、資材

が高騰しまして、当然、鉄骨等も高くなりました。また、S造になりますと、基礎とかにもコンクリート等が必要でございます。

その反面、木材は軽いという利点もございます。基礎にそんなに時間は要らないということもありまして、できるだけ一般流通材を使って造る——特殊な製材品、例えば集成材とか、そういうものを使わずに、一般の流通材でもってこれを造っていきいたいということで、そういう経済性のことは十分今後考慮しながら進めてまいります。

○日高委員 これは県内発ということですから、当然、先進県の概要を十分研究なさってのことだと思うんですが、3～4割を目指すぐらいに頑張ってください。

○松本副委員長 資料76ページの「しいたけ等輸出拡大・PR支援事業」のことをお尋ねしたいと思います。

まず最初に、今どこが輸出先になっているのか、額も含めてどれくらいの量があるかお教えいただけませんか。

○二見山村・木材振興課長 主な輸出先でございますけれども、一番多いのは台湾です。それからアメリカ、ヨーロッパ、香港という順番でございます。これは年によって変動があり、上位については、量がそんなにたくさん出ている状況ではなくて、僅差なので、すぐにひっくり返るような状況ではあります。

令和3年は、特に高千穂の杉本商店というところが一生懸命取り組んでおられて、eコマース——ネットでの販売であったりとか、SNSでの発信が功を奏して、その前の年と比べて10倍ぐらいになっているんです。

令和2年が1.8トンぐらいだったものが、令和3年は13トンぐらいになっております。令和4

年は、それからすると下がったんですけれども、令和2年の1.8トンに比べると若干増えているような状況でございます。

○松本副委員長 個々で有機JAS等認証の取得にどれくらい経費がかかるのか、お分かりでしたら教えてください。

○二見山村・木材振興課長 調べますので、お待ちください。

○松本副委員長 次のページで、令和5年はしいたけの生産戸数が980戸でいいんですかね。この戸数の中で事業に取り組んで、有機JAS等認証の取得件数が現状6件から令和7年で10件ということで、4件ぐらいが増えるということです。難しい認証になるのかなというところもあるんですけれども、力を入れて取り組まれていって4件ということで、この辺りの戸数と目標値の関係を教えていただけないかなと思っておりますが、よろしいですか。

○二見山村・木材振興課長 戸数に関しましては、まだ取り組んでおられる事業者の方が少ないというところがあります。ヨーロッパ、EU関係は特になんですけれども、例えばフランスとかは、有機JAS等認証は、オーガニックというものに関してもほぼマストになっているような状況もあるということで、輸出をするのであればその取得はほぼマストでやっていかなければならないところです。

先ほどの御質問にあったような費用のこととか、維持することについても費用がかかるということもあって、まだ取り組む方が少ないという中での取組ということで、これぐらいの目標数値になっているところでございます。

○松本副委員長 最後になりますが、戸数に関わるところで、現状と課題のところに、生産者のうち71歳以上が44%を占めていらっしゃる

ということがあります。力を入れてしいたけの事業に取り組むのであれば、後継者の対策というところにも力を入れていただきたいと思います。その点に対するお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○二見山村・木材振興課長 まず、先ほどの有機JAS等認証取得の経費についてですけれども、取得コストで20万円程度かかるということでございます。

それと、後継者対策については、なかなか後継者が育ちづらく、高齢化が進むと、専業でやっていくということも難しいところがあります。

資料66ページの(事項)しいたけ等特用林産物振興対策事業費にて、今年度から3の「特用林産業新規就業者ワーキング支援事業」というのを取り組んでおりまして、また、2の「しいたけ等特用林産物生産体制強化事業」ということで、これは基礎研修や、中級者向けのステップアップ研修を実施したり、必要となる資機材、運搬車両、乾燥機であったり、人工ほだ場、冷蔵施設、あとは獣害防止用のネットであったりとか、そういった基盤強化を図るための支援をしております。

最初に言いました3の「特用林産業新規就業者ワーキング支援事業」については、県外の方にお試し就業的なことをしていただくような事業なんですけれども、実際5人の方に働いていただきました。募集に対して倍以上の応募があったということで、こういった方たちをうまく今後の取組の中で就業につなげていけるようなところに持っていきたいと思っております。

今年は1年目ということもあったので、5日間程度の短期でスポット的な就労を経験していただいたんですが、来年度からは、それに加えて1か月程度や40日程度のもう少し長い期間で

やっていって、なるべく来ていただけるような仕組みにつなげていきたいと思います。

地元だけでは中山間のＵターンとかがなかなかなかったりするところもございますので、県外の方を取り入れていけるといいのかなと考えて、こういった事業も取り組んでいるところでございます。

○松本副委員長 みやざき乾しいたけということで、これもブランドとしての取組を進めていただく中では、ぜひ今後も後継者の方の支援対策等もよろしくお願いいたします。

○本田委員 資料71ページの「みやざきの林業魅力発信事業」について、平成27年から令和2年で200名の就業者が増えており、非常にいいことだと思うんですが、なぜここがこれだけ増えているのかというところの分析をされているのであれば教えてください。

○二見山村・木材振興課長 これは5年に1回の国の統計なので、なかなか細かいところは分かりかねるところもございますけれども、全国的には下がっている状況下で宮崎県は上がっており、素材生産でも伸びていたりとか、特に素材生産をされる方たちの中には機械化も進んでいるというようなこともあって、かなり収益的に上げられている方たちも多くおられるということもありました。

いわゆる新陳代謝のような形でなんですが、若い方たちの参入も多いということで、結論からいうと、そういったところである程度数が確保できているのではないかなと推察しているところでございます。

○本田委員 多分、林業大学校とか若年層の皆さんがかなり興味を持たれているというか、若年層の就業者が増えているのもあるのかなと思っていまして、平成17年度から平成22年でい

うと300名ぐらい増えています。ここは、65歳以上の割合の方々がかなり減ったので、その部分で300名ぐらい増えたのかなと感じるんですけども、今後5年後をどれぐらいの数字で推測されているのか教えてください。

○二見山村・木材振興課長 長期計画ベースでは、機械化の推進とか、効率化を図るとか、そういったところで生産性を上げていくところで、大体、現状維持程度の目標設定にはなっているんですけども、今回のプロジェクトの取組等もございますので、そういったところで、先ほど申し上げたように、3年間で90人ぐらい人を増やしたいとかいうような話もしております。

再造林のほうになるんですけども、そういったことも総合的に取組を進めてまいりますので、前回の長期計画のときの考え方とはまた少し違う結果になっていくのかなと期待も含めて考えているところでございます。

○本田委員 外国人について、特定技能の幅を国が広げるというようなところはあるんですが、今、どれぐらいの外国人の方々が既に従事されているのでしょうか。

○二見山村・木材振興課長 令和4年10月時点で9人だったんですが、現時点で11事業所に15人おられるということでございます。

○本田委員 70ページの事業の概要のところ①～③の事業を立てていらっしゃるんですけども、どれぐらいの予算配分で考えていらっしゃるのかを教えてください。

○二見山村・木材振興課長 ①新規就業者情報発信事業が747万5,000円、委託事業になります。②林業担い手対策検討会の設置が29万8,000円、これも委託事業でございます。③優良林業技術者・事業体表彰事業が27万3,000円、これは県が直接執行するものでございます。

○**本田委員** PR等かなり頑張ってください、ぜひこの部分をしっかり増やしていただきたいなと思います。

○**丸山委員** 資料81ページ「みやざき材県外プロモーション事業」について、住宅着工戸数が2022年度は86万戸で、2040年は55万戸と記載されておりますが、住宅着工戸数は100万戸だったというイメージがあったので、人口減少による住宅着工戸数の減少の懸念があります。

我々も再生林を進めるべきだという話をしており、循環型の林業を続けることが必要なんです、住宅着工戸数がどんどん減っている中で、需要が本当にあるのかと心配になってくるぐらいの数字だと思います。

宮崎県は7割以上を県外で消費しており、本当に潤沢にいくのか、それが心配なんですけれども、三大首都圏が15%ぐらいとのことですが、これは中国木材があるから、これだけ大きな数字になっているような気がするんです。

今後、三大首都圏を15%から18%に伸ばしていきたいと書いてあるんですけれども、物流コストを考えたときに、関西まではいいにしても、住宅着工戸数が減る中で、宮崎県としてどこにマーケットを絞って伸ばしていくべきなのか、どこが本当にいいのかということを明確に議論されていると思うんですが、長期的に見たときにどういう考えでいらっしゃるのかをお伺いできればなと思っています。

○**笹山みやざきスギ活用推進室長** 資料81ページの円グラフにございますように、都市圏は15%、それと九州——福岡、北九州辺りなんです、約5割ということを出しております。

今後、お話のとおり住宅着工戸数が減りますので、それに伴う住宅木材需要について、当然

県内で使われている戸建て、県外での戸建て、首都圏での戸建てもやっていきます。ただ、住宅着工戸数が減っていきますので、今後は非住宅分野にシフトも考えております。

資料79ページの現状と課題の真ん中に住宅と非住宅の木造の比率を掲載しております。非住宅はほとんどRC造、S造——コンクリート造りとか鉄骨造りになっておりますので、県内でも県外でも、非住宅分野のほうにも製材品を送り込みたいと考えております。

○**丸山委員** 恐らく大都市圏は、ある程度ロットがないと、取り扱ってくれないというのがこれまで大手ハウスメーカーでありましたので、宮崎県はなかなか対応できませんでした。しかし、中国木材が来たことによって、かなり大きなロットで動けるようになったから、大都市圏まで出荷できるようになったんじゃないかと思っています。そんなことも細かく調査してもらって、しっかり対応できるようなものを研究していただければありがたいなと思っています。

海外について、既存の韓国や台湾の輸出がどこまで伸びていくのか、逆に中国にシフトするといいいんですが——中国はこれまで原木をどんどん輸出して行って、向こうで製材したものがアメリカに輸出されているという話もお聞きしているものですから、中国に製材品を持っていても、材工一体とならないと、使うことはないんじゃないかなと思っています。

韓国や台湾での実績なども踏まえて、なぜ中国も含めて今回やろうかと考えたのか、また、韓国や台湾が今後さらに伸びる余地はないのかということも含めて教えていただくとありがたいかなと思っています。

○**笹山みやざきスギ活用推進室長** 県外への売り込みにつきましては、企業等とも連携をしな

がら、具体的に制度協定や包括協定等を結びながら木材利用の促進に努めてまいります。

また、住宅着工戸数が減りますので、あらゆる分野に木材を供給していく、その中で海外にも展開していきたいということで今回、事業をお願いしております。

現状について、当課の調べでは、台湾の輸出実績が約11億円で、そのうち製材品が約2億円でございます。また、韓国につきましては約6億円の輸出額で、原木が約5億円、製材品が約1億円ということで、いずれにしても原木のほうが多いという状況でございます。

台湾につきましては、先般、台北で展示会等も行ったところですが、本県の杉の評価が大変よくて——例えば調湿効果があるとか、木の香りといったみやざきスギの利点も売りにして、気候が湿潤温暖なところがございますので、内装材で使えないかというような形で、今後取り組んでまいりたいと考えています。

また、韓国につきましては、今まで材工一体で木材を送り込んできたところがございますが、昨日も韓国から視察団が来ました。韓国の蔚山というところで近年、公共建築物の木質化が進んでいるということでございますので、そこともタイアップをしながら今後とも材工一体に取り組んでまいりたいと考えています。

○丸山委員 資料83ページに、89%が原木で輸出されているとありますが、ここをいかに変えていくかが今回の大きなポイントだと思っています。今の説明にあったような内装材ぐらいではなかなか増えないかなと思ったりしています。

現地のニーズに本当に合っているのか、製材のものでも向こうと大きさが違うとか、そういったこともいろいろあると聞いているものですから、細かいこともちゃんと調整しないと輸出ま

で至らないと思っています。

今後、輸出する事業体を増やしていきたいということが資料に記載されていますが、現地にマッチングしているのかが本当に分かっているのかなというのが少し心配なんですけれども、実態をどの程度まで把握されているんでしょうか。

○笹山みやざきスギ活用推進室長 台湾は、原木を輸出して向こうで加工するんですけれども、ほとんど杉材は型枠で使われております。うちの製品もきちんとした通常の製品もあるんですけれども、ほとんど半製品という形で型枠で使われております。

そういった台湾の文化も把握しながら、台北での展示会にて、先ほど言ったように、内装材としての期待が持てましたので、実際にフローリングを出している企業もございまして、そういう輸出を経験されている県内企業がタイアップしていく中で進めていきたいと考えております。

現在2社ですが、県木材協同組合連合会のほうに輸出促進委員会というのがございます。こちらに企業が10社ぐらいございまして、その中で輸出に取り組みたいという企業もございますので、そこら辺は情報共有をしながら、ノウハウを学びながらどんどん輸出を進めてまいりたいと考えています。

○丸山委員 日本では人口減少によって住宅着工戸数は確実に減ってくると思っていますので、輸出を伸ばすことも含めて、できるだけ原木ではなくて、製材品を出すんだということをしっかり業界団体で連携しながら頑張っていただきたいと思っています。

○笹山みやざきスギ活用推進室長 県としましては、原木輸出ではなくて製材品の輸出——付

加価値の高い製材品を送り込みたいというふう
に考えております。

相談員の設置をし、現地でのノウハウを知っ
ている相談員を介して輸出を展開したり、今ま
でも、国の輸出協会とも情報共有をしながら進
めてまいりましたので、今後ともそのような形
で、業界一体となって進めてまいりたいと考
えています。

○黒岩委員 この前の能登半島地震で、火災を
見ると、いかにも木造住宅は危険なんだとい
うようなイメージの報道があったんですけども、
担当課としては、今後の国内における木造住宅
の需要に、そういったものが何らかの影響が出
てくるのかどうか、そこ辺りはどういうふう
に考えですか。

○笹山みやざきスギ活用推進室長 一部報道で
そういうような木造が燃えるとかいう話もござ
いますけれども、実際、火を使うところとか、
法で制限されているところについては、耐火材
とか、防火材をきちんと使うということになっ
ております。そこに合った部材を使うというこ
となので、私どもは特段それについては心配し
てございません。

○黒岩委員 おっしゃるとおり、消防法とか防
火基準がありますから、そういう危険性とい
うか、影響はないんだと思っていますけれども、
少し逆風かなと心配しているものですから、頑
張っていただきたいと思います。

また、新たな活路を見いだすというところ
では、先ほどの木造の畜舎をやるんだというこ
ろが、非常にいいトライだなと思っています。
県内のとある自治体は、畜舎で使ってくれと、
既に沖縄に営業に行っているという話も聞いて
おりますから、ぜひ宮崎モデルをきちっと確立
させて、これを全国展開できるようにお願いし

たいと思います。

資料79ページに、高層階については非木造だ
というところのグラフが出ておりますけれども、
ここも諦めずに、例えばCLTといった新しい
合板を使った材料も含めて今後トライしてい
だきたいなと思うんですが、このCLTにつ
いての可能性というのはいかがなものでしょうか。

○笹山みやざきスギ活用推進室長 CLTにつ
いて、都会では木ビルという形で、ビルの素材
で使われているということでございます。ただ、
大手ゼネコンが造られるので、なかなか一般流
通材がそのまま使われるということはございま
せん。

九州経済連合会という集まりがございまして、
その中で木ビルの研究がなされております。本
県からも部材の提供ができますかということで、
県内の各製材工場が出せる部材のリストを作っ
て、各県と共有をしたりしておりますので、そ
ういう事例を踏みながら、県内でチャンスがあ
るときはそれを普及してまいりたいと考えてお
ります。

○安田委員長 次に、その他報告事項に関する
説明を求めます。

○松浦環境森林課長 常任委員会資料86ページ
をお願いいたします。令和6年度環境森林部組
織改正案について御報告をいたします。

環境森林部では、令和6年4月1日付で、再
造林の推進に関する業務を一元的に所管する組
織として、環境森林課内に再造林推進室を設
置することとし、併せまして森林経営課の森林
管理推進室を廃止することといたしました。こ
れによりまして、再造林推進室を中心に部内各
課が一体となり、また、市町村や関係団体との
連携調整を緊密に行いながら、再造林に関する
事業に取り組んでまいります。

また、環境森林課におきまして、環境計画担当とゼロカーボン社会づくり担当を統合しまして、環境政策・脱炭素推進担当を設置し、環境基本計画の推進と併せて再エネ、省エネ関連事業等の実施による脱炭素の推進に総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、以上をもって第2班の審査を終了いたします。

総括質疑の準備のため、暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時11分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしました。

これから総括質疑を行います。環境森林部全般について質疑はありませんか。

○黒岩委員 質疑というよりもお願いなんですけれども、いろいろ説明を聞いた中で、県庁内で、もう少し連携をお願いしたいなと思いました。

例えば、食品ロスのことについて、病院局では毎日給食を出しておりますが、私が昨年の11月に、県病院の給食の残りはどれぐらいあるのかという質問をいたしましたら、学校の給食とは趣旨が違うんだという話がございました。県立3病院の給食がかなり残っているらしいという話も聞いておりますので、まず、県庁の内部での連携をしっかりとやっていただきたいというのが一つあります。

それと、ひなたゼロカーボンについても、県土整備部のほうで住宅耐震化ということで住宅

に対する関心が非常に高まって、中には耐震工事をやりたいという方も増えるかもしれません。そういったところとセットで、ゼロカーボンの太陽光とかの導入についてもPRしたらどうかかなと思っていますので、そういった連携もよろしくお願ひしたいと思っています。

○殿所環境森林部長 環境部門は、食品ロスやゼロカーボンをはじめとして、幅広くございますので、連携することはとても大事だと思っています。特に、ゼロカーボンの部分については、これまでもいろいろ課題はあったんですけども、今回このグリーン成長プロジェクトができて関係部局もいろいろ入る中で、どう役割分担したらうまくいくのかとか、例えば産業分野もそれぞれあり、全部をうちが引き受けるわけにもいかないというのがあって、それぞれと協議をする中で、この部分はここの部局でやりましょうというような整理もだんだんできてきました。食品ロスのことも含めて、これからしっかりその辺りの意識を持って取組を進めてまいりたいと思います。

○丸山委員 今回の能登半島の地震や東日本大震災の地震災害復興をするためには、災害廃棄物をどう処理するのかというのが、大きな問題になっていると思っています。

宮崎県は、南海トラフを含めて、大きな地震が発生した場合に多くの災害廃棄物が出るというのは、明らかに想定できますが、どうやってそれを処理していくのかというのを考えたときに、本県は産業廃棄物も閉鎖的であると思っています。ある程度早めに広域連携を含めて集中的に処理するというのが、国のほうで方針が出ているのに、なかなか前に進んでいないような気がしています。本来は、災害が起きる前に隣県との連携をしっかりと考えておかないとい

けません。熊本地震のときには、宮崎県は災害廃棄物を受け入れられなかったということもあつたと聞いているものですから、平時のうちから、そういう隣県との連携も含めて、もっと協議を進めていくべきだと思っています。環境森林部の中では、令和6年度も含めて、今後どういう方向で進もうと考えているのか教えていただけるとありがたいかなと思っています。

○今村循環社会推進課長 丸山委員から御指摘のあつたことは非常に大事な話かなと思っています。

石川県にて能登半島地震の災害廃棄物の処理がようやく始まったところと聞いています。あれが240万トンという推定で、南海トラフが起きて、宮崎県で最大どれぐらい災害廃棄物が発生するかを推計しますと、1,171万トンということで石川県の何倍もございます。石川県ですら自県だけでは処理できない状況で、宮崎県の場合は、大きな災害が起きると、宮崎県だけじゃなくて、西日本——静岡県から沿岸部ほとんどという状況になりますので、他県とかの応援をもらおうと思ってもなかなか厳しい状況があるかもしれません。そういう状況もありますので、九州地方の環境事務所が中心となって、九州全体で取り組もうという動きも出ています。例えば、宮崎県のような海岸部と熊本県のような太平洋側じゃないところで、カップリングさせて、宮崎県で被害が発生したときは、熊本が中心になって九州全体をまとめ、逆に、また熊本県で被害が発生したら、今度は宮崎県が中心になって九州全体を支えるというような仕組みも、つくられようとされていまして——九州のほうで各県の循環社会推進の課長が集まりまして、ブロック会議をやったり、いろいろな災害を想定して訓練をしたりしているところです。

宮崎県が他県からの廃棄物を受けていないというのは確かに事実であり、今回、循環協会からもその辺の災害対応も踏まえて考えていかないといけないんじゃないかという御要望もございました。ただ、一遍にというのもなかなか難しいものですから、まずは隣県からとか、行く行くは九州、そして全国ということになるのかもしれませんが、検討を始めたところでございます。

○丸山委員 ぜひ、南海トラフ地震が確実に来ることを想定しながら、やれるものは順次準備していくということをよろしくお願いしたいと思っています。

○野崎委員 今回いろいろお話を聞かせていただきまして、再造林の話がメインになったのかなと思っていますけれども、山というのはもちろん素材もありますし、動物も住んでいます。もちろん環境、空気もきれいにしないといけない。山が荒れると川も海も荒れてしまう。人口が減って、素材の利用が少なくなるんじゃないかとはいっても、木は植えないといけない。令和4年度の鳥獣による農産物の被害額が多分3億7,000～8,000万円だったんですね。

要は、鳥獣が里山に下りてこない山もつくっていかなくちゃいけないということで、今後、再造林日本一を目指すスタートとして、どんな山をイメージしながらつくっていく必要があると思っています。いらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○殿所環境森林部長 今回の再造林推進のため条例をつくるに当たり、様々な方々と議論をする中で、野崎委員がおっしゃったような「全部杉を植える」、それではダメでしょうと、「森林にはいろんな機能があるよね」という意見がかなり出てまいりました。再造林をどう進めるか

という条例を最初はイメージしていたんですけれども、やはりそうじゃないなということがあって、林業の採算性が取れるところとそれ以外のところをしっかりと分けながら、それぞれがその木材を産出する経済的な機能を発揮するところと、水源の涵養であるとか生物多様性といった公益的な機能をちゃんと発揮できるような部分も必要だろうということが、この条例の議論の中で出てまいりまして、今のようなお話を条例の全文の中にしっかりと入れ込みました。そういったところを念頭に置いて、経済性とそれ以外の公益的な機能がしっかりと発揮できる山をつくりながら、経済性のあるところではしっかりと再造林をして、循環型の林業を進めていくというコンセプトが伝わるようにしていきたいと思っています。

○野崎委員 今回の説明では、山の資源をどう利用して生きていくのかではなく、どう仕事をしていくのかというイメージが強かったものですから、最後にこういった質問をさせていただきました。山には多面的な機能というか、いろんな機能があるので、やはりそれも考えながら再造林の日本一を目指していただきたいなと思っています。

○松本副委員長 委員会の審査を通して、環境森林部の予算が令和5年度から令和6年度では102.1%と微増ではありましたが、グリーン成長プロジェクト、再造林率日本一への挑戦ということで、非常に大きな期待のある、また意気込みを感じるような説明と事業の取組を聞かせていただきました。

そういった中で、循環型林業と農林水産業を合わせての推進とか、脱炭素化に向けた成長の実現というようなところでありましたので、委員からは厳しい意見もあったかと思いますが、

将来に向けた展望や期待があると思ったところです。地球温暖化、CO₂削減のスタートの年とも捉えられますので、改めてその取組とか加速化に向けた思いを——令和6年度の事業の推進に向けて、新たな組織もできるということでございますので、部長のお考えを最後にお聞かせいただきたいと思います。

○殿所環境森林部長 叱咤激励、アドバイス、様々ないただきましたけれども、今年度、このグリーン成長プロジェクトに取り組むことで、深い議論ができたと思っています。

特に、再造林対策については、林業を行政として担う職員たちが、市町村や森林組合などかなり意見交換を重ねてまいりました。特に、森林組合とはかなり踏み込んだ議論をして、今まであまり表に出てこなかった労賃の話とか、そういったところまで話ができた、いい機会だったなとまず思っています。

そういった議論を通じて様々な知恵を盛り込んだのが、今回提案いたしました再造林の宮崎モデルでございます。これをしっかりと進めていかなければいけないと思っていますが、本日、我々はかなりの自信を持って皆様に御提案をしたわけですが、それでも様々な御指摘がありました。来年度から進めていくと、またいろんな課題が出てくると思っています。各市町村長とか、いろいろな林業関係の団体の長の方とも、この宮崎モデルの話をするときに申し上げているのは、これが完璧な形ではない、まずは何かやってみなければいけない、皆さんのいろんな知恵を合わせたのがこの形なので、まずはこれにみんなで一生懸命取り組みましょうと。その間、当然課題が出てくる。それを少しずつ潰していって、よりいい形にしていきたいと思います。

それと、途中で予算の話も出てきましたけれども、予算というのは、つく、つかないというのがあったり、県の財政状況によってもいろいろな状況があり得ます。地域再造林推進ネットワークが一番肝だと申し上げましたが、こういう仕組みがしっかり残っていくことがとても大事だと思っています。この仕組みがしっかり定着するために、この3年間、一定程度の予算をかけて取組を進めていくというのがメインだと思っていますので、この部分を森林組合や市町村関係者と一緒にしっかり取り組んでいきたいと思っています。

市町村や森林組合から、今後様々な御指摘をいただきながら、ブラッシュアップできたらいいなと思っていますし、また、この宮崎モデルの進捗状況につきましては、常任委員会でもその都度しっかりと説明をさせていただきたいと思っていますので、様々な御指摘、御提言いただければありがたいと思っています。

職員一同、しっかり取り組んでまいりますので、見守っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○安田委員長 そのほか、何もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時32分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は10時再開とし、農政水産部の審査を行うことといたします。

そのほかで何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 ないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後3時32分散会

令和6年3月7日(木曜日)

午前9時55分再開

出席委員(8人)

委 員 長	安 田 厚 生
副 委 員 長	松 本 哲 也
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	野 崎 幸 士
委 員	日 高 利 夫
委 員	本 田 利 弘
委 員	今 村 光 雄
委 員	黒 岩 保 雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
農 政 水 産 部 次 長 (総 括)	長谷川 武
農 政 水 産 部 次 長 (技 術 担 当)	日 高 義 幸
畜 産 局 長	河 野 明 彦
農 村 振 興 局 長	小 野 正 寛
水 産 局 長	鈴 木 信 一
農 政 企 画 課 長	原 田 大 志
中山間農業振興室長	梶 原 正太郎
農業流通ブランド課長	大 田 直
農業普及技術課長	蛭 原 智 子
農 産 園 芸 課 長	黒 木 正 理
畜 産 振 興 課 長	水 野 和 幸
家畜防疫対策課長	坂 元 和 樹
農 村 計 画 課 長	鳥 浦 茂
農 村 整 備 課 長	城ヶ崎 浩 一

担い手農地対策課長	馬 場 勝
水 産 政 策 課 長	大 村 英 二
漁 業 管 理 課 長	赤 嶺 そのみ
漁港漁場整備室長	小 野 勘 治
工 事 検 査 監	内 田 豊 光
総合農業試験場長	東 洋一郎
畜 産 試 験 場 長	林 田 宏 昭
県立農業大学校長	松 田 義 信
水 産 試 験 場 長	西 府 稔 也

事務局職員出席者

議 事 課 主 任 主 事	飯 田 貴 久
総 務 課 主 任 主 事	森 口 浩 司

○安田委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたします。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡しいたしました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴人に関する指示には速やかに従っていただきますようお願いいたします。

それでは、委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○久保農政水産部長 農政水産部でございます。

説明に入ります前に、まずお礼を申し上げます。3月2日に挙行いたしました令和5年度県立農業大学卒業式には、安田委員長に大変お忙しい中、御出席いただきました。誠にありがとうございます。卒業生49名が卒業したわけですが、この49名が、今後、本県農業の発展をリードする人材として活躍していただくことを期待

しております。

それでは、本日、当委員会に御審議をお願いしております議案等について、座って説明させていただきます。

環境農林水産常任委員会資料3ページの目次を御覧ください。

本日は、Ⅰの予算議案2件、Ⅱの特別議案3件について御審議をお願いいたします。

4ページを御覧ください。Ⅰの予算議案についてです。

まず、令和6年度農政水産部予算(案)の基本的な考え方についてであります。

令和6年度当初予算案は、(1)の農水産業の現状等にありますとおり、食料安全保障の強化が課題として顕在化していることや、物価高騰の長期化等による生産者の経営への甚大な影響を踏まえ、(2)の①のとおり、農業と水産業それぞれの長期計画の着実な推進に加え、②の農水産業の生産性と持続性の両立によりさらなる成長を実現する「グリーン成長プロジェクト」の本格展開、③の生産者の経営体質の強化に資する施策を重視し、食料安全保障の確保を支える食料供給県として、将来にわたって、その役割を果たすための予算として編成したところであります。

5ページを御覧ください。

ここでは、農業、水産業それぞれの長期計画の施策の体系に沿って、新年度予算案における重点的な取組を整理しております。

(1)の第八次宮崎県農業・農村振興長期計画では、①～③の3つの視点から各種施策を展開することとしております。

①の「“農の魅力を生み出す”人材の育成と支援体制の構築」の施策として、新規就農者の確

保・育成はもとより、外国人やダブルワークなどの多様な雇用人材の確保を推進するとともに、経営資源の円滑な承継に向け取り組んでまいります。

次の②の「“農の魅力を届ける”みやざきアグリフードチェーンの実現」では、生産技術の普及・高度化や効率的な輸送体制づくり、食資源の高付加価値化など、生産・流通・販売が一体となって、賢く稼げる農業のスマート化の取組を推進してまいります。

③の「“農の魅力を支える”力強い農業・農村の実現」では、持続的な農山村づくりに加え、農業セーフティネットの推進、家畜防疫や植物防疫への対応、地域資源を活用した資源循環型農業の展開など、常在化する様々なリスクに対応した新防災の取組を推進してまいります。

次に、(2)の第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画では、①～④の4つの視点から各種施策を展開することとしております。

①の「人口減少社会に対応した生産環境の創出」として、新規就業者への支援や、操業の効率化等の漁業のスマート化を推進してまいります。

次の②の「成長をつかむ高収益化と流通改革」では、高収益型漁業への転換や輸出バリューチェーンの構築等を推進してまいります。

③の「水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応」では、ブルーカーボンの創出や漁場の生産性向上のため、水産資源の適切な管理に加え、資源回復や漁場の管理保全をなお一層推進してまいります。

④の「成長産業化を支える漁村の基盤強化」では、漁港の津波・地震対策の強化や安全操業支援等を推進してまいります。

次の 6～7 ページに、それぞれの長期計画の施策の体系に沿って、新年度予算案における主な事業を整理しておりますので、後ほど御覧ください。

また、新年度予算案における新規・重点事業の内容については、後ほど担当課長から説明させていただきます。

8 ページを御覧ください。

令和 6 年度の農政水産部の当初予算案は、一般会計と特別会計を合わせた全体で、表の令和 6 年度当初予算額の一番上にありますとおり、全体で 428 億 6,419 万 2,000 円をお願いしております。

このうち、一般会計は、そのすぐ下にありますとおり 426 億 2,828 万 9,000 円、特別会計は、表の下から 2 行目の 2 億 3,590 万 3,000 円であります。

9 ページを御覧ください。

債務負担行為について、次の 10 ページまでの一覧表にあります事項について、追加をお願いするものであります。

○安田委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

これより 2 班に分けて議案の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて、決算における指摘要望事項についても説明をお願いいたします。

それでは、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○原田農政企画課長 常任委員会資料の 11 ページを御覧ください。

「グリーン成長プロジェクト」について御説明をいたします。

11～12 ページにあります全体概要につきましては、昨日の常任委員会で環境森林部から説明いたしましたので、私からは農水産業分野に関して御説明をいたします。

13 ページを御覧ください。

「グリーン成長プロジェクト」として、農水産業分野におきましては、G 7 農業大臣会合での宮崎アクションの具現化に向け、3 つの視点に沿って、海外資源への過度な依存からの転換を図り、持続性と生産性の両立による本県農水産業のさらなる発展、グリーン成長を目指していきます。

まず、①の持続性の高い農水産業への転換では、地域資源の有効活用やブルーカーボンの創出など、海外資源に過度に依存せず、環境にも優しい持続性の高い農水産業への転換を図り、令和 8 年度までに粗飼料自給率を 12 ポイント増の 100% とするほか、施設園芸における化石燃料使用量の減少や化学肥料の使用量の減少、漁港での造成藻場面積の増加などを目指します。

次に、②の新たなイノベーション等による生産性の向上では、今後も担い手が減少していくことが見込まれる中で、本県農水産業の生産力を持続的に維持向上させていくため、新しい技術やアイデアなどによる生産性の向上に取り組み、令和 8 年度までにピーマン自動収穫ロボットの現場実装や産地での環境・生育等データの共有・活用、海況情報アプリ等で効率的な操業の現場実装などを目指します。

次に、③の両立を支える担い手の確保では、多様な人材の確保に向けた環境づくりなどに取り組めます。これらの取組を通じて、より生産

力が高く、強靱で持続可能な宮崎農業を実現し、農業及び水産業の長期計画の目標である令和12年の農業産出額3,742億円、漁業・養殖業産出額435億円を達成していきたいと考えております。

14ページを御覧ください。

プロジェクトの取組を進めるための主な施策を掲載しております。有機農業の拡大やデジタル技術の活用など、持続性・生産性の向上に資する既定事業をはじめ、令和6年度予算として要求している新規・改善事業も組み合わせながらプロジェクトを機動的に推進してまいります。

次に、令和6年度当初歳出予算について説明いたします。

15ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで26億8,941万5,000円をお願いしております。

16ページを御覧ください。

主な内容について御説明いたします。

なお、説明に当たりましては、左から3番目の「事項名」の欄に掲げる事項を用いて説明させていただきます。また、事項の詳細を説明する場合は、1番右の「説明及び事業名」の欄で説明をいたしますが、この欄の呼び方につきましては、「説明欄」と短く省略させていただきます。この後の各課におきましても、同様の説明とさせていただきます。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

中ほどの（事項）新農業振興推進費の説明欄3、新規事業「農業カーボンクレジット認証スタートアップ事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

その下の（事項）中山間地域活性化推進費の

説明欄の5、新規事業「中山間地域農業・農村デジタルサポート事業」の1,049万円です。

中山間地域におきましては、日本型直接支払制度に係る事務負担が大きいことから、本事業では、県が地域の事務負担を軽減するシステムの導入を支援し、現在、紙を用いて行われている事務処理を、デジタルで効率化することにより、農業生産活動に注力できる環境整備を図るものです。

17ページを御覧ください。

（事項）鳥獣被害防止対策事業費の説明欄1、「鳥獣に打ち勝つ魅力あふれる農山村づくり事業」の7億3,249万円です。

本事業は、鳥獣による農林作物被害を軽減するため、集落の実態に応じた総合的な対策を支援するとともに、捕獲鳥獣をジビエとして利活用し、新たな所得や雇用創出による地域振興を図るものです。

続きまして、説明欄3、新規事業「ICTを活用した総合的鳥獣被害対策実現事業」につきましては、後ほど御説明をいたします。

18ページを御覧ください。

新規事業「農業カーボンクレジット認証スタートアップ事業」でございます。予算額は686万8,000円です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、農業分野でJークレジット制度の認証取得を促進するため、クレジット創出による効果検証等を踏まえた上で、温室効果ガス削減プロジェクトの登録からクレジット認証まで、モデル的に実施するものです。事業の内容につきましては、19ページを御覧ください。

Jークレジット制度は、中段のJークレジット制度の流れの図にありますとおり、その活用

には、プロジェクトの登録とモニタリングの2つのステップがあります。

まず、最初のステップであるプロジェクトの登録では、温室効果ガスの削減のため、どのような手段で実施するのかを記載したプロジェクト計画を作成し、それが実現性や実行性のある計画かどうか、審査機関の審査を受けた上で正式にプロジェクトが登録されます。

プロジェクトが登録された後は、次のステップとして、プロジェクト計画に基づいた削減活動を行い、その活動を計測した結果に基づき、削減量を算定してモニタリング報告書を作成し、それが計画に沿って適切に行われているか、算定が適切か、審査機関の検証を受けた上で、削減量に応じたクレジットが認証される仕組みとなっております。

J-クレジットは、生産者にとっても、また脱炭素社会の実現にとってもメリットのある制度ですけれども、課題の①、②に掲げているとおり、クレジット収益など生産者にとってメリットがよく分からなかったり、モニタリングが労力的に大変なのではないかといった不安などの課題があり、本県では、J-クレジットについて農業分野での取組がまだ1件もない現状にございます。

このため、本事業では、農業分野でのJ-クレジット導入を促進するため、制度の活用が有望である施設園芸におけるヒートポンプ式加温器の導入をモデルとして、複数の生産者が共同で取り組むプログラム型のプロジェクトを目指し、1年目の対策①にありますとおり、その取組でどの程度のクレジットを創出できるか、収入等のシミュレーションなどクレジット収益の見える化を行うとともに、対策②にありますと

おり、モニタリングを行う際の労力負担の分析と農家のメリットを最大限にするためのICT等を活用した効率的なモニタリング手法を検討し、2年目以降は、それらの検討を基に、モデル産地において実際にプロジェクトの登録からモニタリング、クレジット認証までを総合的に支援いたします。

また、構築したモデルの実施体制やモニタリング手法等をマニュアル化するとともに、各地域で研修等を行うことにより、県内での取組の拡大を図ります。これにより、本県農業における環境負荷軽減活動の収益化を実現したいと考えております。

事業期間は、令和8年度までの3年間を予定しております。

20ページを御覧ください。

新規事業「ICTを活用した総合的鳥獣被害対策実現事業」です。予算額は4,500万円です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、鳥獣被害を軽減するためICT機器を活用し、効率的かつ総合的な鳥獣被害対策を広域で実施するものです。

21ページを御覧ください。

①の事業では、捕獲通知システムを導入し、捕獲者のわなの見回り作業の負担軽減を図ります。

現在、鳥獣被害対策として、鹿・イノシシ等の捕獲を行っておりますが、わなの見回りに多大な労力を要しております。

そこで、捕獲者が遠隔で捕獲情報を把握できるようにすることで、わなの見回り作業の負担軽減を図り、効率的な捕獲を実現いたします。

また、捕獲情報をジビエ処理加工施設にも共有することで、施設側からの捕獲個体の回収が

可能になり、積極的なジビエ受入れが実現できます。

②の事業では、電気柵の稼働状況を遠隔で確認できる電気柵モニタリングシステムの広域的な導入を支援し、電気柵の点検作業の負担軽減を図ります。

これまで、電気柵は設置しているものの、柵の点検・管理が行き届かず、漏電等により電気柵の効果が発揮できていない事例が多く見受けられました。

そこで、電気柵モニタリングシステムの広域的な導入を支援し、電気柵の稼働状況を遠隔で確認・共有し、地域ぐるみでの対策ができるようにすることで、人手不足であっても鳥獣に負けない集落を実現いたします。

事業期間は、令和6年度限りを予定しております。

22ページを御覧ください。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について説明いたします。

「農産物の価格転嫁について、さらに消費者の理解が深まるよう、国の動向を注視しながら、引き続き啓発を行うこと」という指摘要望事項がありました。

農産物は流通構造上、コスト上昇を価格に転嫁しづらく、農家経営が大変厳しい状況にあると認識しております。

現在、国において適正な価格形成の仕組みが検討されており、県としてはその議論を注視しながら、国に対して「みやぎきの提案・要望」や食料・農業・農村基本法改正に係る意見照会など、様々な機会を捉えて現場の実情を伝え、農家が安心して経営を継続できる仕組みの創設を要望したところでございます。

農産物の価格転嫁に対する消費者の理解促進につきましては、県農政水産部ホームページ「ひなたMAFiN」やSNSを活用して、理解促進のための動画配信等に取り組んでおります。

また、県では、農畜産物の商物流上の課題を関係者で共有し、解決に向けて連携するための県独自の取組として、令和3年度から「みやぎアグリフードチェーン司令塔会議」を設立し、生産者や農業団体にも参画していただき、議論を深めているところです。

引き続き、生産現場の切実な声をしっかり届け、持続可能な農業の実現に取り組んでまいります。

○大田農業流通ブランド課長 資料の24ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで4億6,163万7,000円をお願いしております。

主な内容について説明いたします。

25ページを御覧ください。

3番目の（事項）新農業振興推進費の説明欄3、「みやぎ農畜水産物の架け橋構築事業」の3,805万5,000円でございます。

県産農畜産物が一堂に会する物産イベントや、県内及び大都市圏においてヘブスや日向夏などの青果物の旬を発信するイベントの開催など、県産農畜水産物の認知度及び購入意欲の向上に向けた取組を支援するものでございます。

次に、その2つ下、（事項）農産物流通体制確立対策費の説明欄5、改善事業「みやぎ輸出産地ステップアップ支援事業」4,052万5,000円でございます。

輸出に取り組む生産者や事業者等の連携を促進し、輸出に対応する新たな産地づくりを支援いたしますとともに、全国の輸出促進団体や県

香港事務所と連携した販売促進や認知度向上の取組を強化するものであります。

次の説明欄6、改善事業「持続的な農の物流構築事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

最後の（事項）構造政策推進対策費の説明欄1、改善事業「地域資源高付加価値化ビジネス総合支援事業」5,188万3,000円でございます。

6次産業化など、地域資源の高付加価値化に意欲的に取り組む事業者や地域を、取組初期から経営改善までを総合的に支援するものでございます。

26ページを御覧ください。

改善事業「持続的な農の物流構築事業」についてであります。

予算額は1,524万6,000円で、事業の目的にありますとおり、長距離トラックドライバーの不足に加え、働き方改革により時間外労働の上限規制が本年4月から適用される、いわゆる物流の2024年問題や、カーボンニュートラルへの対応が求められる中、大消費地への農産物の安定供給を確保するため、持続可能で効率的な輸送体制の構築を図ることとしております。

具体的な内容について、27ページを御覧ください。

左側の①農の物流革新推進事業では、農業団体やトラック協会、カーフェリー事業者等で構成する「みやざき農の物流DX推進協議会」が中心となり、地域内の物流改革に向け、県やJA、物流事業者等で構成する地域物流チームを設置し、中長期の物流計画の策定を支援するとともに、民間の物流コンサルタントを招聘し、研修等を通じた地域内での人材育成に取り組んでまいります。

次に、右側の②農の物流改革補助金では、赤の①にありますように、地域の農産物の集約に必要な横持ち運賃やパレットのレンタル経費の一部を助成するとともに、②にありますように、新たに船舶や鉄道へのモーダルシフトに取り組む荷主に対して、トラックのチャーター経費やJRコンテナの使用料等を助成いたします。

また、③の物流の効率化に資する省力機器等の整備では、電動フォークリフトやパレタイザー、予冷库の導入を支援いたします。

事業期間は、令和8年度までの3年間を予定しております。

○蛸原農業普及技術課長 資料28ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで38億2,472万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について説明いたします。

29ページを御覧ください。

上から2番目の（事項）農業情報・技術対策費の説明欄4、新規事業「G7宮崎発ピーマン自動収穫技術活用事業」につきましては、後ほど説明いたします。

最後の（事項）農業金融対策費、5億457万2,000円です。

これは、農業者制度資金の借入れに対する利子補給等に要する経費であり、令和6年度も引き続き農業者の資金繰りを支援するため、資金調達の円滑化を図ってまいります。

30ページを御覧ください。

中ほど下の（事項）農産物高品位生産指導対策費、9,459万6,000円です。

これは、国の「みどりの食料システム戦略」に対応した環境に優しい農業を推進するため、地域ぐるみで行う有機農業の取組や有機農業の

拡大に向け、有機JAS転換期間中の掛かり増し経費や、有機農産物のマッチング支援などに取り組むものであります。

32ページを御覧ください。

新規事業「G7宮崎発ピーマン自動収穫技術活用事業」でございます。予算額は2,399万7,000円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、昨年開催されましたG7宮崎農業大臣会合で採択された宮崎アクションの実現に向け、革新的な技術の導入により、本県の主力品目であるピーマンの自動収穫技術に対応した栽培体系を確立し、持続可能な農業の基盤を築くことを目的とするものです。

事業の実施に当たっては、事業の概要の右図にありますように、農業者や収穫ロボットの開発企業、県等からなるコンソーシアムを構築して取組を進めることとしております。

具体的な内容について、33ページを御覧ください。

上段にありますとおり、管理方法などが異なる農家のハウスに収穫ロボットを導入し、葉や枝の混み具合や収穫のタイミングが収穫効率に与える影響等について検証し、ロボットに適した管理方法を検討してまいります。

また、下段にありますイラストのように、総合農業試験場で自動収穫に適した仕立て方を検討していくこととしております。

事業期間は、令和7年度までの2年間で予定しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

9ページを御覧ください。

当課からは3件お願いしております。

一番上の農業普及技術課の欄にありますとおり、これらの事項につきましては、農業制度資金の融資に対する2年目以降に必要な利子補給について、期間及び限度額を設定するものです。

○黒木農産園芸課長 資料34ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで18億5,991万円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

35ページを御覧ください。

上から3つ目の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明欄の1、「宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業」9億7,292万6,000円でございます。

これは、農産物の高付加価値化や産地の収益力向上、生産基盤の強化を図るため、園芸ハウスや集出荷貯蔵施設の整備、農業機械のリース導入などの取組を支援するものです。

3つ下の(事項)主要農作物生産対策事業費の説明欄の3、新規事業「高性能スマート機械導入モデル経営体支援事業」につきましては、後ほど説明いたします。

36ページを御覧ください。

上から2つ目の(事項)バイオテクノロジー種苗増殖総合対策事業費の説明欄1、「持続可能な産地を支える優良種苗安定供給事業」960万円でございます。

これは、付加価値の高い種苗を産地へ安定的に供給するとともに、変異苗の発生リスクへの対応や省力化品種の導入を図ることで、持続可能な農業経営体への転換を実現するものです。

3つ下の(事項)スマート農業産地づくり事業費の説明欄2、新規事業「スマート&グリーンで目指す耕種農業産出額UP事業」につきま

しては、後ほど説明いたします。

次に、説明欄の3、新規事業「みやざきデータ駆動型農業実践・展開支援事業」1,653万4,000円でございます。

これは、令和4年度に設備いたしました、ハウス内の環境や生育・収量などのデータを収集・蓄積・提供するデータ共有基盤について、産地において効果的に活用するための取組を支援するものです。

一番下の(事項)食糧管理対策費の説明欄1、新規事業「県産米利用拡大支援事業」216万3,000円でございます。

これは、飲食店や宿泊施設等の県内需要者による県産米の利用定着や、米粉商品の開発・販売促進など、県産米の消費拡大に向けた取組を支援するものです。

続きまして、38ページを御覧ください。

新規事業「高性能スマート機械導入モデル経営体支援事業」でございます。予算額は4,000万円です。

本事業の目的は、土地利用型経営体や農作業受託組織などに対しまして、さらなる作業の効率化と人材の確保を進めるため、自動化などの高性能なスマート機械の導入を支援するものです。

具体的には、39ページを御覧ください。

おおむね20ヘクタール以上の土地利用型経営体などを対象に、写真にございますように、自動運転が可能なトラクターや田植機、収穫機のほか、農地の正確な均平作業が可能なレーザーレベラーなど、近年の技術開発の発展により、これまで以上に高い性能を持ったスマート機械の導入を支援します。

これにより、作業のさらなる効率化・省力化

と、未経験者も含めたオペレーターの確保を図るとともに、合筆などによる圃場面積の拡大を進め、作業の効率化と人材の確保による地域農業の発展・維持を目指します。

事業期間は、令和6年度限りを予定しております。

40ページを御覧ください。

新規事業「スマート&グリーンで目指す耕種農業産出額UP事業」でございます。予算額は1,802万3,000円です。

本事業の目的は、耕種部門の産出額100億円アップを目指す「SSR運動」、これは施設園芸、水田農業、路地園芸の頭文字から取ったもので、近年減少傾向にある耕種部門の産出額を産地総ぐるみの対策によって向上させることを目指しており、本事業では、この目標を達成するため、品目・対象を絞った緊急対策と、スマート化とグリーン化、すなわち、農業の生産性向上と持続可能性が両立する産地づくりに取り組むものです。

具体的には、41ページを御覧ください。

上段の「産出額UP緊急対策事業」は、10アール当たりの収穫量であります反収のアップが確実な施設等の整備や栽培環境の改善を支援するもので、例えば、施設園芸においては、光合成能力を高めるCO₂発生装置の導入や、露地野菜においては、労力不足等により実施困難となった排水や土づくり対策を機械作業の委託によって促進します。

下段の「スマート&グリーン産地育成事業」では、スマートとグリーン技術を実装する産地づくりに必要な調査・実証活動を支援するもので、左下のフロー図のように、産地が県や民間企業等と協力しまして、産地化の目標や規模、

経費、工程などを明確にした上で、最終的には国庫事業の活用も見据えた新たな産地づくりを進めます。例えば、施設園芸の環境制御技術と養液栽培による環境保全技術を駆使したハウス団地や、加工・業務野菜のスマート農業技術体系と有機商品の開発による付加価値の高い契約産地づくりなどを整備します。

事業期間は、令和8年度までの3年間を予定しております。

○水野畜産振興課長 資料42ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで78億4,226万4,000円をお願いしております。

主な内容につきまして御説明いたします。

43ページを御覧ください。

5番目の(事項)畜産振興対策事業費の説明欄の6、新規事業「みやぎきの畜産経営サポート事業」4,476万4,000円は、畜産農家の負担軽減のため、畜産ヘルパー組織の創設に向けた研修会や、利用推進のためのヘルパー利用経費などの一部助成を行いますとともに、宮崎県畜産協会における情報のデータベース化や、コンサルタントによる畜産農家の経営改善指導を実施するものでございます。

次の(事項)畜産団地整備育成事業費の説明欄の1、「畜産競争力強化整備事業」、いわゆる「畜産クラスター事業」の48億円は、地域の中心的な畜産経営体が、収益性の向上等生産基盤の強化を図るために必要な畜舎等の施設整備を支援するものでございます。

次の(事項)肉用牛改良対策費につきましては、44ページを御覧ください。

説明欄の5、新規事業「第13回全国和牛能力共進会対策事業」につきましては、後ほど説明

いたします。

その2つ下の(事項)酪農振興対策費の説明欄の3、改善事業「みやぎきの酪農経営持続化支援事業」1,578万4,000円は、酪農経営の生産性向上に係る取組や分業化による育成牛の確保などを支援しますとともに、令和7年に北海道で開催されます「第16回全日本ホルスタイン共進会」に向けた取組を進めるものでございます。

次に、2つ下の(事項)養鶏振興対策費の説明欄の1、新規事業「みやぎきの中小家畜生産スマート化事業」500万円は、家畜の個体管理をデータ化するシステムや畜舎環境のモニタリング機器など、農場における省力化、生産性向上に資するスマート機器の導入を支援するものでございます。

説明欄の2、新規事業「みやぎきの養鶏産業支援事業」2,453万8,000円につきましては、みやぎき地頭鶏の規模拡大のため鶏舎の補改修や、養鶏農場の暑熱対策に必要な資材導入の支援を行いますとともに、みやぎき地頭鶏の販売促進活動や加工品の開発支援、さらには、マーケティング調査等を行うことによりまして、養鶏産業の生産基盤の強化、販路の拡大を支援するものでございます。

次に、同じページの下から2つ目の(事項)畜産物価格安定対策事業費の説明欄の2、「肉豚経営安定対策事業」2億4,612万円は、国のセーフティネットであります肉豚経営安定交付金制度、いわゆる豚マルキンに係ります生産者積立金の一部を支援するものでございます。

次の(事項)飼料対策費の説明欄の2、新規事業「粗飼料自給率100%「宮崎アクション」実践事業」につきましては、後ほど説明いたします。

45ページの一番上を御覧ください。

説明欄の3、新規事業「みやぎきの畜産飼料生産スマート化事業」2,168万2,000円は、デジタル技術を活用し、飼料生産の省力化を図るためのロボットトラクター等の導入支援と合わせまして、畜産試験場における省力化機械の技術指導を強化することで飼料自給率の向上を目指すものでございます。

46ページを御覧ください。

新規事業「第13回全国和牛能力共進会対策事業」です。予算額は1,200万円です。

第13回全国和牛能力共進会が令和9年8月に北海道で開催されます。

これまでの大会と同様に、出品牛の月齢の要件等を考えますと、開催年度の3年前から出品に向けた準備を進める必要がありますので、事業の概要の(1)事業内容にありますとおり、出品対策費としまして、交配する雌牛の調査や指定交配の推進などを行いますとともに、企画推進費としまして、母牛の育種価の算出のほか、出品対策会議や委員会、調査・指導活動を進めるものでございます。

予算額1,200万円のうち、県の推進事務費を除きます1,100万円を、第13回全国和牛能力共進会宮崎県推進協議会に補助しまして、生産農家や関係団体等が一丸となりました「チーム宮崎」として取組を進めてまいります。

事業期間は、令和9年度までの4年間で予定しております。

48ページを御覧ください。

新規事業「粗飼料自給率100%「宮崎アクション」実践事業」です。予算額は5,756万円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、G7宮崎農業大臣会合で採択されました「宮崎ア

クション」等を踏まえまして、粗飼料自給率100%に向けた取組を加速化させ、国際情勢の影響を受けにくい、持続可能な畜産経営の転換を進めるものでございます。

事業の概要につきましては、次の49ページを御覧ください。

下段の左手赤枠の①粗飼料生産・利用加速化事業では、稲わらなどの地域資源の利用拡大のために、畜産・耕種農家等で構成されます地域コンソーシアムに対しまして、コンサルタントによる指導や飼料等の生産・利用拡大に必要な機械、施設の整備などの支援を行いますとともに、耕種農家への円滑な堆肥の流通に向けた堆肥マッチングサイトの充実を図ります。

また、その右手、中央青枠の②飼料生産組織人材確保事業では、農家の飼料生産作業などを請け負うコントラクター組織が、作業エリアを拡大するために、多様な業種との連携を調整する取組を支援します。

さらに、その右手緑枠の③中山間地域放牧推進事業では、飼料生産基盤の脆弱な中山間地域での自給飼料確保に向けた放牧地の整備や、研修会の開催などを支援します。

これらの取組を通じまして、粗飼料の生産・供給体制を構築し、粗飼料実給率100%の達成を目指してまいります。

事業期間は、令和8年度までの3年間で予定しております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

当課からは3件をお願いしております。

畜産振興課の欄にありますとおり、1つ目は、令和6年度に金融機関が公益社団法人宮崎県農

業振興公社に事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償について、2つ目は、令和6年度における畜産特別資金融通事業の利子補給について、3つ目は、令和6年度における家畜疾病経営維持資金融通事業の利子補給について、それぞれ期間及びその限度額を設定するものでございます。

次に、50ページを御覧ください。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況としまして、「宮崎牛の販売促進について、国内はもとより世界に向けて「おいしさ日本一の宮崎牛」を積極的にPRし、宮崎牛のさらなる認知度向上や輸出量拡大を推進すること」についてであります。

全国和牛能力共進会における4大会連続での内閣総理大臣賞の獲得を契機としまして、国内外に向けて「おいしさ日本一宮崎牛」を冠に積極的にPRを行ってまいりました。

例えば、国内に向けましては、10月の東京食肉市場まつりへの宮崎牛の協賛や11月のみやざき焼肉フェスタなど、多くの方に御来場いただき、宮崎牛の消費拡大に寄与できたものと考えております。

また、海外に向けましては、継続的なプロモーション活動の成果としまして、過去最高を記録した昨年度の輸出量1,153トン、これをさらに伸ばしていくために、1月にはニューヨークでのトップセールスとしてレセプションを開催したところ、来場者の関心も高く、宮崎牛の認知度向上や輸出量の拡大に手応えを感じたところでございます。

引き続き、宮崎牛の認知度向上のために、様々な機会を捉えてPRを行いますとともに、消費者に向けた需要拡大対策として、消費拡大イ

ベント等も実施してまいります。

また、海外向けの販路拡大につきましても、台湾、アメリカ、香港などの最重要市場を対象に、関係団体と一体となったプロモーション活動を継続して行いますとともに、ハラール対応施設の完成を受けまして、新たにイスラム圏への輸出にも取り組んでまいります。

今後とも、このような取組を通じまして、宮崎牛のさらなる認知度向上や輸出拡大に努めてまいります。

○坂元家畜防疫対策課長 資料52ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで、10億1,252万5,000円をお願いしております。

主要内容について御説明いたします。

53ページを御覧ください。

1番目の(事項)家畜防疫対策費の説明欄3、「家畜防疫体制整備事業」6億5,533万7,000円でございます。

本事業により、県内で万が一、高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生した場合、迅速な初動防疫を行うとともに、県内の養豚農場における予防的豚熱ワクチン接種を行うこととしております。

次に、4の改善事業「4本柱」で支えるひなた家畜防疫体制事業」7,104万2,000円でございます。

豚熱やアフリカ豚熱などの家畜伝染病の侵入リスクに対応できるバイオセキュリティーレベルの高い防疫体制を維持するため、県、市町村、防疫協定締結団体等が一体となり、畜産経営の土台となる「防疫の4本柱」の対策に取り組み、県内における家畜伝染病の発生及び蔓延を防止するものであります。

次に、2つ下の(事項)家畜衛生技術指導事業費の説明欄3、新規事業「ひなたの獣医師確保修学資金給付事業」につきましては、後ほど説明いたします。

説明欄4、新規事業「ひなたを支える獣医師確保事業」1,632万3,000円については、上記の修学資金給付事業と一体的に、県職員獣医師を安定的に確保するため、獣医系大学へのリクルート活動の強化や、獣医師業務の効率化などに取り組むものです。

54ページを御覧ください。

新規事業「ひなたの獣医師確保修学資金給付事業」であります。予算額は1,715万円です。

本事業は、本県の家畜防疫レベルの高位平準化や、公衆衛生行政の立場から県民の食の安全、暮らしを支える業務を担います県職員獣医師を中長期的に確保・育成していくために、本県職員獣医師を目指す高校生と獣医系大学生に対して修学資金を給付するものです。

具体的には、(1)の事業内容の①のとおり、今回新たに地域枠を設け、本制度を有する5つの大学を対象に、本県獣医師として入庁する意思のある高校生のうち、県による選考試験と大学の地域枠入試に合格した者に対し、入学準備金を給付するとともに、修学資金を6年間給付します。

また、②のとおり、獣医系大学生を対象とした一般枠につきましても、給付期間を現状の3年間から最大6年間に拡充し、在学中の金銭的負担を軽減することで、より確実に人材を確保することを見込んでおります。事業期間は令和8年度までの3年間としております。

説明は以上であります。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

た。

議案についての質疑はありませんか。

○日高委員 資料20ページの「ICTを活用した総合的鳥獣被害対策実現事業」について、昨日の環境森林部の審査でもあったんですが、例えば鳥獣の被害額が環境森林部のほうでは、令和4年度3億7,300万という数字が出ていますが、農政水産部のほうも同じと考えてもよろしいですね。

○梶原中山間農業振興室長 鳥獣による被害額については、農林作物の被害額が3億7,000万余りということになっております。このうち、農作物につきましては3億円程度ということになってございます。

○日高委員 このICTの事業は、本県初ということで、やっとうこういうのが出てきたかなという感がありますね。

田舎のほうに行って設置するだけでも大変だと思いますが、このICT、DXといった新技術で、こういうのは何か処理できないかなというのが今からどんどん出てくると思います。例えばこの4,500万円は、事業内容の①と②に幾らずつ振り分けられているのでしょうか。

○梶原中山間農業振興室長 予算額の内訳につきましては、(1)①の捕獲通知システム導入事業が1,500万円、②の電気柵モニタリングシステム導入事業が3,000万円ということになってございます。

○日高委員 台数はそれぞれ何台ぐらいでしょうか。

○梶原中山間農業振興室長 ①の捕獲通知システム導入事業につきましては、わなにつける子機ベースで180台を予定しております。また②の電気柵モニタリングシステム導入事業につきま

しては、電気柵につける子機ベースで200台ということになってございます。

○日高委員 ①のほうは、県内唯一の国産ジビエ施設認証においてということですが、これはもう実施場所が決まっているということなんですか。

○梶原中山間農業振興室長 国産ジビエ認証を取得している施設は現状、西米良村に1か所ということになってございます。

○日高委員 1か所だけなんですね。今回は、この西米良のジビエ認証施設における地域に事業を導入するということですね。

○梶原中山間農業振興室長 導入するところにつきましては、国産ジビエ認証を取得している地域の協議会になりまして、ジビエ認証を取っている西米良村に持ち込まれる周辺地域も含みます。主には西米良村になるかと思えますけれども、隣接する西都市や都農町などからもジビエの持込みがあると聞いてございますので、周辺市町村にも裨益する事業だと考えております。

○日高委員 そうなると、この事業は、ジビエ施設をカバーしながら周りもカバーするというような形になるということですね。この成果指標の中の国産ジビエ認証施設の稼働率を44%から60%にするということですが、現状の44%というのはどういう意味合いでの数字なんですか。当然県費や国費での補助事業で実施されていると思うんですが、ジビエ施設は、どれぐらいの事業費であって、従業員はどのぐらいおられるのか。

そして、この44%という現状は、計画からするとどうなのか。まあこのぐらいだと思っておればいいのか、それともちょっと想定外に低いのか、いいとか悪いとかあれば教えてください。

○梶原中山間農業振興室長 西米良村のジビエ処理加工施設につきましては、国庫事業の中山間地域所得向上支援事業というもので整備をしております。総事業費が約6,367万円で、その内訳が国庫が3,466万円余り、残りを西米良村が負担しているということで、県費はないという状況でございます。

44%の評価でございますけれども、この施設は、年間の処理頭数が800頭ということになっております。この800頭というのは、国内のジビエ処理加工施設でも上位1割に入るような非常に大規模な処理能力を有しているというところでございますけれども、それに占める年間のジビエ処理加工の実績が358頭ということで、44%ということになっております。

この358頭というのも、県内でもかなり上位の処理頭数でございます。非常に優良な施設だと考えております。

ジビエの処理頭数というのは、イノシシですとか鹿の持込みの頭数に依存するもので、その処理頭数を引き上げるため、今回ICTを導入することで、より新鮮な質の高いジビエを多くの人に持ち込んでもらうというところで、事業を推進してまいりたいと考えております。

○日高委員 成果指標の鳥獣被害を令和8年度に50%低減ということですが、現状が幾らでどれぐらいになるということなんですか。

○梶原中山間農業振興室長 この成果指標の50%低減というものは、電気柵モニタリングシステムでの導入地域の鳥獣被害を50%低減することを目標としてございまして、こちらにつきましては、現状、電気柵のモニタリングシステムを入れようと考えているのが、特に鳥獣

被害が多い西臼杵地域となります。

西臼杵地域における鹿・イノシシの被害状況が現状、面積ベースで19ヘクタール、金額で2,380万円余りということになっておりまして、このうちの電気柵で囲っている場所の被害額を50%低減したいと考えております。

○日高委員 単年度の事業になってはいますけれども、今回これがうまくいって、将来的にもっと拡大していくというような想定はありますでしょうか。

それともう一点、ジビエの将来性はどうかでしようか。7～8年前に日曜劇場でもジビエのドラマをやっており、相当前からそういう話は出てきているけれども、将来的にどんどん前向きでいけそうなのかどうか、その辺の将来展望というのはどうなんでしょうか。

○梶原中山間農業振興室長 やはり集落が高齢化する中で、ICTの導入促進というものは必ず進めていかなければならない分野だと考えております。

今回この事業は、国庫のうち、デジタル田園都市国家構想推進交付金を財源としておりまして、それがゆえに単年度での事業となっております。もちろん通常の鳥獣交付金を活用したICT機器の導入も、上限額はございますけれども可能ですので、興味のある市町村や集落に対して、このICT機器の導入というものを、県としては積極的に推進していきたいと思っております。

それから、ジビエの将来性でございますが、国全体で見ましても、ジビエの需要というものは伸びておりまして、今後さらにジビエの消費量、それから供給量というものを伸ばしていきたいと考えております。

県といたしましても、今年度からアスリートフードとしての消費拡大を目指すということで、民間企業と連携しましたスポーツ合宿生向けのジビエメニューの提供ですとか、あるいはスポーツ教室でのジビエの振る舞いも新たな試みとしてチャレンジしておりまして、引き続き、国スポ・障スポ開催に向けまして、こういった方向性でジビエの消費拡大を進めてまいりたいと考えております。

○日高委員 ぜひこれをうまくやっていただいて、後々、県費でも事業に取り組んでもらって、推進していただきたいと思います。

○松本副委員長 ジビエの認証施設は、西米良村の一施設という御説明だったんですが、延岡市で民間の方がやっている施設があったと思ったんですけれども、ああいったところはこの認証施設になっていないのでしょうか。また、民間の方が取り組まれたときには、どのようになるのかをお教えいただけないでしょうか。

○梶原中山間農業振興室長 国産ジビエ認証施設は、公営であろうと、民営であろうと取得可能ということになっております。延岡市にも民営のジビエ処理加工施設がございますけれども、国産ジビエ認証を取得されるということであれば、県としても鳥獣交付金等を活用しまして支援することが可能となっています。

○松本副委員長 そのような民間の処理施設が県内にどれくらいあるのか把握されていらっしゃるのでしょうか。

○梶原中山間農業振興室長 現在、県内にジビエ処理加工施設は*36施設ございます。ただ、その民営・公営の内訳については現在手元に情報がございません。

※73ページに訂正発言あり

○黒岩委員 資料17ページの(事項)鳥獣被害防止対策事業費の1、「鳥獣に打ち勝つ魅力あふれる農山村づくり事業」の約7億3,000万について、この内容的なものを少し教えていただけるとありがたいです。

○梶原中山間農業振興室長 「鳥獣に打ち勝つ魅力あふれる農山村づくり事業」でございますけれども、大きく4つに事業の内容が分かれています。

1つ目が鳥獣被害防止総合対策交付金関係、これは地域が行う被害防止活動ですとか、あるいは柵の設置、それから捕獲に関する支援でございます。こちらがおおよそ7億2,000万円ということで大半を占めてございます。2つ目が、鳥獣被害防止活動推進事業で、これは地図情報システムで侵入柵の設置状況などをデジタル上で見える化している事業でございます。3つ目が、鳥獣被害対策支援センター活動推進事業で、これは県の総合農業試験場に設置しております鳥獣被害対策支援センターの活動に充てる費用でございます。4つ目がジビエ活用推進事業で、これはジビエの解体ですとか調理研修、それから県が行っております宮崎ジビエフェアの開催に要する費用でございます。

○黒岩委員 先ほどのICTについて、ジビエの処理まではいかないんですが、たしか市町村でも独自にやっていらっしゃる場所もあるんじゃないかと思うんですけれども、そういったところについての県の支援というのはないんでしょうか。

○梶原中山間農業振興室長 市町村が独自でICT機器を取り入れるという場合であっても、この鳥獣交付金を活用して導入することが可能となっております。

現状でも、その捕獲の通知システムなどの機器につきましては、例えば都城市や日之影町で導入実績があると把握しております。

○黒岩委員 今回の西米良村での取組、ノウハウが1か所にとどまらずに、いろんな市町村に横展開できるような取組にしていきたいなと思います。

19ページの農業カーボンクレジットについては、1年目の対策に、クレジット収益等の見える化とあるんですけれども、農家に説明する際に、やはり金額的なものを言わないとなかなか分かってこないんじゃないかと思うんですが、モデル的にお示しできるものがあれば、説明いただきたいと思います。

○原田農政企画課長 この事業におきまして、モデルである施設園芸の産地として、ピーマン農家の産地を想定しているんですけれども、1戸当たり大体30アールで、20戸程度の想定をしております。

そこで、現在、重油による加温からヒートポンプ式のハイブリッド型に換えるということで、CO₂削減量が600トンということで想定をしております。

カーボンクレジットは1トン当たり、数千円から1万円程度で取引をされていると聞いております。そのクレジットのもともとの由来によって額が違うんですけれども、仮に今回3,000円と想定すると、600トンだと約180万円、1農家30アールとすれば、年間で3万円というような想定をしているところです。

○黒岩委員 大体1農家3万円ということですかね。

○原田農政企画課長 ちょっと細かい計算になりますけれども、1農家当たり30アールとする

と、大体その30アールで、年間に30トンのCO₂の削減が可能と考えております。

1トン当たり3,000円とした場合に年間で3万円、クレジット認証の対象期間は、全部で8年間分をクレジットに換えられるので、8年にすると3万円掛けて*24万円ということになります。

○黒岩委員 22ページの2段落目、「現在、国において適正な価格形成の仕組みが検討されており」というところなんです、これについてはどういう価格形成の仕組みが検討されているのかを教えてください。

○原田農政企画課長 適正な価格形成の検討につきましては、農水省のほうが主催して、生産・流通・販売の各分野の団体や有識者からなる協議会をつくっておりまして、その中で議論されているということをお聞きしております。

そのうち、品目別に適正な価格形成の仕組みづくりを議論するべきではないかということで、特にその流通経路が簡素で、コストが把握しやすい牛乳、納豆、豆腐といったものから仕組みづくりを検討するという方向で進んでいると思います。

こちらのほうは、議論はまだ途中経過ではありますが、生産・製造・流通・小売、いずれの段階でも利益が出ていない状況にあるとか、価格上昇を伴わなければ将来的には供給自体が困難になるのではないかというふうな話、あと各段階のコストを示すことなく消費者の理解を得ることが困難ではないかということで、各関係者の合意の下でコストを作成するというのを想定した議論がされていると聞いております。

○丸山委員 J-クレジットのことについてお

伺います。林業分野でもJ-クレジットという形で使っていますけれども、なかなか申請が大変で、1申請するのに200万円ぐらいかかったりとか、面積がめちゃくちゃ大きくないと無理だとかということがありますが、農業分野はどれぐらい費用がかかるのでしょうか。年3万円を8年間もらえるのだけれども、本当にそれに見合うのかどうか。

また、今回の予算で680万円ぐらい予算化されていますが、民間事業者に委託するというような形で、農家が本当にもうかるシステムになるのか、ある程度大きなロットじゃないと、J-クレジットを買ってくれるところもないんじゃないかと思っているので、その辺のことを少し説明していただくとありがたいなと思っています。

○原田農政企画課長 まず初めに、先ほど黒岩委員のほうにお答えしましたクレジットの額についてですけれども、訂正させていただきます。10アール当たり年間で3万円ということですので、30アールだと年間で9万円、農家1戸当たり9万円の想定です。ですので、「8年間で72万円」ということで訂正をさせていただきます。

クレジットの認証に至るまでにかかる費用ですけれども、やはり林業分野と同じように2回の審査と検証について費用がかかってきます。国が示している資料によりますと、それぞれ大体50万円から100万円ぐらいはかかるというような話になっておりまして、委員御指摘のとおり、小さい経営体ではなかなか申請までいかないというところではあります。

今回のこの事業につきましては、特に農業は経営規模が小さいので、複数の経営体が1つに

※このページ右段に訂正発言あり

まとまって、ある程度の規模感を出して、まとめて申請をするという手続で、審査なり検証なりが1回で済むという方法を取ろうと考えております。

○丸山委員 先ほど20戸ぐらいの農家を想定しているという話をされましたけれども、それがもう既に園芸地帯のところではまとまりつつあって、この事業を680万円ぐらいの予算を組んだとすると、1つの事業体にまとまって100万円ぐらいかかったにしても、残りの500万円ぐらいはどうなるのか、その辺の予算との関係が見えないんですが、その辺をもう少し説明してください。

○原田農政企画課長 今回のこの事業につきましては、県内の農業分野では、Jークレジットがまだ1件もないということで、初めの一步として、まずはクレジット認証までやってみようということで事業化したものでございます。

モデルとしている産地が、最終的なクレジット認証に至るまでの最初の構想の段階の収支だったり、実際にモニタリングの労力見込みのシミュレーションからプロジェクトの登録、クレジット認証、取引までの総合的な支援を民間企業に委託しようと考えております。

その審査費用なり検証費用については、この委託料の中から支払われるということで、この事業に関しては農家のほうの手出しがないと考えております。

Jークレジット制度につきましては、クレジットの創出や活用を支援する民間企業が複数社紹介されておりまして、委託に関しましては、そういった民間企業を公募により委託をしたいと考えております。

○丸山委員 令和8年に幾つのクレジットが宮

崎県内にできるのか、予定の数を教えてください。

○原田農政企画課長 先ほど申し上げましたとおり、今回のこの事業につきましては、想定で20戸の農家をまとめて申請をしたいと考えておりますので、クレジットとしては1つになります。その1つの売却益というものが各農家に分配されるというような想定をしております。

○丸山委員 1クレジットで民間企業に700万円近くの予算を委託するということですが、本当に農家のための制度になっているのかというのが若干見えません。何か無理やりグリーンプロジェクトの中に入れ込んだような事業に思ってしまうんですが、本当に実現可能なんですか。

○原田農政企画課長 Jークレジット制度というのは、生産者と、あと脱炭素社会の推進ということで、両方にメリットがあるということで、国のほうで運営している制度でございます。

ただ、委員の御指摘のように、費用等が果たしてそれに見合うかどうかというところがございます。全体的な話としては、そういった側面もあるかと思います。

ただ、今回、この制度を導入しようとしているピーマン農家——施設園芸等の重油からヒートポンプ式のハイブリッド型への加温の切替えにより、重油から電気等に換えるということで、ランニングコストが下がるという経営的なメリットというのもあり、現在導入のほうが始まっているというところでございます。そういった農家の経営的なメリットプラスアルファの部分で、このJークレジットも活用したいと考えているというところでございます。

○丸山委員 そうなるように頑張ってください。

○久保農政水産部長 ただいまの補足をさせていただきますと、この事業は、まだ農業分野で取り組んでいる例がやはり少ないというところがあります。こういう委託を通しまして、まずはモデル的に初めの一步を踏み出すということで、ここであまくいけば、どんどん経営的な面も見えてきますので、またそれを使ってさらに広げていきたいと考えているところでございます。

○梶原中山間農業振興室長 先ほどの松本副委員長からの御質問で、私は県内の施設数「36施設」と申し上げましたけれども、最新の数値で「37施設」ということになってございます。民営と公設の内訳でございますけれども、西米良村のみが公設ということで、ほかの施設につきましては民営ということになってございます。

○黒岩委員 資料27ページの表の左側一番下の④物流イノベーションの実証について、具体的な内容というのは、この右側の①～③に取り組むということで理解していいんでしょうか。

○大田農業流通ブランド課長 物流イノベーション実証につきましては、④の下の方に記載しております高速鉄道輸送、電子タグによるパレット管理というものを考えております。高速鉄道は新幹線を使った輸送というようなところで、それを今回④の中でやるということでございます。

○黒岩委員 左側の中に、直接的にやる経費が入っているんですか。

○大田農業流通ブランド課長 ①農の物流革新推進事業につきましては、みやざき農の物流DX推進協議会のほうに補助をしまして、コスト面であるとか、品質の状況を確認するための実証試験をやる経費となっております。

○黒岩委員 例えば電子タグのパレット管理とか、こういったものの経費というのは、誰が負担するんですか。

○大田農業流通ブランド課長 実証事業につきましては、それに係る経費丸々を物流のDX推進協議会への補助で賄うということになります。

○日高委員 資料32ページの「G7宮崎発ピーマン自動収穫技術活用事業」の積算基礎について、予算が2,399万7,000円ということですが、(2)の事業の仕組みにあるように、委託先が4つありますけれども、金額の割り振りを概算でもいいので教えてください。

○蛸原農業普及技術課長 コンソーシアムへの委託費として約2,020万円、そして試験場での調査経費として380万円を積算しております。

○日高委員 2,020万円がコンソーシアムに行くということですね。このうちの例えば収穫ロボットの開発事業とかその内訳というのはこの4つに分割できるということではないんですね。

○蛸原農業普及技術課長 2,020万円については、農家6戸分と試験場を入れて7か所分にロボットを設置する費用と見ております。1戸当たり250万円程度になるんですけれども、その内訳としては、ロボットの経費が180万円程度、それと10アール当たり46万円程度のワイヤーを設置しないといけないので、そのワイヤー代、あと農家の委託料とか通信費などが入っております。それ以外に2,020万の中には260万円程度、その調査分析費用が入っております。

○日高委員 ピーマンは、標準的には1戸当たり大体3反でやっているわけですね。この3反のハウスにもしこの機械を入れたときに、もう既にハウスがあるところに入れるわけですから、3反分の設置にかかる費用といたら、ど

のぐらいになるんですか。

○蛭原農業普及技術課長 これは実証事業ということで、実際協力いただける農家は6戸になるんですけれども、その全部に入れてやってみるのかとか、そのうちの例えば10アールに設置してやってみるのかとか、その辺も含めての検証になります。

先ほど、ロボットの費用を180万円程度と言いましたが、開発業者はアグリストを想定してまして、アグリストの聞き取りによりますと、販売する場合には1台当たり200～300万円程度と聞いております。それが買取りになるのか、リース形式で設定するのかとか、その辺もまだ未定になっております。

○日高委員 例えば3反で1,200～1,300万円ぐらいになるんですかね。このロボットを入れたときに、設置費用が幾らかかって、それで将来的に何百万円もかかってしまえば、ハウスの面積を増やさないと釣合いが取れないじゃないですか。そう考えたときに、3反の農家は何反ぐらいに増やせば、このロボットを入れたときに、ちょうどいいぐらいになるのかなということを伺いしようと思ったんですが、結局これはそこに行くまでの実証段階ということですね。

○蛭原農業普及技術課長 そのとおりです。今回の実証は、ロボットを導入した場合の適正な仕立て方であるとか、栽培管理であるとか、導入に当たっての注意事項であったりとか、そういったものを検証してみるということです。日高委員のおっしゃるとおり、実際に農家が導入する場合には、ロボットを導入して経費的にどうなるのかというのが最終的な論点になろうかと思いますが、その前の段階ということで、今回は2年間の実証事業を組んでおります。

○日高委員 農家の手出しはなしということなんです。この実証でマイナスになった分の収穫量とかはどうなるんですか。

ロボットが収穫できるように慣行の仕立てというのが外側に広がるということでしょう。手で分けないといけなかったところをきれいに仕立てると、その分やっぱり収量も減ると思うんですけれども、その辺はこの費用の中に入っているということですか。

○蛭原農業普及技術課長 実証の段階の実証では、通常の農家がやっている仕立て方を変える必要はなくて、そのままやっていただきます。下の段に書いてある仕立て方につきましては、委員のおっしゃるとおり、仕立て方を変えるということは、例えば収量が下がるのではないとか、そういったリスクもありますので、試験場のほうで仕立て方の実証はやることにしております。

その場合、垣根仕立てという平面的な仕立て方になっても収量が落ちないように、例えば通路側に枝を引き出して順次やっていくとか、その辺も含めまして、収量を落とさない範囲でやっていきつつも、ロボットと共存できるような仕立て方というのを検討していくことになります。

○日高委員 事業年度が令和6～7年度の2か年ということですよ。この期間である程度のものをつかんで実践に持っていかれるということでしょうけれども、本当に大丈夫かなと物すごく心配になるところはあるんです。空間がもつとできればこのロボットもいいたろけれども、現状のあのピーマンのハウスの中を考えたら、それが果たしてできるのかということです。

テレビとかで相当宣伝もされていますし、みんな結構注目していて期待度も高いわけです。

2年で実証が本当にできるのかというのも少し不安なところがありますけれども、どの辺になったら実用ができるのか、実用化の目標をお聞きたいと思います。

○蛭原農業普及技術課長 全てをロボットに任せるといっても、ロボットに任せるところと、人間が担うところと、役割分担も含めての実証にはなります。

そうしたときに、いつそれが実用化できるのかということなんですけれども、今回実施する農家だけではなくて、普及指導員やJAの指導員などにも現場を見てもらいながら、どういふふうにしたらそれが活用できるかとか、そういったことも含めてやっていこうと思います。今のところ2年間で15戸という目標を掲げてはおりますが、今後、5年、10年、労働力不足が懸念されることを考えますと、これを使わざるを得ない時代が来るといいますので、実用化できるように頑張っていきたいと思います。

○黒岩委員 ピーマン自動収穫の件なんですけれども、全国初ということで、非常にチャレンジをされるというところについては、大いに評価したいと思います。

そういう中で、今はピーマンなんですけれども、県全体の農業を考えた場合に、ピーマン以外にもいろいろありますけれども、このコンソシアムの中で、仮に実証がうまくいった場合には、次にこういったものにも応用できるとか、そういった議論はあるんでしょうか。

○蛭原農業普及技術課長 ピーマンにつきましてはハウスの主力品目であり、収穫に労力を費やすというところもあります。それと、今回、開発業者のアグリストを想定しておりますが、アグリストで一番開発が進んでいるのがピーマ

ンの収穫機ということで、今回、まずはピーマンからと考えておりますが、ほかにもキュウリの収穫ロボットもありますので、その開発状況も見ながら検討していきたいと思います。

○日高委員 これは技術力の問題で、全国が注目しているものですから、研究費にお金を使わなかったらいい結果も得られないと思うので、こういうところは遠慮なく予算をしっかりとつけていただいて、最先端の技術で企業とタイアップできるようにお願いしたいと思います。

資料30ページの(事項)農産物高品位生産指導対策費の2、「みやざき有機農業拡大加速化事業」について、予算額が2,819万2,000円ですが、前年度の予算額を教えてください。

○蛭原農業普及技術課長 前年度は2,552万6,000円になります。

○日高委員 金額的には、そんなに去年と変わっていないんですね。事業として何か目新しいところがあるんですか。有機農業の問題は、綾町に学校まで開いていただいて、大分注目は浴びているんですが、天候との関係とか、いろんな問題があり、難しいところもありますよね。去年よりも2倍ぐらいに予算が上がるのかなということも考えていたものですから、将来展望については、どのようにお考えなのか教えてください。

○蛭原農業普及技術課長 市町村が行う事業については、1の(1)「持続可能なみやざきグリーン農業構築事業」のほうで組んでおりまして、「みやざき有機農業拡大加速化事業」につきましては、今年度、新たに組んだ事業になります。

それから、1年目ということでやっているところではありますが、3月までの途中経過を言いますと、例えば有機JASに転換中の掛かり

増し経費については、手が幾つか挙がりまして、13ヘクタールぐらいの支援をやる予定にしております。

また、販売拡大のマッチング支援も委託してやっておりますが、産地商談会を初めて有機農業で開きまして、1月に宮崎市、綾町、えびの市、それからそれ以外のところは県庁で商談会を開催しています。仲卸であるとか小売、飲食店の方にも来ていただいて、生産者も15件ほど参加していただき、実際に商談会をしたこともあります。あとは販路拡大に向けて支援をしていくというところで、今年度から動き始めたところです。

○日高委員 国の目標は100万ヘクタールでしたかね。まだまだほど遠いところにあるのは分かりますが、これもG7の一つの目玉でもあったわけで、わざわざドイツとイギリスから担当が来られたというのもあるし、今後に向けての大きな目玉になると思います。この問題は、宮崎県が全国を指導していく立場にあると思いますので、これも先ほど言ったように遠慮なくしっかりと予算を獲得していただいて、頑張りたいと思います。

○今村委員 資料36ページの(事項)食糧管理対策費の1、「県産米利用拡大支援事業」は、飼料米とか加工米等も対象になってくるのでしょうか。

○黒木農産園芸課長 当該事業につきましては、食用米の消費拡大と、それから米粉用の商品開発といったものが対象でありまして、飼料用米等は対象になっておりません。

○今村委員 消費拡大という観点からいくと、飼料、餌代等も高騰ということで大変な状況なので、ぜひ飼料米への拡大等も検討をお願いし

たいのですが、厳しいものなのでしょうか。

○黒木農産園芸課長 当該事業につきましては、一般消費者向けの食用米、宮崎産米のPRということで位置づけておりますので、飼料米等につきましては、そのほかの県単事業とか畜産振興課と連携しながら、産地づくりを進めているところでございます。

○黒岩委員 資料36ページなんですけれども、ちょうど中段ぐらいの、(事項)特用作物生産改善推進費の1、「サツマイモ基腐病対策強化事業」について、この内容を教えてください。

○黒木農産園芸課長 当該事業につきましては、カンショの基腐病対策の県単独事業でございまして、効果的な防除対策につきまして、現在、国の事業も活用させていただいておりますが、国の対象とならないものを予算化いたしまして、国の事業と併せてより効果的な対策を進めていくということで措置しております。

○黒岩委員 具体的にはこういった事業をされるのでしょうか。

○黒木農産園芸課長 例えば、発生が確認された場合の初期防除でございます。これについては、国の補助事業を活用いたしますと、発生された経営体とその圃場が対象になるんですが、本事業ではその近辺の農場も対象にしております。これは初期防除を徹底するという意味でございまして。

あと、発生農場の経営者と、カンショを連作できない圃場を交換耕作する場合に補助をするんですが、国の事業におきましては発生農場の経営者への補助ということとなっております、これは相手が要る話でありますので、県単事業ではその相手方への支援・補助という形でより効果を出そうという仕組みをつくっております。

○日高委員 米粉の話がありましたが、道の駅北郷に、串間市の川北製麺が米粉のラーメン店を出したのは御存じだと思うんですね。僕も2～3回行って食べていますけれども、麺が100%米粉の麺です。普通の麺と味が変わらないぐらいにおいしかったです。皆さんぜひ何かのときには行って食べてみてください。

米粉の問題について予算が上がっていますが、例えば商工観光労働部の食品開発とかあるじゃないですか。あちらとこの農政水産部のほうの米粉の連携というのはどうなっているんでしょうか。

○黒木農産園芸課長 米粉に関する商工観光労働部との連携につきましては、当部で行っておりますローカルフードプロジェクト等を通じまして、民間の加工事業者とか販売事業者と産地をつなぐような取組——具体的に言いますと、米粉ではギョーザの皮の試験をしているところでございます。

○日高委員 ギョーザの皮については、商工観光労働部もそういう話をしていました。先ほど課長が商品開発ということを言われたので、こちらのほうでもそれをやるのかなと思ったところなんです。

2年前にも一般質問で米粉の質問をさせてもらいました。あれから2年たって、何の動きもないかなと思っておられるかもしれませんが、着々とこれから進めようと思っています。米粉についてはオーガニックの問題とそれからグリテンフリーの問題ですね。学校給食の中で、パンにぜひ米粉を使ってもらいたい、そこに広げてもらいたいというようなところもあります。味がまだ追いついていないというところもありますけれども、民間でも相当味が追いついてき

ているので、これから先、まだまだ忘れられた米粉じゃないです。今からもっと表に出てくる米粉だと思っています。頑張りますのでよろしくお願いします。

○丸山委員 高性能スマート機械導入の件なんですが、我々は常任委員会にて北海道のスマート農業を調査しに行かせてもらいました。北海道はかなり広大な農地が多くて可能かなと思っていたんですが、宮崎県のほうで20ヘクタール以上入れるという話をしているんですけども、本県は1つの圃場がそんなに大きくないから、このスマート農業を——無人化したトラクターの導入とかが、本当に可能なのかなというのを心配しているところです。実際のところどの辺まで導入できると自信を持って、予算化されたのか、教えていただけるとありがたいと思っております。

○黒木農産園芸課長 委員御指摘のように、現在、基盤整備率がまだ50%程度で、本県は決して先進県ではないんですが、公共事業においても、圃場整備が計画的に進んでいる状況にございます。

そういった中で、こういう自動化されたスマート農機を使っていくためには、見方を変えますと、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画でサラリーマン並みの農業所得を確保する640万円というのを掲げております。水田営農におきましては、1経営体当たり30ヘクタールぐらいの規模で、条件としてはやはり大規格になっているような圃場となりますので、こういったところをターゲットにこの機械を有効に活用していきたいと考えています。

○丸山委員 圃場整備が入ったにしても、北海道と比べたときに規模が全然違うんですよね。

本当にそれでペイできるのかなというのがある、無人化のトラクターというのは、かなりコストも高くなっていくというように認識しているものですから、本当に宮崎県に合うのでしょうか。その地域に合わせたような形でスマート農業は進めていかなくちゃいけないという話もあったものですから、この無人化のトラクターとかが本当に本県に合うのかをどう判断されたのか、教えていただきたいなと思っています。

○黒木農産園芸課長 現在、県でもスマート農機の導入促進をしまして、例えば、これは有人運転なんですけど、オートトラクターと言いまして、自動操舵をしてくれるトラクターが県内で43台導入されています。導入された方々の活用状況を見ますと、労働力がかなり削減されていると伺っています。

この事業では、そういった方々の、さらに規模の大きいところについては、無人化が可能なロボットトラクターというのを今から導入していきたいと考えています。

繰り返しになりますが、全ての場所でできるとは思っておりません。やはり平場の条件のいいところで、大型法人とか集落営農組織が活用していただくことが一番有効かと考えております。

○丸山委員 これは別の課になりますが、令和6年までにて地域計画をつくるように国から言われており、地域計画をつくったところじゃないと国は補助金を出さないとよく聞いているんですが、今回のところは地域計画をつくらなくても、国庫補助を受けられると理解してよろしいのでしょうか。

○黒木農産園芸課長 当該事業につきまして、地域計画の策定を条件にしていることはござい

ません。

ただし、現在、農産園芸課では水田経営の大規模形態を地域ごとにリスト化させていただきまして、ネットワークを形成しているところでございます。そのネットワークの中で、こういう大型機械の活用についてのニーズを取ったり、課題を抽出したりとかいったところをこれからしようと思っているんですが、その前提として地域計画を策定している地域を指定しているところでございます。

○丸山委員 課題も多いと思いますけれども、やはり人手不足を解消するには、スマート農業の取組が必要だと思っていますが、機械を導入された方が決して苦勞されないようお願いしたいと思っております。

○日高委員 この事業は令和6年度の単年度になっていますが、単年度というのは何か意味があるんですか。何か補助事業の関係なんでしょうか。

○黒木農産園芸課長 単年度になっている大きな理由の一つは、当事業の財源の一つに、国の令和5年度の補正予算でありますデジタル田園都市国家構想交付金を活用しておりまして、財源として1年しかないということがあります。自動化された最新のスマート農機の活用というのは非常に重要だと考えておりまして、単年であっても、あえて県単で2分の1の補助をすることで、今後の推進の基点にしていきたいというふうに考えております。

○日高委員 丸山委員が言われたように、1～2反の田んぼも結構多いわけです。都城市みたいに整理された大きなところはなかなかないと思うんです。この事業を導入するに当たって、例えばその農地の集約を担当している課と連携

を取りながらやっている事業は、今年の予算には入っていないんですね。農地の集約化をして、この機械を入れる、畦畔除去とか、そういう事業と何かマッチしているのか、それともそれはもう全く別の話になるのでしょうか。

○久保農政水産部長 地域計画については、農村振興局が中心でやっているわけなんですけれども、事業の中で密接に連携させているわけではないんですが、予算をつくるときにそういうお話をさせていただいたところがございます。部内で情報を共有させていただきながら、今後10年間どうやっていくかというのが非常に大事です。担い手も減ってまいりますので、そこに大規模機械を入れるということになると、丸山委員がおっしゃっているように大変なところもございます。

そこで畦畔除去なども効率的に連携しながら、そのために局組織としてもつくっておりますし、そういうところで耕種部門とそういう基盤部門をマッチングさせながら、部内でしっかり調整させていただいて、効果的にやっていければと思います。本当に待ったなしという状況になっておりますので、頑張りたいと思います。

○黒岩委員 資料43ページの下から2番目、(事項)畜産団地整備育成事業の1、「畜産競争力強化整備事業」について、畜舎の整備の補助もありますけれども、昨日、山村・木材振興課の説明で、県産材を畜舎に使ってほしいという事業がありますという説明があったんですが、今回の畜産整備に関して県産材を使うということについては、そういう連携が取れているのでしょうか。

○水野畜産振興課長 いろいろな資材が高騰し

ている中で、鉄骨と木材を比較した場合に、やはり木材のほうが単価的に安いというのがございますので、山村・木材振興課とは常に連携を取りながら、モデル的に牛舎の設計を作っていただくこととしております。再来年度には、それをモデル的にどこかに設置いただくという形で、建築業者の方もそうなんですけれども、より多くの方、できれば畜産農家の方にも見ていただきまして、できるだけ低コストでやる知識を吸収していただきたいということで、連携を取りながらやっております。

○黒岩委員 木材を使っていたきたい部署と補助する部署があるわけですから、同じ県でするので、行く行くは補助要綱に県産材を使うことを入れるぐらいの実証と言いますか、そういったことをやっていただきたいと思います。

○日高委員 黒岩委員が言われました、山村・木材振興課の事業は、現物を造ることではなくて、畜舎の設計の作成とか、モデル畜舎の見学会とか、木造設計の提案をするとかで、そういう支援をする事業なんですよ。これは、関連していないんでしょうか。畜舎を造ったときに、クラスター事業の中で支援していくということじゃないんですか。

○水野畜産振興課長 山村・木材振興課のほうで、モデル的な牛舎の設計を組んでいただき、そういったものを広く波及してまいります。基本的には、それぞれの事業主体といいますか、農家の選択になるかなと思っております。

○日高委員 畜産農家がこの木造をやろうということになったときには、このクラスター事業には乗るんですか。

○水野畜産振興課長 当然乗ります。

○日高委員 鉄骨材が高騰しているから、50頭

飼いだったら畜舎は1億円を超えてしまうじゃないですか。2分の1でも5,000万円ですよ。この大変なときに5,000万円も借金するというのを心配しているところもあるわけです。昨日の話では、木材だと2〜3割は鉄骨より安くできるというようなことだったので、どんどん進めてくださいという話をしたわけです。だから、あくまで事業をやるときはクラスターのほうが主になると思うので、これはぜひ何とかうまく農家にも普及をさせていただき、一緒になって頑張りたいと思います。

○**本田委員** 資料54ページの「ひなたの獣医師確保修学資金給付事業」について、成果目標のところに出ている令和12年度の68名は、農政水産部だけの獣医師の人数ということでよろしいでしょうか。

○**坂元家畜防疫対策課長** 成果指標に書いてある数字は、上のほうが家畜保健衛生所の獣医師数を現在の60名から68名に——これは県の都道府県計画というのを令和12年度目標でつくっておりますが、その数字になります。

下のほうの食肉衛生検査所の獣医師数というのは、福祉保健部の食肉衛生検査所の成果指標になっております。

○**本田委員** 獣医師だけではなくて、今回、県土整備部も土木職の採用などに、補助を出されるんですけれども、農政水産部では、現状としてどれくらい技術者の人手が足りないのかをお伺いしたいなと思います。

○**原田農政企画課長** 農政水産部の技術職の職員数につきましては、当初の採用にて、ある程度は職員数を確保しているところではございますけれども、年度途中の育休取得者などにより職員の不足が生じている状況もございます。

また、農業土木職等につきましては、当初の採用予定数に採用数が達しないということもありまして、その場合につきましては、秋に試験を行ったり、あるいは会計年度任用職員の採用で対応しているというところでございます。

○**本田委員** 県土整備部のほうの土木職に関しても、人手が不足しているという状況をお伺いしております。たまたま宮崎大学を訪問した際に、県内から大学に入学している学生がどれくらいいるのか聞いたところ、農学部と工学部では2割ぐらいたということでした。また、工学部の土木職に関しては、ほとんどが県外の企業を目指している方ということでした。今後も土木職に関しては、かなり厳しくなってくるんじゃないかなと推測するんですけれども、農業土木職の方々に対する今後の取組などはお考えでしょうか。

○**原田農政企画課長** 農業土木職の採用につきましては、農村計画課のほうで取り組んでおりまして、第2班のほうで説明をさせていただければと考えております。

○**丸山委員** 資料54ページの獣医師確保について、高校3年生または卒業1年後にと書いてあるんですけれども、ここに対するアプローチは、恐らく、教育委員会との緊密な連携がないとできないかなと思っていますが、具体的にはどんなことを考えているのでしょうか。ただパンフレットを回しても、結局見なかったりしますので、本当に獣医師を目指そうとしている学生をスクリーニングして、できるだけ早めに伝わるような形をしないと難しいかなと思っています。

どうやってアプローチをかけたほうが効果的にこの情報が届くのかについて、どう考えているのか教えていただくとありがたいなと思って

おります。

○坂元家畜防疫対策課長 御指摘のとおり、教育委員会との連携というのは非常に重要だと考えております。

高校生へのアプローチとしては、これまでも高校生ガイダンス等で、進学校で希望される方を対象に、私立、公立問わずガイダンスを行ってきたところ です。さらに高校教育課と連携しながら、例えば、毎年ある進路指導主事の会議等で頭出し等を行いながら、必要があれば個別に高校を回るとか、そういったことをやっていきたいと考えております。

これまで高校生を対象に取り組んできたところなんですけれども、若いうちから獣医師を目指す子供たちを育てたいということで、さらに年を低くして、中学生へのアプローチとかも義務教育課等と連携しながらやっていきたいと考えております。

○丸山委員 この獣医師確保は本当に、喫緊の課題だと思っております。仮に就学資金がうまくいっても、実際に獣医師になるのに最低6年はかかりますので、非常に長いスパンでやらなくちゃいけないし、就学資金をしっかりと有効活用しないといけません。もし、この給付事業に魅力がなければ改善していったって、例えば入学準備金が55万円となっていますが、これを増額しないといけないとか、いろいろなパターンが出てくると思います。宮崎県の畜産を守っていく、産業を守っていくためには、獣医師確保というのは大きな課題だと思っています。医師確保のときにある程度、実績を上げた経験のある部長もいらっちゃって、こういう事業ができたと思っています。最終的には6年後ぐらいに結果が出ると思っていますが、その前に、ぜひ早

めに毎年、就学資金を借りる人がこういうふうが増えてきましたというのを議会にも報告をいただきたいなと思います。また、確保できる人数と獣医師の退職人数でバランスがあって、ここが本当に厳しくなるからどうしなくちゃいけないとか、全体的な獣医師の人数がどうなっているとかというのを含めて6年後には教えていただくと、もっと強化しないといけないのかということも分かってくると思いますので、そのようによろしくお願ひしたいと思います。

○久保農政水産部長 委員のおっしゃるとおり、私も医師確保とかいろいろやっております、そういった経験も踏まえてこういう事業をつくらせていただきました。

また、獣医師の確保というのは、この事業だけでいくと6年後という形になりますけれども、それとは別に、もう一つ「ひなたを支える獣医師確保事業」というのが、資料53ページの下の方に書いてございます。先ほど家畜防疫対策課長のほうからも説明しましたとおり、こちらのほうでも就職説明会を積極的に実施したり、今年度も、PR動画等を作成して、もう少し低い年齢からターゲットを絞って、獣医師の働き方や獣医師の楽しさというのを知らせているところです。

地道にPRするとともに、あとは、喫緊の対策として、獣医系の大学にいていらっしゃる方に積極的にアプローチしております。この「ひなたを支える獣医師確保事業」等でも必死にやりながら、今の職員の働く環境も大事になりますので、そういったところを踏まえて一体的にやっていきたいと思っています。

先ほど、本田委員からあった農業土木職のほうも同じような課題がございますので、ターゲッ

トを若い年齢から絞って、医師も看護師もそうでしたけれども、高校生、中学生からやっているという状況がございますので、そういうPRをしながら仕事の楽しさを若手に伝えていって、何とか確保していきたいと思っております。畜産王国にとってはこの獣医師確保というのは重要な課題でございますので、本当に委員がおっしゃったように、適宜、御報告して、またアドバイスいただければと思います。

○丸山委員 少子化が進んでいる関係で、非常に子供の数が少なくなってきていますので、奪い合いになり、獣医師になりたい人の割合もかなり低くなってくるんじゃないかと思えます。しかしながら、ある程度人数を確保しないと、宮崎県の畜産を回す獣医師がいなくなってしまうので、これをしっかり確保できるように最大限の努力をお願いしたいと思っております。

○安田委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、以上をもって第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。昼は午後1時からでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

午後1時からお願いします。

正午休憩

午後0時57分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○鳥浦農村計画課長 常任委員会資料56ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで34億814万4,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

57ページを御覧ください。

2番目の(事項)公共工事品質確保強化対策費の説明欄2、改善事業「農業土木の魅力発信・人材確保事業」199万1,000円でございます。

本事業は、近年、建設業等の人材が減少しており、その中でも農業土木技術者の減少が懸念されることから、激甚化している自然災害からの復旧・復興や、スマート農業に対応した農業生産基盤の整備等を担う、官民ともに幅広く県内で活躍が期待される農業土木技術者の人材を、体験型イベントなどをPRしながら確保するものであります。

その下、3番目の(事項)公共農村総合整備対策費の説明欄2、基幹水利施設管理事業1億2,723万1,000円でございます。

本事業は、農業用ダム等の基幹的な国営造成施設を管理する市や町に管理費の一部を補助するもので、一ツ瀬川地区ほか4地区へ助成するものであります。

続きまして、下から2番目の(事項)国土調査費の説明欄1、「地籍調査事業」10億4,995万7,000円でございます。

本事業は、土地一筆ごとに、所有者や地盤、地目、境界や面積を明確化するものであり、宮崎市ほか15市町村等で実施するものであります。

58ページを御覧ください。

1番目の(事項)大規模土地改良計画調査費の説明欄3、新規事業「畑かん営農ポテンシャル向上事業」につきましては、後ほど説明いたします。

2番目の(事項)土地改良事業負担金の説明

欄1、国営土地改良事業負担金14億8,773万3,000円でございます。

本事業は、西諸地区ほか7地区の国営土地改良事業に係る負担金であります。

一番下の(事項) 県単土地改良事業費の説明欄2、新規事業「基盤整備プランニング事業」300万円でございます。

本事業は、基盤整備の要望がある地域などに、整備後のイメージ図を提供し、区画拡大などにより農地集積・集約化を促進することで、地域計画の実現を目指すものであります。

60ページを御覧ください。

新規事業「畑かん営農ポテンシャル向上事業」でございます。予算額は181万6,000円でございます。

本事業の目的は、定時・定量で一定の品質が求められる加工・業務用野菜の生産安定化を図ることを目的として、畑かん営農に係る省力化技術を進歩させるとともに、新たな付加価値を創出するものであります。

具体的には、61ページを御覧ください。

本事業は、3つの内容で構成しております。

①の散水省力化技術構築事業では、民間企業と連携して、散水器具の設置・撤去や給水栓開閉手間などの労力削減に係る技術構築を行い、大規模経営体など複数農地での作業に係る労力軽減などを図ります。

②の、散水省力化技術推進事業では、散水チューブ巻取機などの省力化技術について、貸出しや生産者の体験機会を通して、省力化機材の導入を促進いたします。

③の畑かん水付加価値創出事業では、畑かん水に含まれる成分に着目し、散水後の土壌状態等を調査・分析し、農作物や栽培管理に与える

影響との関連性、具体的には、病害虫への抵抗性や肥料成分の補足などの見込まれる効果を検証し、新たな付加価値を創出します。

事業の期間につきましては、令和8年までの3か年を予定しております。

続きまして、特別議案を御説明いたします。

94ページを御覧ください。

議案第49号「国営大淀川右岸施設機能保全事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

本議案は、平成26年度から令和5年度までに施行されました国営大淀川右岸施設機能保全事業について、当該事業に要した経費に充てるため、国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例第3条第3項の規定により、議会の議決を経て、市町村負担金を定めるものであります。

まず、1の負担金につきましては、宮崎市7億9,279万7,577円でございます。

次に、2の徴収期間につきましては、宮崎市から全部を一時払いで償還する旨の要望がありましたので、令和6年度といたしております。

本事業の概要につきましては、下の参考に示しているとおりでございます。

次に、96ページを御覧ください。

議案第50号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

98ページを御覧ください。

上の表の農村計画課の欄にありますとおり、農業農村整備実施計画策定事業について、市町村負担を予定しており、地方財政法第27条第2項の規定により、あらかじめ市町村の意見を聴き、同意を得た上で、議会の議決に付するものであります。

○城ヶ崎農村整備課長 農村整備課でございます

す。

資料62ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、一般会計のみで132億7,941万8,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

63ページを御覧ください。

1番目の(事項)農業農村振興対策事業費の説明欄の1の(1)多面的機能支払交付金11億7,346万3,000円でございます。

本事業は、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、集落等が共同で取り組む草刈り等の地域共同活動等を支援するものであります。

次の(事項)公共農村総合整備対策事業費の説明欄の2、中山間地域総合整備事業4億4,100万円であります。

本事業は、農業の生産条件が不利な中山間地域の農業基盤整備と生活環境基盤を総合的に整備し、農業・農村の活性化を図るため、日之影町の岩井川地区ほか7地区で農業用排水路や営農飲雑用水施設などを整備するものであります。

一番下の(事項)県単土地改良事業費の説明欄の1、県単独土地改良事業1億15万2,000円です。

本事業は、国庫補助事業の対象とならない小規模な農業用排水路や農道などを整備するものであります。

64ページを御覧ください。

説明欄の7、改善事業「魅力あるふるさと環境づくり事業」6,173万3,000円です。

本事業は、国庫補助事業の対象とならない営農飲雑用水施設や農業集落道などを整備するものであります。

説明欄の8、改善事業「農地集約化基盤整備事業」につきましては、後ほど説明いたします。

次の(事項)公共土地改良事業費の説明欄の1、「県営畑地帯総合整備事業」30億1,223万7,000円です。

本事業は、畑地帯の担い手の育成・強化とともに、多様な営農形態に対応できる力強い産地づくりを図るため、小林市の小林東部第2—1期地区ほか39地区で、畑地かんがい施設や農道などを整備するものであります。

65ページをお開きください。

1番目の(事項)公共農道整備事業費の説明欄の1、県営基幹農道整備事業5,775万円です。

本事業は、農畜産物の効率的な輸送体系の確立などを図るため、川南町の平下地区ほか1地区で、基幹的な農道を整備するものであります。

次の(事項)公共農地防災事業費の説明欄の2、「県営ため池等整備事業」7億2,345万円です。

本事業は、ため池の決壊等による水害から人命や財産を保護するため、宮崎市の中地区ほか26地区で、ため池や用水路を整備するものであります。

66ページを御覧ください。

一番下の(事項)耕地災害復旧費の説明欄の1、団体営耕地災害復旧事業29億5,909万1,000円です。

本事業は、台風や集中豪雨などにより被災した農地・農業用施設の早期復旧を行うものであります。

続いて、68ページを御覧ください。

改善事業「農地集約化基盤整備事業」でございます。予算額は503万4,000円です。

この事業は、事業の目的にありますように、

地域農業を守る担い手への農地集積・集約化を促進するため、きめ細やかな基盤整備の支援を行うことにより、農地の高度化や農作業の効率化・省力化を図るものです。

69ページを御覧ください。

具体的には、上段の記載のとおり、①小規模基盤整備では、地域計画等に位置づけられた経営体が必要とする基盤整備を支援するもので、国庫補助の要件を満たさない小規模な基盤整備や、既に農地中間管理事業を活用している農地におきまして、農作業の効率化を進めるための畦畔除去による区画拡大、高収益作物への転換を図るための暗渠排水による乾田化、収量や品質向上のための客土や土層改良、大型農業機械の導入促進に必要な耕作道などの整備を支援します。

また、②農地集積・集約化支援では、上記①の基盤整備を行うために必要な現地調査や図面作成を支援するものであります。

国庫補助事業と併せまして、当事業によるきめ細やかな整備を進めることで、地域農業を守る担い手への農地集約を図るとともに、地域計画の取組を支援してまいります。

事業期間は、令和 8 年までの 3 か年を予定しております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

ページをお戻りいただきまして、9 ページを御覧ください。

当課からは 7 件をお願いしております。

農村整備課の欄の県営経営体育成基盤整備事業は、串間市の塩屋原地区におきまして、令和 7 年までの工期で水田の区画整理を実施するものであり、限度額として 6,000 万円をお願いして

おります。

次の県営畑地帯総合整備事業は、高原町の後川内 1 期地区において、令和 7 年度までの工期で畑地の区画整理を実施するものであり、限度額として 3,000 万円をお願いしております。

次に、県営農業用河川工作物応急対策事業は、串間市の大島地区において、令和 7 年までの工期で頭首工の改修工事を実施するものであり、限度額として 1 億 5,000 万円をお願いしております。

次の、県営農業用河川工作物応急対策事業は、延岡市の栗野名地区において、令和 7 年度までの工期で頭首工の改修工事を実施するものであり、限度額として 1 億 2,000 万円をお願いしております。

10 ページを御覧ください。

次の県営湛水防除事業は、新富町の大湊地区におきまして、令和 9 年までの工期で排水機場の整備を実施するものであり、限度額として 11 億円をお願いしております。

次の、県営ため池等整備事業は、日南市の桜ヶ丘地区におきまして、令和 7 年度までの工期で排水路の整備を実施するものであり、限度額として 3,600 万円をお願いしております。

次の県営ため池等整備事業は、日南市の七迫地区におきまして、令和 7 年度までの工期でため池堤体の補強工事を実施するものであり、限度額として 3,600 万円をお願いしております。

次に、特別議案について御説明します。

96 ページを御覧ください。

議案第 50 号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。

表の農村整備課の欄にありますとおり、基幹水利施設ストックマネジメント事業などの農業

農村整備事業におきまして、市町村負担を予定しており、地方財政法第27条第2項等の規定によりまして、あらかじめ市町村の意見を聴き、同意を得た上で、議会の議決に付するものであります。

○馬場担い手農地対策課長 資料70ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、一般会計のみで、31億7,765万4,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

71ページを御覧ください。

3番目の(事項) 青年農業者育成確保総合対策事業費の説明欄3、「みやざき新規就農者育成総合対策事業」8億9,500万円です。

本事業は、国の新規就農者育成総合対策を活用し、就農や経営安定に必要な資金として年間最大150万円、経営開始に必要な機械や施設等の導入に対して最大750万円を交付するなど、新規就農者の確保・育成を図るものです。

最後の(事項) 担い手育成総合対策事業費、説明欄1、改善事業「持続可能な農業実現人材確保事業」3,745万9,000円です。

本事業は、慢性的な労働力不足が生じている農業分野において、雇用マッチングのデジタル化やお試し就農、受入れ環境の整備等を進め、多様な人材が働きやすい環境づくりにより、持続可能な農業経営の実現を図るものです。

次の2、改善事業「農業外国人材確保・定着体制構築強化事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

72ページを御覧ください。

2番目の(事項) 構造政策推進対策費の説明欄4、「人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業」5,122万8,000円です。

本事業は、市町村や農業委員会による農地利用の将来像を描く地域計画の早急な策定を支援し、担い手への農地集積・集約化を図るものです。

続きまして、74ページを御覧ください。

改善事業「農業外国人材確保・定着体制構築強化事業」でございます。予算額は3,118万8,000円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、国内外で人材獲得競争が激化しており、本県では、右の写真にありますように、令和4年10月に連携協定を締結したベトナム国立農業大学に昨年7月、知事が直接現地に出向き、特別事業を実施するなど、知事を先頭に外国人材確保に懸命に取り組んでいるところですが、農業分野における外国人材の円滑な確保や受入れには、海外教育現場での講師派遣や公営住宅の活用推進等をさらに強化していく必要があります。

事業の内容につきまして御説明いたします。

75ページを御覧ください。

左側の①受入れ体制構築事業や、②新たな受入れ方式確立事業、③定着支援事業といった、これまでの取組を引き続き実施していくことに加え、右側の④海外教育機関等連携強化事業を拡充し、海外教育機関に創設した宮崎クラスに、講師派遣等により連携強化をさらに図るとともに、⑤住居確保対策加速化事業を追加し、外国人を受け入れるための公営住宅の活用マニュアル作成や活用モデルの実証支援を行い、県内の各自治体と連携した外国人材の確保・定着体制づくりに取り組んでまいります。

事業期間は、令和7年までの2年間で予定しております。

続きまして、債務負担行為について御説明い

たします。

10ページを御覧ください。

担い手農地対策課の欄にありますとおり、「令和 6 年度に公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人宮崎県農業振興公社に担い手支援資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償」について、期間及び限度額を設定するものでございます。

○大村水産政策課長 資料76ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計で15億1,207万5,000円、沿岸漁業改善資金特別会計で2億3,590万3,000円、合わせまして17億4,797万8,000円をお願いしております。

主な内容について説明いたします。

77ページを御覧ください。

上から4つ目の事項、水産金融対策費でございます。

説明欄1の漁業近代化資金利子補給金7,482万8,000円でございます。

本事業は、漁船の建造や機器整備などへの資金貸付けに伴う利子補給金で、(1)の漁業近代化資金の融資枠は12億円、(2)及び(3)の2つの資金は、過去に実施しました県独自の利子補給でございます。

その下の事項、内水面漁業振興対策費の説明欄1の河川放流委託事業1億493万円でございます。

本事業は、アユやヤマメ等の稚魚の放流等を実施し、河川の水産資源の維持を図るものでございます。

次に、その下の2の特定疾病等対策事業1億3,899万4,000円でございます。

これは、コイヘルペスウイルス病などの特定

疾病発生時における、へい死魚の回収処理等に要する経費でございます。

その下の(事項)栽培漁業定着化促進事業費、ページを移っていただきまして、説明欄4の改善事業「養殖ブリ人工種苗量産化事業」528万5,000円でございます。

本事業は、養殖ブリ人工種苗の量産化技術開発に取り組み、様々なマーケットに対応可能な人工種苗を安定供給することで、養殖業の成長産業化を図るものでございます。

中ほどの事項、地域漁業経営改革対策費の説明欄4の新規事業「「海業」ビジネス創出事業」247万4,000円でございます。

本事業は、本県の海や漁村の魅力など地域資源を生かした新たなビジネス「海業」の創出などを推進し、漁村地域の水産業の活性化を図るものでございます。

次の新規事業「I o Tを活用した陸上海藻養殖導入支援事業」につきましては、後ほど説明いたします。

一番下の(事項)水産業試験費1億2,510万5,000円でございます。

これは、水産試験場の試験研究に要する予算で、水産資源の強化、管理や漁場予測、水産物の品質向上など、漁業の収益性向上に係る技術開発に取り組むこととしております。

80ページを御覧ください。

沿岸漁業改善資金対策費2億3,590万3,000円でございます。

これは、新規事業者の漁船購入などの資金を無利子で漁業者に貸し付けるものでございます。

続きまして、82ページを御覧ください。

新規事業「I o Tを活用した陸上海藻養殖導入支援事業」でございます。予算額は1,592万円

でございます。

本事業は、事業の目的にありますとおり、IoTを活用した陸上海藻養殖の導入を支援し、省エネ・省コストで、女性などの就労の場にもなる可能性がある新たな漁業を導入し、漁業地域の活性化などを図ることを目的としております。

83ページを御覧ください。

事業の内容ですが、①海ぶどうコンテナ養殖導入支援事業では、漁業団体が行う海ぶどうコンテナ陸上養殖の取組を支援してまいります。

なお、この海ぶどう陸上養殖は、写真にありますとおり、10坪ほどの僅かなスペースで、言わば液肥野菜工場のようなオールインワンのコンテナ設備によって行うものでして、海ぶどうは高価格で生産サイクルが短く、コンテナ養殖設備により安定生産や省エネ、かつ省力などの特徴を有しているものでございます。

次に、その下の②海ぶどう普及販売促進事業では、漁業団体が行う養殖された海ぶどうの消費拡大や販売促進に係る取組を支援してまいります。

これらの取組によって、本県で初めての導入となる海ぶどう養殖の有益性を明らかにし、本県の新たな産業の創出と漁業地域の活性化につなげていきたいと考えているところでございます。

事業期間は令和 6 年度限りを予定しております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

10ページに戻ってください。

当課からは 3 件お願いしております。

水産政策課の欄にありますとおり、令和 6 年

度漁業近代化資金など 3 つの資金に係る利子補給について、期間及びその限度額を設定するものでございます。

○赤嶺漁業管理課長 資料84ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで35億6,052万円をお願いしております。

主な内容について説明いたします。

85ページを御覧ください。

中ほどの(事項)資源管理対策費の説明欄 1、改善事業「資源管理イオベーション事業」1,566万6,000円です。

本事業は、みやざきモデルと呼ばれる本県独自の資源管理システムを高度化し、資源評価に基づく種苗放流や、藻場・干潟等が持つ漁場機能を保全する取組支援を総合的に行うことで、水産資源の最適な利用管理を推進し、漁業生産力の持続的な向上を図るものです。

次の 2、「うなぎ資源持続的利用対策事業」6,052万2,000円です。

本事業は、ウナギ資源の持続的な利用確保に向け、国が進めるウナギ漁業と養殖業の規制管理を適正かつ円滑に進め、本県養鰻業の持続的発展を図るため、ウナギ稚魚の密漁や、親ウナギ採捕の監視、養鰻場への池入れ数量管理に係る指導・監視を、宮崎県内水面振興センターに委託して実施するものです。

86ページを御覧ください。

上から 3 段目の(事項)沿岸漁場整備開発事業費の説明欄 1、新規事業「漁港・漁場グリーン化事業」につきましては、後ほど説明いたします。

次の(事項)水産基盤(漁場)整備事業費、3億8,480万円です。

本事業は、漁業の生産力向上と豊かな生態系の維持・回復を図るための漁場整備を行うものです。

令和 6 年度は、日向灘沖合に来遊するカツオやマグロ等の回遊魚を滞留させ、操業の効率化を図るための表層型浮魚礁を整備するものです。

下から 2 番目の（事項）漁港管理費の説明欄 4、「プレジャーボート適正管理強化事業」1,212 万 4,000 円です。

本事業は、漁港等におけるプレジャーボートの放置艇問題を解決するため導入した、係留許可制に伴う指定施設の整備や係留状況の確認、さらに許可未申請者への指導等を行うことにより、航路や泊地の安全性を確保し、漁港の適正な管理を図るものです。

87 ページを御覧ください。

中ほどの（事項）水産基盤（漁港）整備事業費 14 億 9,697 万 7,000 円です。

本事業は、漁業生産基盤としての漁港の安全性を確保するとともに、流通・生産拠点としての機能向上を図るための整備を行うものです。

説明欄 3 の漁港施設機能強化事業では、青島漁港ほか 3 漁港において、地震・津波に備えた防災・減災対策として、防波堤や岸壁の改良を行い、漁港及び背後集落の安全確保を図るものです。

88 ページを御覧ください。

中ほどの（事項）漁港災害復旧事業費 1 億 3,417 万円、及び次の（事項）水産施設災害復旧事業費 6,859 万 4,000 円ですが、これらの事業は、台風等で災害が発生した際の調査費や復旧工事に要する経費をそれぞれ計上しております。

90 ページを御覧ください。

新規事業「漁港・漁場グリーン化事業」でござ

います。予算額は 6,000 万円です。

この事業は、事業の目的にありますとおり、代表的な漁港において、回復の核となる藻場を造成するものですが、右下の図に示しておりますとおり、年々減少しております藻場に対して、対策を講じることでブレーキをかけ、ブルーカーボンの創出と海域の生産性向上を図ることとしております。

また、その成果をガイドラインにまとめ、さらに県内の漁港へ展開を促進するものでございます。

具体的には、まず、県内の 2 漁港において事業に着手し、次年度に 2 漁港を追加いたしまして、（3）成果指標にありますとおり 2,112 平方メートルの藻場を造成してまいります。

91 ページを御覧ください。

上段に漁港内における藻場造成のイメージを示しております。

漁港内は海藻が育つ冬から春に低水温となり、海藻を食べる魚が入りにくいという特性がありますことから、これらを活用し、漁港内において藻場の回復の核となる基盤を造成することで、周辺海域への継続的な海藻の種の供給が図られるようになり、藻場の拡大につながることを期待するものです。

下段の図は、日向市平岩港における藻場の変遷です。

低水温になる港内において、消失を免れ残存した藻場が核となり、保全活動も相まって、再び周辺海域へ拡大したという事例を踏まえ、この事業を立案したものでございます。

事業期間は、令和 8 年度までの 3 か年間を予定しております。

次に、特別議案について御説明いたします。

常任委員会資料92ページを御覧ください。

宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例についてであります。

1の改正の理由であります。漁港漁場整備法の改正に伴い、土砂採取料等を納付しなければならない者を新たに定める等、関係規定の改正を行うものでございます。

2の改正の内容であります。1点目は、今回、法律名が、現行の「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」と改正されたことによる条文の修正であります。

93ページを御覧ください。

2点目は、土砂採取料等の納付対象者についてであります。

今回の法改正により、新たに漁港施設等活用事業制度が創設され、漁港における土地や水域について、より長期間の占有・貸付け等が可能となりました。

この制度による認定計画実施者を納付者の対象として追加したものであります。

3の施行期日は、令和6年4月1日を予定しております。

最後に、96ページを御覧ください。

議案第50号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

98ページを御覧ください。

下の表、漁港管理課の欄にありますとおり、水産基盤整備事業及び海岸保全施設整備事業について、市町負担金を予定しており、地方財政法第27条第2項等の規定により、あらかじめ市町の意見を聴き、同意を得た上で、議会の議決に付すものでございます。

○安田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○日高委員 資料60ページの「畑かん営農ポテンシャル向上事業」について、九州初ということになっていますが、どの辺が九州初ということになるんですか。

○鳥浦農村計画課長 九州初になるのは、(1)事業内容の③畑かん水の付加価値創出事業となります。今回、いわゆる畑かん水に含まれる成分の中に、雨水に比べて含有量が多いケイ素等に着眼して、今回、新たな付加価値を模索するという取組が、九州初ということでございます。

○黒岩委員 資料63ページの(事項)農業農村振興対策事業費の、1の(1)多面的機能支払交付金ですけれども、私の認識としては、これは中山間地域等直接支払交付金と、大体が類似した事業だという認識があります。午前中の説明で、中山間の場合にはそういう申請手続きとかいろいろなものについてデジタル化をやるんだというような説明があったものですから、こちらのほうでは、デジタル化とか、そういった事業の予定はないんですか。

○城ヶ崎農村整備課長 多面的機能支払交付金につきましては、市販のシステムを使って記録をつくったりしております。

それから、事務の手續につきましても、支援組織を来年度に向けて立ち上げようとしておりますので、そういったところを含めて、地域の組織を支援していただいているところでございます。

○黒岩委員 資料65ページの(事項)公共農地防災事業費の1、「県営ため池等整備事業」について、事業採択の基準を教えてくださいと思います。

○城ヶ崎農村整備課長 県営ため池等整備事業につきましては、主に2つの事業が含まれてお

ります。

1つは、山のそばを通っています用水路で、山崩れから用水路が塞がれて水害を起こすため、その水路の整備であるとか、蓋掛けをするような土砂崩壊防止事業です。それから、農業用ため池の堤体あるいは洪水吐、そういったものを改修するような事業になっております。土砂崩壊防止事業では、小規模なもので受益面積が20ヘクタール以上、中山間地域の場合は10ヘクタール以上とか、ため池の場合は、防災重点農業用ため池等々で、例えば堤体が痩せているとか、そういった問題があれば整備ができます。

○黒岩委員 ため池の基準の場合に、洪水が発生したときの流域の戸数が100戸以上とか、そういう基準はなかったですか。

○城ヶ崎農村整備課長 総事業費が4,000万円以上、受益面積が7ヘクタール以上というような採択要件がございます。

○黒岩委員 人家に対する影響とか、そういったものは採択時にないということなんですね。

○城ヶ崎農村整備課長 防災重点ため池につきましては、そもそも下流側の浸水想定区域内に、公共施設であるとか人家などがあるところを指定しておりますので、そういった形になります。

○黒岩委員 何が言いたいかといいますと、いろいろな災害が言われる中で、この事業のスピードといいますか、適正に進んでいるのかどうかというところを確認したかったんです。例えば、県内でどれぐらいのため池の整備の想定があって、どれぐらい進んでいるとか、そういったものがお分かりになれば教えてください。

○城ヶ崎農村整備課長 特別措置法で、ため池の防災重点ため池を整備することで、10年間の計画を立てております。

県内にある655のため池の中で、防災重点ため池は422池ございます。現在、38池の整備に着手しているところで、令和7年度までの中間のところで42の施設を整備することとしております。

○黒岩委員 ということでありますと、422のうち、令和7年度までに42ということですか。10分の1ぐらいで、ちょっと遅いような気がするのですが、そんなものなのでしょうか。

○城ヶ崎農村整備課長 整備を着手しているのが38なんですけれども、特措法ができるまでにため池工事はずっとやっておりまして、旧基準で既に142施設の池の整備は終わっております。

ただ、南海トラフなどの地震の耐震の評価をやりまして、それで大丈夫かというのを確認する必要があるので、38池の中には140は入れていないのですけれども、そういった140の池は一時的な整備は終わっていると認識しております。

○黒岩委員 国庫補助の事業で、国の枠もあるでしょうから、そこら辺り着実に進むような取組をよろしくお願ひしたいと思います。

○黒岩委員 資料71ページの「みやざき新規就農者育成総合対策事業」について、金額が大きいんですが、実際に聞きますと、なかなか対象者が少ないんじゃないかという話も聞いてます。今回のこの予算編成される際の対象者数は何人で想定されていらっしゃるのでしょうか。

○馬場担い手農地対策課長 「みやざき新規就農者育成総合対策事業」につきまして、今回特に目玉となりますのが、新規就農者に直接ハード整備ができる経営発展支援事業というものがございます。最大750万円を支援するものでございます。

この事業が、国の令和4年度からの事業になりまして、これまで2年間実施をしており、来

年度3年目を迎えます。立ち上がりの令和4年度につきましては、国からの通知等が非常に遅れまして、我々としましては過去の実績等を踏まえて90人の対応を想定しておりました。しかしながら、スタート時の周知等が遅れた関係で、令和4年度は28人でございました。

それから、令和5年度につきましては、先日の補正のときにもお話をいたしましたとおり、この事業以外に親族等からの事業承継ですとか、JA等のリース事業を活用された方が30人ほどいらっしやいまして、この事業で使われた方が41人でございました。

令和4年度の28人、それから令和5年度の41人を見まして、来年度につきましては若干ちょっと余裕を持たせまして60人の規模で今回予算を編成したところでございます。

○黒岩委員 足りなくなるようなぐらいの応募を期待しております。

○馬場担い手農地対策課長 今説明いたしました「みやざき新規就農者成総合対策事業」のハード整備の分で、枠として60人とお話しましたが、それ以外にも150万円の給付金等を活用する方も含めると、トータルで440人の活用を今回予定しているところでございます。

○丸山委員 資料74ページの外国人確保のことで、現在の828人から1,800人と、令和7年度の成果指標が出ています。それだけ非常に人が足りないということを認識しているんだろうなと思っています。受入れ先の監理団体が、宮崎県は少ないということがあったんですが、この監理団体の誘致をどれくらい伸ばさないとこの数が確保できないとか、この外国人の確保に向けては、いろいろ国の制度が変わりつつあり、簡単に移動ができたりとかそういう制度にもなっ

てきて、非常に過渡期であり、ひょっとしたら逆に取られていくようなこともあるんだろうなと思っています。

この事業で本当にこの1,800人が確保できるというのが若干分かりづらいものですから、このあたりを説明していただくとありがたいなと思っています。

○馬場担い手農地対策課長 資料74ページにございます一番下の成果指標で、令和4年で828人の外国人材を農業分野で1,800人、つまり3年間で約1,000人増やすような計画でございます。

その中で、まず1,000人の根拠でございますが、現在県内の農業法人910社の意向調査をする中で、1,000人の雇用が足りないというニーズを把握しているところでございます。それに対して、今回の事業を使って3年間で1,000人の外国人材を増やしていくんですが、まず一つは、委員からお話がありましたとおり、県内の農業に関係する監理団体は5つしかございません。ほとんどが県外の監理団体に頼って受け入れていることもございまして、なかなか細やかな対応ができていないところでございます。

毎年3団体程度を誘致いたしますが、まずここが1つ柱になります。1つの監理団体にスタッフが数名いますので、その人たちが外国人材を10～20人確保していただくことを想定いたしまして、私どもとしてはここを3年間で360人程度、年間120人程度はこの監理団体を増やすことから進めていこうと思っています。

それから、現在県外の産地との産地間リレーという形で、キャベツの日本一の産地である群馬県の嬬恋村から冬場に宮崎県に来ていただいて、大根や冬・春の野菜等で取り組んでいる形もございます。こちらにつきましても240人程度

を3年間で増やしていきたいと思っております。

さらには、74ページの写真にありますように「宮崎クラス」と命名いたしまして、ベトナムへ知事にも出向いていただいて、宮崎県の農業や観光等いろいろなことを事前に周知いたしまして、現在、この写真の13人の実習生が順次入ってきております。この取組もさらに増やしていきたいながら、3年間で60人程度を確保したいと思っております。

さらには、コロナ禍から5類に移って外国人材が急激に増えてきております。自然増という部分も340人程度あります。トータルこれで1,000人程度を3年間でしっかりと確保していきたいと思っております。

○丸山委員 県内の農業法人に聞いたということなんですけれども、いろんなところでもう人手不足で、どこの農家でも欲しいというぐらいに言われており、それ以外にも要望があるような気がするんですが、その辺の形はまだ聞いていないということではないのでしょうか。

ほかにもあるんじゃないかなと思っているものですから、1,000人増えれば本当にこの宮崎県の農業が守られるのかと、どう考えればいいのでしょうか。

○馬場担い手農地対策課長 1,000人は、先ほど申し上げました農業法人からのニーズを把握しているということと、それからあと個々の農業者の方々やJ A中央会とも連携をしながら、改めてもう1回ニーズを把握したいということをおっしゃっています。

資料75ページを見ていただきまして、③定着支援事業の農作業請負方式技能実習の推進強化というものがございます。個々の農家単独では外国人材の確保というのは難しいところをJ A

で一括で受けていただいて、調整をしながら農家の忙しい時期に入っていただくような仕組みというのを、県内ではJ A尾鈴のほうで取組がございます。

県域J Aになれば、その辺りも全県的に広めていながら、くまなくそういった法人以外のニーズにも対応していきたいなと思っております。

○丸山委員 あと、よく言われるのが、日本に本当に来てもらえるのか、特に円安の関係とかがこのまま続くのかという話もあったりとか、いろんな不確定要素があるところだと思っています。

また、地方だと、給料が安いとかいろいろあって、できればもう少し高いところに行きたい、収益を上げたいと考えます。どこでも移動できるような制度に今後変わろうとしている中で、本当に宮崎県は選ばれる地域なのかと思っています。

どこの県もやっていることは一緒みたいな感じがするものですから、まず日本が選ばれ、次は宮崎県が選ばれるためには、もっと違った施策を出していかないと本当に定着しないし、選ばれないんじゃないかと思っています。、本当に大丈夫なのかを改めてお伺いできればと思っています。

○馬場担い手農地対策課長 国の動きについて少し触れさせていただきたいと思えます。

技能実習制度につきましては1993年から30年余り続いているところでございますが、この間、賃金の未払いですとか失踪問題等社会問題がございました。これを踏まえて、国のほうは有識者会議を設けて検討を重ね、新たな制度といたしまして、育成就労というのが国会でも審議が

スタートしたと伺っております。

また、あわせまして就労目的で入っている2019年に設立されました特定技能制度につきましても家族の帯同ですとか、事実上永住による就労が可能になります特定技能の2号について、農業も含む対象分野が拡大されて、昨年9月から施行されております。

育成就労につきましては、国のほうでは国際的にも理解が得られて、日本が外国人材から選ばれるようになることを目指して、人材確保と人材育成を目的とした新たな制度でございます。3年間で特定技能1号の水準まで引き上げることが狙いで、外国人材の人権保護ですとかキャリアアップ、共生社会の実現等を目指していると伺っております。

また、これまで認められなかったんですけれども、ほかの職場へ転籍も、これからは同じ分野であれば認められるというようなこともございます。

育成就労は国会で検討されていて、3年後を目安にスタートすると伺っております。私どもといたしましては、3年後の育成就労を想定いたしまして外国人から選ばれる宮崎県となれるように取り組んでまいります。この事業の中でもお話しいたしました宮崎クラスについては、どこの県もやっていない取組です。母国で研修しているときに宮崎県からスタッフを送り込みまして、宮崎のよさ——賃金では確かに負けるんですが、食や観光ですとか、物価の安さだとか、そういう本県ならではのメリットをまず周知してから、半年間の研修の中で宮崎のファンとなっていて、3年後の育成就労を見据えた入り口の部分をしっかりと支援していきたいと思っております。

○丸山委員 できるだけ宮崎県が選ばれるところになれるように、今回の事業の中でしっかり取り組んでいただいて、どんどん制度が変わっていきますので、それに適応できるような形にしていまして、地域が守れるような体制づくりをしていただければと思います。

○黒岩委員 資料75ページの⑤住居確保対策加速化事業について、この公営住宅の目的外使用に関して私も非常に注目したいなと思っております。実は市町村の公営住宅も大分空き部屋が多くて、ただ、なかなか国交省の基準といいますか、補助が入っているものですから弾力的な運用はできないという話を聞いているんですけれども、今回この部分については、外国人農業に関してのみ許されるのか、概要を教えてくださいたいと思います。

○馬場担い手農地対策課長 公営住宅につきましては、県営住宅・市町村営住宅合わせまして約3万戸ほどあり、そのうち約2割近くが空いているとお話を伺っております。

今年度の事業で、まずは県でモデル的に整備をさせていただきました。都城都北団地で県営住宅を4戸改修をさせていただいたところでございます。

ただ、都北でするので結構街中です。少し農業現場と離れているというところもありまして、もう少し農業現場に近いところがいいだろうということで、今回は市町村営住宅につきまして整備をしていこうと考えております。

市町村営住宅のほうで3万戸のうち約2万1,000戸ほどございます。対象が非常に多いので、こちらにつきましてモデル的に整備を進めていきたいと考えております。

規模感といたしましては、長く使われていな

い物件で改修等が必要だろうということで、1戸当たり約300万円かけて、5市町村分の3分の1程度を整備させていただきました。農政の事業でございますので、質問にありましたとおり、まずは農業分野で、3年間でプラス1,000人の外国人材を受け入れる住居として整備をしていきたいと思っております。

○黒岩委員 公営住宅活用のためのマニュアル作成というものがあるぐらい、やはりこの申請は面倒というか、難しいんでしょうか。

○馬場担い手農地対策課長 そもそも公営住宅につきましては住宅に困窮する所得の低い方に対しまして安くで使っていただくのが目的でございます。

県営住宅の場合は国土交通省と県で、半々ぐらいで整備しているものですから、国の目的外使用の手続というものがございます。そこがまず一つのハードルであるということと、あとは外国人材の方に住んでいただく場合の周りの方との共生——ごみの分別ですとか、いろんな生活上のマナーですとか、そういったところも含めましてマニュアル等をしっかり整備してから進めていきたいと考えております。

○松本副委員長 資料77ページの(事項)水産金融対策費の1の漁業近代化融資資金利子補給金について、今年度新しく整備をする事業で、利子が発生する場合にはその実施する数というのはどれくらいあるのか教えてください。

○大村水産政策課長 まず実績から御説明いたしますけれども、令和5年度の実績は、ちょっと見込みも含みますが、近代化資金のみで24件、融資額が12億2,700万円、それに対する利子補給額が6,500万となっております。

来年度については計算ができないわけではす

けれども、一応当課の場合は融資枠を12億円ということで動かしていております。

○松本副委員長 資材などが非常に高騰しており、それぞれの事業費がかさんでいくんじゃないかということがあるんですけども、そういった考え方からすると当然利子補給の額も増えるんじゃないかという心配があります。その辺りについては昨年度の実績を課長からおっしゃっていただきましたが、影響が出ているんじゃないかという気がしているんですけども、現状が分かればお教えいただけないでしょうか。

○大村水産政策課長 物価高騰というわけではないんですけども、おっしゃるとおり、近年いろいろな資材等が高騰しておりまして、船を作る場合も高騰しております。そういった関係で、そもそもの事業費が大きくなって、借りの額も大きくなっているというところがございます。

それに対しての特別措置的な利子補給というのはないんですけども、融資するときの融資枠というのが80%とかありますけれども、それについては先進的な取組といいますか、前向きな取組をする企業に対しましては100%まで見ましようという措置をしております。

○黒岩委員 資料77ページの(事項)内水面漁業振興対策費の2の「特定疾病対策事業」について、先ほどの説明でコイヘルペスの発生した除去費用だとか説明があったんですが、1億3,800万円でこんなにあるのかなと思いました。もう1回事業内容を教えていただきたいと思います。

○大村水産政策課長 病気が発生した場合に、強制的にこちらが処分を命令することになるわけですけども、その処分した魚の対価補償が

1億円ということで組んであります。

○黒岩委員 分かればの話なんですけれども、コイヘルペスが発生した近隣の河川について、そこは県が指定をしてしばらく監視を続けると聞いています。指定してある河川というのは何か所ぐらいあるんですか。

要は、コイヘルペスが県内でこれぐらい発生するのかなというところの、その規模感を知りたいところです。

○大村水産政策課長 河川の数を持ち合わせていないんですけれども、どこかでコイヘルペスが発生した場合には、そこにつながる水域を既発生水域と指定しまして、コイの放流を禁止してくださいとか、放流をやめてくださいといったことをやっておりまして、水系でいきますと10水系となります。この水系というのが例えば大淀川水系とかそういう言い方になるわけなんですけれども、そういった形で10の水系を既発生水域として指定しております。

○黒岩委員 ちなみに、昨年の発生件数は、どれぐらいか分かりますか。

○大村水産政策課長 過去のKHVの発生実績の直近は令和元年度に1件でございます。

○黒岩委員 1件発生を想定した場合でも、この1億円以上の経費がかかるということでしょうか。

○大村水産政策課長 この予算の積算の想定は、県内で大きなダム湖でコイ養殖をされているところがあるんですが、そういった規模を想定した上で予算を計上しております。発生しなければ補正で減額ということになります。

○安田委員長 資料82ページの海ぶどうの養殖について、これは単年度でありますけれども、実際にもう稼働しているんですか。

○大村水産政策課長 他県では稼働しているものがあるんですけれども、本県ではこの事業で初めて導入ということになります。

○安田委員長 この事業に取り組む漁業協同組合とかはもう決まっているんでしょうか。

○大村水産政策課長 想定としましては、県漁業協同組合連合会を想定しているところでございます。

この海ぶどうは、今回本県で初めて導入することになりますので、この施設では海ぶどうは計画的に生産できると思うんですけれども、重要なのはそれをちゃんと売っていくことですので、既存の販売事業を持っているところにまずはやってもらうのが一番いいだろうと考えておりまして、県漁業協同組合連合会を想定しているところでございます。

そういったのを見ていただいた上で、よければ単協などにも広がっていけばいいなと考えております。

○安田委員長 いわゆる養殖、海ぶどうのPRとか消費拡大とか書いてあるので、もう実際に動いているところがあるのかなと思ったところでした。

今後、この海ぶどうの養殖について力を入れていただきたいなと思っていたところでありました。

○黒岩委員 資料86ページの下から2段目の(事項)漁港管理費の4、「プレジャーボート適正管理強化事業」約1,200万円について、もう一度この事業内容を教えていただきたいと思います。

○赤嶺漁業管理課長 中身といたしましては、県内に23漁港あるうち22か所にプレジャーボートを係留する場所というものを指定しておりまして、その一つにはその係留施設の維持・管

理・整備といった事業がございます。

それから、今度はそのプレジャーボートを泊めていらっしゃる方には申請をしていただくわけなんですけれども、申請をされていない方あるいは申請はしているけれども使用料を払っていらっしゃる方に対して、管理指導をするプレジャーボート調査員を港湾事務所に配置いたしまして、その人たちがその未納者・未申請者に対しての指導を行ったり、係留状況を調査したりすることにかかる費用です。

それと、実際に放置されている船などに対しまして、場合によってはその状況を調査した上で放置艇を撤去するといった、そういうものにかかる費用を計上しております。

○黒岩委員 日南市でのプレジャーボートを係留されている方から相談がありまして、県内全部取っていないんじゃないかという話もありましたが、今の説明を聞きますと23のうち22は取っていると。残り1つはそういう係留施設がないということの理解でいいのでしょうか。

○赤嶺漁業管理課長 その通りです。23漁港のうち1漁港が、現在のところこの指定区域が設定されておられません。

○黒岩委員 ちなみに、その漁港はどこなんですか。

○赤嶺漁業管理課長 新富町の富田漁港になります。

○黒岩委員 それと、宮崎県内のその係留料が高いんじゃないかという話もあるんですが、他県と比較して宮崎県はそんなに高くないんだというのが分かれば教えてください。

○赤嶺漁業管理課長 他県の係留費用については手元に持ち合わせておりませんが、その整備に係る費用に対して使用する受益といい

ますか、そういう形での使用料というものは積算されております。場所によって係留とか出入りが非常にしやすいところでありましたら、その係留料というのはおのずと高くなりますし、若干不便といいますか、波の当たりがちょっと強いようなところに関しては若干安いといった、その場所場所によつての違いと、あとはメーター当たり幾らという単価が設定されております。

○安田委員長 他に何かないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、第2班の審査を終了いたします。

総括質疑の準備があるため、暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時16分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしました。これから総括質疑を行います。

農政水産部全般について質疑ありませんか。

○野崎委員 鳥獣被害のことでいろいろ質問があったと思うんですけども、農政水産部としては水際対策で捕獲してそれをどう処理するか、ジビエとして食べるとかそういった事業があります。考え方を変えて、もともと山の中にいた鳥獣が里山に下りてくるという山があるのがいけないのであって、昨日も環境森林部のほうにそう言いました。再造林日本一を目指していますが、鳥獣が住める森づくり、杉だけじゃなくて、実のなるものを植えて里山に下りてこない山をつくっていかなきゃならない、どうですかという話もしました。

農政水産部は、ICTとかを使って、どこの

辺りにどれだけの、例えばイノシシが捕れたとかいったデータ等を環境森林部と共有して、環境森林部はそのデータに基づいて森づくりをしていくといったタイアップが必要じゃないかなと思って聞いておりました。

そのことについて、部長から何かあればお話をいただければと思います。

○久保農政水産部長 おっしゃるとおり、庁内の連絡調整や情報共有というのは非常に大事なことだと思います。里山をつくるということにしても鳥獣の問題もありますし、本日の審議の中でも各部内の連携もありました。

本当に肝に銘じて連携しながらしっかり情報共有を図り、持っているところが情報共有するという形で何とか対応していければと思っております。

○野崎委員 また、農家の所得向上を目指していろいろやらなきゃいけないんですけれども、価格転嫁の話も出ましたが、農林水産省の方と話したところ、価格転嫁と言うけれども、低所得者の方がいらっしゃってなかなかとか、低所得者の方のことも考えられていました。

ただ、農家は低所得者のために仕事をしているわけではないので、そこら辺のマッチングというか、すごく広域な、福祉保健部のほうとも話になるのかなと聞いていたところでございます。そこをクリアして、所得が向上しないとなかなか若者に対して魅力的な農業がつかれないんじゃないかなと思っています。

3大プロジェクトで子ども・若者プロジェクトがあります。そこに育児休業の事業がありました。この前農家の方と話していたら、うちらは子供をおんぶして農作業せないかんとぞと。男も嫁さんも農家は休みがないんだと話してい

ました。

育児休業が取れない職業があるわけです。こういった3大プロジェクトを考えただけでも、一般の企業で働いている方と農業をやっている方で、やっぱり格差が出るわけですね。

農家の若い夫婦は子育てをどうしていくべきかとかも含めて考えないと、全体的な子ども・若者プロジェクトにはならないし、農業を担っていく人は魅力を感じないんじゃないかなと思います。行政はどこを向いているんだと、ネクタイを締めるサラリーマンを見ているのか、汗にまみれ、土だらけになった我々を見てくださいのかと、そういった感覚を抱きますので、それは農政サイドからしっかり訴えていくべきじゃないかなと思ったところです。

あと、なぜ農業を守っていくかということ、御覧のとおり世界の人口はどんどん増えていて、国策ですけれども、食料安全保障の問題——食料自給率を上げなきゃいけないというのが一番最後の肝であって、農家をやっている方、我々議員もそうですし、県民も国民も、そういった危機的な機運上昇につながっていないと私は感じております。

このままいくと食料と水資源は本当に奪い合いになって枯渇するというような——ただ食料自給率を上げていくかを常にどこかでうたっていないと——何でこの事業をするのかと、最後はこういう目的があるんだと。日本の食料安全保障——食料を守っていかなきゃいけないんだということを常に訴えないと、1個1個の説明は分かるんですけれども、何のためというのが分からないので、そういったこともずっと訴えながらやっていくといいのかなと思ったところです。

あとは、4月から13JAと3連合会が合併してスタートしますけれども、今までJA各地区で、行政が担う仕事も大分やられてきたと思います。1戸1戸の農家を回って営農指導をしたり、時には世間話をしたり、そういった本当に細かいサービスをしてきたと思うんです。それが合併によってどうなるのかというのはスタートしてからでないと見えないので——今まで農家が安心して農業をして、生活できた部分が合併によってどうなるかは分かりません。その抜けたところは行政がしっかり穴埋めしなきゃいけないので、そこら辺は令和6年度から行政も注視しながら、今までどおりの農村、特に中山間地域がしっかり守れるような農業をつくっていかなくちゃいけないんじゃないかなと思っていますところ。

総括になりましたが、部長から何かあればよろしくをお願いします。

○久保農政水産部長 まず冒頭の育児休業が取れないという状況についてでございます。確におっしゃるとおり、農政水産部として育児休業とか働き方改革について、真っ向から事業を立ち上げているわけではございませんが、例えば畜産ヘルパーであったりとか、休みが取れるような制度をつくったり、あるいは担い手を確保するに当たってもトイレや休憩所を整備したりとか、そういう働き方の面では、部分的ではありますけれど変えているところでございます。

しかしながら、おっしゃるように、全体的に育児休業とか、公務員みたいな制度がしっかりあるわけでもございません。ただ、そこに向かってはしっかり担い手確保という中でも対応してまいりたいと思いますし、今回も御審議いただきましたけれども、スマート化であったり、あ

るいはピーマンの自動収穫ロボットのような形で、少しでも労力を軽減できるような方法を何とか模索していきたいと思います。

あとは、社会全体として子育ては福祉保健部でもやっておりますので、先ほどの冒頭の話ではございませんが、しっかり農政水産部からもそういったところをお願いして、対応できるように情報共有を図っていきたくて思っております。

それと食料自給率を上げていかなきゃいけない、危機感が上昇していないという話は、これも本当におっしゃるとおりであろうと思います。

私も、部長としていろいろ携わって、本当にそこは心配しているところではございます。そのために、今回もいろいろな予算をお願いしております。本当にこれからは担い手も減っていき、高齢化も進みます。

そうした中で、やはり食料供給基地としての本県の役割がますます重要になると思います。今回もそこに向けての予算がございましたけれども、スマート化とか、あるいは多様な働き手を確保していくというような形で、何とか生産性を向上できるように、JAなどとも一体となって、本当に危機感を出しながら一生懸命やっていきたいと思っています。

価格の問題についても、国でも食料基本法の改正の話になっておりますけれども、そういったところを踏まえながらしっかり対応していけたらと思っております。

それとJAの合併についてでございますが、確かに合併して生産者が不便になるようなことがあってはいけないと思います。そこは既にJAとも情報共有をしておりますので、そういうことがないようにしっかりと見守りながら、ま

た宮崎県はＪＡと一番うまく連携が取れているという自負心もございます。ＪＡとはしっかりと連携しながら、生産者のほうに迷惑がかからないようにやっていきたいと考えております。

○黒岩委員 先日、水産試験場の再編の計画が発表されましたけれども、新年度の予算の中ではなかったような気がしています。

この計画については、想定としていつ頃から着手されるのか、その辺りが分かれば教えていただきたいと思います。

○大村水産政策課長 今回の令和6年度当初予算では計上されておりませんが、今年度の2月補正で新しい試験場の県北の増養殖支場の設計予算を計上しているところです。

○黒岩委員 そうでしたね。失礼しました。

昨年、南郷漁業協同組合所属の竜喜丸がカツオ一本釣りで日本一になりましたけれども、いろいろ聞きますと、カツオなりビンチョウマグロなり、群れがこの辺にいるよという情報を宮崎県の水産試験場からどんどん取って、それでピンポイントで漁ができたのが日本一の要因だったという話も聞いています。

県のそういうバックアップがうまくいったことで日本一を達成できたということで、非常に地元の方も喜んでおられます。

ますますそういう県との連携で機能が高まって日本一が続けられるように、今後も引き続きよろしくお願いいたします。

○丸山委員 地球温暖化ということをよく言われていて、今年の冬も南九州は一番暑かったというぐらい、もう地球がちょっと変わってきているということが報道とかデータの的にもあります。第八次宮崎県農業・農村振興長期計画や、令和6年度の当初予算にて温暖化に対応してこ

んなことを試験研究していて、防災営農をしつかりやっていきますよとかいうのであったり、地球温暖化に対応する農業とかを含めて、今後どう対応していくべきなのかとか、もう少し教えてください。

また、どれだけ地球温暖化により気候が変わっても、宮崎県は食料基地として頑張っていけるんだと示してほしいし、10年、20年先じゃなく、50年、100年先も日本の食料供給基地だという形を持ってほしいと思っています。しかしながら、このままずっと地球温暖化が続いていくと、宮崎県ではなくて北海道がほとんど食料供給基地になってしまうという話があって、南九州が亜熱帯気候みたいな感じになって、全然違う農産物を作らなくちゃいけないようにシフトしなくちゃいけないのかとか、いろんなことも考えなくちゃいけないということも頭の中に入れておくべきなのかなと思います。

そのために、この第八次宮崎県農業・農村振興長期計画にどう移行していけばいいのかとかいう対応も含めて、教えていただくとありがたいかなと思っています。

○日高農政水産部次長（技術担当） 地球温暖化の対策については、委員がおっしゃるとおりで非常に重要なことだろうと思っています。

予算の中身といいますか、内容の中でそういった文言が出てこないというところはあるかもしれませんが、例えば総合農業試験場でも地球温暖化対策という形で対応しておりますし、試験研究の中でも、例えば気温が上がっても味や量などが変わらないような米の品種の育成でありますとか、ほかの野菜とか果樹等についてもそのような研究もしておりますので、そういった対応もしっかりしていきたいと思っています。

今後の地球温暖化はますます進みますし、またそれに伴う災害のほうもいろいろと想定はされますので、そういったところを見据えながら予算化、それから試験研究等も含めて——技術の伝承も含めてしっかりと対応していきたいと思っています。

○丸山委員 ぜひ、地球温暖化ということも踏まえながら対応していただこうようにお願いしたいと思っています。

野崎委員も言われましたけれども、食料安全保障ということで宮崎県の外相会合の中で宮崎アクションという形ができたんですけれども、それが本当に具現化できるのか、それが今後の宮崎県の農政、また日本の農政の在り方に関わってくるんだろうなと思っています。

宮崎県がしっかりと動かないと日本が動かないんだと、世界が動かないんだという形のあかしとして、宮崎県の農政がしっかりと引っ張っていただくような形としての新たな令和6年度になってほしいと思っていますけれども、改めて部長の意気込み等をお伺いできればと思います。

○久保農政水産部長 おっしゃるとおり、G7の宮崎アクション、これは本当に全国に先駆けてやらなきゃいけないという使命感の下、宮崎県という開催地の名前が冠として入ったというのは初めてのことでございますし、今回のこの宮崎アクションは、我々の総合目標——長期計画とも目的・方向性が全く一緒でございます。

率先してやらなきゃいけないということで、予算の中にもしっかりとG7の官民連携プロジェクトというものを上げておりますし、食料自給率を上げるという意味からも、食料安全保障という観点からも、絶対にこのG7の宮崎アクションを達成することは大切です。

そのために、今回さまざまな予算をお願いしたところでございますので、委員がおっしゃったことをしっかり踏まえながら、意気込みを持って展開してまいりたいと思っています。

本当に令和6年度が新たな幕開けというぐらいの気持ちでやっていければと思っています。

○黒岩委員 農政水産部の重点取組を見ますと、新たな事業でありますとか、改良した事業とかが多くあって、相当な思い入れを持って予算を組まれたんだろうなと受け止めます。

そういう中で、部長に今回の予算編成にかける思いといいますか、そういったものがありましたらお言葉をいただけますか。

○久保農政水産部長 今回の予算編成に当たっては、冒頭の基本的な考え方のところでもお話をさせていただいたように、本当に今、生産者にとって非常に厳しい状況にございます。そこに対してどうやって対応していくのかということもございました。

先ほどございました宮崎アクションの実践というのも絶対やらなきゃいけないところがございます。

そういう意味で、基本的な考え方について、資料4ページにも書いてございますけれども、まずは物価高騰や円安等の影響を受けにくい生産者の経営体質の強化というのが一番大事なところがございます。そういった施策を重視しながら、そうは言いながらも、今後10年先を見据えながらしっかりとやっていかないと、担い手も減少し、高齢化も急速に進んでおりますので、非常に厳しい状況でした。

そういう中で、本当に苦労して予算編成をさせていただいたところでございますが、そういった意味で今年度新たなスタートということ——

今後10年間、地域計画等も一般の御審議の中でもございましたけれども、今後地域をどうしていくかというところがまずないと、将来の宮崎の農業が描けないという問題もございます。そういう地域計画をしっかりとやりながら、今回の施策をやりながら、宮崎の農業、水産業もそうですけれども、盛り上げていけるような形でできないかなということで、少し難しいながらも両立させたというところで苦労した予算でございました。

ただ、そういう新たな種をまいたと思っていまするんですけれども、そこに今度は農業で言えば肥料をやっていかなくちゃいけないということがございますので、引き続き、委員の皆様方からも御支援・御協力をいただきながら一緒になって進めていければと思っております。

○安田委員長 ほかに何かないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時42分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程最終日に行うこととなっております。

3月11日に行いたいと思います。

開会時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後2時43分散会

令和 6 年 3 月 11 日 (月曜日)

午後 0 時 57 分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	安 田 厚 生
副 委 員 長	松 本 哲 也
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	野 崎 幸 士
委 員	日 高 利 夫
委 員	本 田 利 弘
委 員	今 村 光 雄
委 員	黒 岩 保 雄

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 任 主 事	飯 田 貴 久
総 務 課 主 任 主 事	森 口 浩 司

○安田委員長 委員会を再開いたします。

まず議案の採決を行いますが、採決の前に各議案につきまして賛否も含め、御意見をお伺いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 0 時 57 分休憩

午後 0 時 57 分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

(「一括」と呼ぶ者あり)

○安田委員長 それでは一括して採決を行いま

す。

議案第 1 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 12 号、議案第 22 号、議案第 42 号、議案第 48 号、議案第 49 号及び議案第 50 号につきましては、原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長骨子 (案) についてであります。

委員長の報告の事項及び内容について御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 0 時 58 分休憩

午後 0 時 58 分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それではそのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、継続審査といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 御異議ありませんので、この旨を議長に申し出ることといたします。

それでは、最後にその他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

令和 6 年 3 月 11 日 (月)

○安田委員長 以上で、委員会を閉会いたします。

午後 0 時 59 分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 安 田 厚 生